

# 令和6年度環境省重点施策集

令和5年12月  
環境省



# 令和6年度環境省重点施策集目次

事項	令和6年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和5年度 補正予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
<b>&lt;重点施策掲載事業&gt;</b>					
<b>1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応(統合的アプローチ)～</b>					
<b>1-1. 社会課題解決に向けた政策パッケージ</b>					
<b>(1) 地域の特性に基づく地域資源・自然資本の保全・利用による地域の活性化・強靱化</b>					
国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進・国民公園の魅力向上(国立公園等利用等推進事業費、国立公園等管理等事業費、国民公園等魅力向上推進事業)	1,891	1,848	1,270	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室、総務課国民公園室	1
自然公園等事業費等	8,235	8,235	4,786	自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課	4
OECD・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化(OECD×良好な環境の創出による自然再生・地域創生の推進)	371	291	-	自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室、水・大気環境局環境管理課	5
世界自然遺産地域の保全管理対策の強化(世界自然遺産等保全対策費、世界遺産保全管理拠点施設等整備費)	713	849	557	自然環境局自然環境計画課、野生生物課	9
(新) 環境保全と利用の最適化による地域共生型再生エネルギー導入加速化検討事業【エネ特】	720	-	-	大臣官房環境影響評価課、自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、野生生物課	11
地域脱炭素推進交付金【エネ特+GX】	42,520	35,000	13,500	大臣官房地域脱炭素事業推進課	12
地域再生エネルギーの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援(地域脱炭素実現に向けた再生エネルギーの最大限導入のための計画づくり支援事業)【エネ特】	758	800	1,885	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	14
初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援(民間企業等による再生エネルギー主力化・レジリエンス強化促進事業)【エネ特】	4,000	4,260	8,211	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	18
CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築(CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業)【エネ特】	5,500	7,500	-	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	29
(新) 地域循環共生圏の創出・拡大(地域循環共生圏創造事業費)	350	-	-	大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室	30
<b>(2) 国内外のバリューチェーンで日本企業が評価され競争優位になる仕組みの構築</b>					
プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化(プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業)【エネ特】	3,761	4,991	3,235	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	31
(新) 先進的な資源循環投資促進事業【GX】	5,000	-	-	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課	32
化石由来資源からの再生可能資源(バイオマスプラスチック、SAF等)への素材代替、金属・再生エネルギー関連製品等の省CO2型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証(脱炭素型循環経済システム構築促進事業)【エネ特】	4,672	4,672	-	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課、水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室	33
資源循環情報の活用の推進(動静脈連携による資源循環情報活用推進費)	102	83	-	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	38
商用車の電動化促進事業【GX】	-	13,599	40,900	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	39
(新) ゼロエミッション船等の建造促進事業【GX】	9,400	-	-	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	40
空港・港湾等における産業車両・荷役機械等の脱炭素化、船舶の省CO2化、電動建機の導入促進(産業車両等の脱炭素化促進事業)【エネ特】	1,822	1,715	-	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	41
(新) 運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業【エネ特】	1,165	-	-	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	47

事 項	令和6年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和5年度 補正予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
バリューチェーン全体での脱炭素経営の実践普及・高度化(バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業、持続可能な社会構築に向けた企業経営における環境三社会の統合的達成促進事業)【一部エネ特】	1,417	1,401	-	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、大臣官房環境経済課環境金融推進室、自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 他	48
工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進(SHIFT)事業(工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT事業))【エネ特】	3,329	3,685	4,034	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	53
コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化の推進(コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業)【エネ特】	7,000	7,000	-	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	54
<b>(3) 将来にわたる安全・安心で質の高い暮らしの実現</b>					
「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)をはじめとするライフスタイルの変革促進(「デコ活」推進事業(新規)、資源循環、海洋ごみ、環境教育等に係る普及啓発の推進)【一部エネ特】	3,981	218	570	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室	55
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援(断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業)【GX】	-	-	135,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	56
住宅のZEH・省CO2化促進(集合住宅の省CO2化促進事業、戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)【エネ特】	11,000	10,000	1,390	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	57
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業【GX】	-	-	11,100	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	59
(新)建築物のZEB・省CO2化促進(建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業)【エネ特】	4,719	-	6,171	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 他	60
熱中症対策の推進(熱中症対策推進事業)	397	230	-	環境保健部環境安全課	66
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	5,561	5,569	600	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	67
地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等(外来生物対策費)	629	646	400	自然環境局野生生物課外来生物対策室	68
鳥獣保護管理の推進(鳥獣保護管理対策費)	680	680	73	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室、国立公園課、生物多様性センター	70
動物の愛護及び管理の推進(動物の愛護及び管理事業)	370	370	-	自然環境局総務課動物愛護管理室	71
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	49,518	49,442	95,140	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	72
浄化槽の整備【一部エネ特】	10,413	10,413	500	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	73
<b>(4) 成長を支える人材・技術・資金供給の強化</b>					
<b>① 持続可能な地域づくりを担う人材づくり</b>					
地域脱炭素のための人材づくり支援(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の一部)【エネ特】(再掲)	758の内数	800の内数	-	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	14頁 参照
地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材の育成(バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業の一部)【エネ特】(再掲)	1,417の内数	1,401の内数	-	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、大臣官房環境経済課環境金融推進室、自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室	48頁 参照
<b>② スタートアップ・イノベーション支援</b>					
環境政策への貢献・反映を目的としたスタートアップによる技術開発・実証・実用化の推進(環境研究総合推進費関係経費の一部)	5,355の内数	5,308の内数	-	大臣官房総合政策課環境研究技術室	75
イノベーション創出のための環境スタートアップによる研究開発の支援(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)	100	100	117	大臣官房総合政策課環境研究技術室	76
環境政策への貢献・反映を目的とした研究開発の推進(環境研究総合推進費関係経費)(再掲)	5,355	5,308	-	大臣官房総合政策課環境研究技術室	75頁 参照
スタートアップ企業に対する事業促進支援(地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業の一部)【エネ特】	4,980の内数	4,980の内数	-	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	77

事 項	令和6年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和5年度 補正予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
<b>③ ESG地域金融をはじめとするサステナブルファイナンスの推進・拡大</b>					
グリーンファイナンスの裾野拡大・質の担保のための基盤整備、ESG金融の更なる浸透のための市場動向調査・情報発信（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業、ESG金融実践促進事業、企業経営のグリーン化推進事業、金融のグリーン化推進事業）【一部エネ特】	867	949	-	大臣官房環境経済課環境金融推進室	78
<b>1-2. 国際展開</b>					
<b>(1) G7の成果を踏まえた環境外交の強化</b>					
ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費	125	125	-	自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室、生物多様性戦略推進室、国立公園課	82
生物多様性条約等拠出金（昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施のための特別信託基金拠出金等）	470	465	650	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	83
海洋プラスチック汚染の国際枠組推進・科学的基盤整備や海洋ごみ対策推進（海洋プラスチックごみ総合対策費の一部）	662の内数	616の内数	-	水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室	84
GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化（GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等）【一部エネ特】	2,628	3,005	990	地球環境局総務課気候変動観測研究戦略室	86
パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムの開発・実施（国連大学拠出金の一部）	160の内数	160の内数	-	大臣官房総合政策課環境教育推進室	87
<b>(2) アジア・ゼロエミッション共同体構想等への貢献</b>					
脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）の推進（脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業）【エネ特】	14,274	13,774	2,700	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	88
アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備（アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業）【エネ特】	1,375	1,199	-	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、水・大気環境局環境管理課	92
環境インフラの導入等を通じた途上国・新興国協力の推進（環境国際協力・インフラ戦略推進費）	463	493	-	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	100
国際メタン等排出削減拠出金	-	-	200	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	101
気候変動影響評価・適応の推進（気候変動影響評価・適応推進事業）	700	732	-	地球環境局総務課気候変動適応室	102
循環産業の海外展開支援基盤整備（循環経済移行促進事業の一部）	676の内数	641の内数	-	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、リサイクル推進室、廃棄物規制課	103
<b>1-3. 自然再興（ネイチャーポジティブ）</b>					
<b>(1) 生物多様性国家戦略に基づく30by30目標や自然資本に配慮した経営等の実現</b>					
OECD・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化（OECD×良好な環境の創出による自然再生・地域創生の推進）（再掲）	371	291	-	自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室、水・大気環境局環境管理課	5頁参照
豊かさを実感できる海の再生（豊かさを実感できる海の再生事業）	171	171	-	水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室、自然環境局自然環境計画課	104
生物多様性「見える化」・国際的枠組への取組推進（生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費、生物多様性保全等のための基盤的経費）	585	597	-	自然環境局自然環境計画課生物多様性センター、生物多様性戦略推進室、生物多様性主流化室	105
<b>(2) 国立公園・国民公園の魅力向上・利用推進等による国内外からの誘客の促進</b>					
国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進・国民公園の魅力向上（再掲）	1,891	1,848	1,270	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室、総務課国民公園室	1頁参照
自然公園等事業費等（再掲）	8,235	8,235	4,786	自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課	4頁参照
世界自然遺産地域の保全管理対策の強化（再掲）	713	849	557	自然環境局自然環境計画課	9頁参照



事 項	令和6年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和5年度 補正予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
IoTを活用した連続温泉モニタリングの仕組みの構築等を通じた地域共生型地熱利活用の推進(地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業)【エネ特】	200	210	-	自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室、国立公園課	107
<b>1-4. 炭素中立(ネットゼロ)</b>					
<b>(1) 経済・社会の脱炭素移行</b>					
<b>① 地域共生型再生可能エネルギーの導入加速化</b>					
地域脱炭素推進交付金【エネ特+GX】(再掲)	42,520	35,000	13,500	大臣官房地域脱炭素事業推進課	12頁 参照
株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融資促進(株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融資促進事業)	71	71	-	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	108
地域再エネの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援【エネ特】(再掲)	758	800	1,885	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	14頁 参照
初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加速化支援(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)【エネ特】(再掲)	4,000	4,260	8,211	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	18頁 参照
防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)【エネ特】	2,000	2,000	2,000	大臣官房地域脱炭素事業推進課、環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	109
(新)環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業【エネ特】(再掲)	720	-	-	大臣官房環境影響評価課、自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、野生生物課	11頁 参照
<b>② 脱炭素につながるライフスタイルの実装</b>					
「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)をはじめとするライフスタイルの変革促進(「デコ活」推進事業(新規)、資源循環、海洋ごみ、環境教育等に係る普及啓発の推進)【一部エネ特】(再掲)	3,981	218	570の内数	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室	55頁 参照
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援(断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業)【GX】(再掲)	-	-	135,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	56頁 参照
住宅のZEH・省CO2化促進【エネ特】(再掲)	11,000	10,000	1,390	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	57頁 参照
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業【GX】(再掲)	-	-	11,100	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	59頁 参照
(新)建築物のZEB・省CO2化促進【エネ特】(再掲)	4,719	-	6,171	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 他	60頁 参照
<b>③ バリューチェーン・サプライチェーンの脱炭素移行</b>					
商用車の電動化促進事業【GX】(再掲)	-	13,599	40,900	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	39頁 参照
(新)ゼロエミッション船等の建造促進事業【GX】(再掲)	9,400	-	-	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	40頁 参照
空港・港湾等における産業車両・荷役機械等の脱炭素化、船舶の省CO2化、電動建機の導入促進(産業車両等の脱炭素化促進事業)【エネ特】(再掲)	1,822	1,715	-	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	41頁 参照
(新)運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業【エネ特】(再掲)	1,165	-	-	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	47頁 参照
バリューチェーン全体での脱炭素経営の実践普及・高度化【一部エネ特】(再掲)	1,417	1,401	-	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、大臣官房環境経済課環境金融推進室、自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 他	48頁 参照
工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進(SHIFT)事業【エネ特】(再掲)	3,329	3,685	4,034	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	53頁 参照
コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化の推進【エネ特】(再掲)	7,000	7,000	-	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	54頁 参照

事 項	令和6年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和5年度 補正予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
<b>④ 成長志向型カーボンプライシングの取組</b>					
カーボンプライシング調査(カーボンプライシング調査事業)【エネ特】	200	250	-	大臣官房環境経済課市場メカニズム室	110
J-クレジット制度の運営・促進(温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部)【一部エネ特】	585の内数	554の内数	-	地球環境局地球温暖化対策課 他	111
グリーン購入・契約推進(グリーン購入・契約推進経費)	70	70	-	大臣官房環境経済課	112
<b>(2) 脱炭素化を加速する先導技術の早期実証・社会実装</b>					
再エネ等から製造した水素の利活用推進(脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業)【エネ特】	4,783	6,579	-	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	113
CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築【エネ特】(再掲)	5,500	7,500	-	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	29頁 参照
潮流発電の実用化技術確立や商用展開に向けた実証(潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業)【エネ特】	650	650	-	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	116
スタートアップ企業に対する事業促進支援(地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業の一部)【エネ特】(再掲)	4,980の内数	4,980の内数	-	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	77頁 参照
革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化(革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業)【エネ特】	3,800	3,800	-	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	117
脱炭素に向けた革新的触媒技術の開発・実証(地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業)【エネ特】	1,900	1,900	-	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	118
<b>(3) 森林等の吸収源対策及び適応策の推進</b>					
森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費	73	33	-	地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室	119
温室効果ガスインベントリの管理(2050年カーボンニュートラルの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費の一部)【一部エネ特】	1,240の内数	1,240の内数	-	地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室、地球環境局地球温暖化対策課、大臣官房地域政策課	120
熱中症対策の推進(熱中症対策推進事業)(再掲)	397	230	-	環境保健部環境安全課	66頁 参照
気候変動影響評価・適応の推進(再掲)	700	732	-	地球環境局総務課気候変動適応室	102頁 参照
<b>1-5. 循環経済(サーキュラーエコノミー)</b>					
<b>(1) 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行の加速化</b>					
プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】(再掲)	3,761	4,991	3,235	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	31頁 参照
(新)先進的な資源循環投資促進事業【GX】(再掲)	5,000	-	-	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課	32頁 参照
化石由来資源からの再生可能資源(バイオマスプラスチック、SAF等)への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO2型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証(脱炭素型循環経済システム構築促進事業)【エネ特】(再掲)	4,672	4,672	-	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課、水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室	33頁 参照
食品ロス削減、サステナブル・ファッション及びプラスチック等の資源循環の推進やリユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援 ※「デコ活」をはじめとするライフスタイルの変革促進(食品ロス削減、サステナブル・ファッション等)を含む	884	720	570	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、リサイクル推進室	123
リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務	46	38	-	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	129
資源循環情報の活用の推進(動静脈連携による資源循環情報活用推進費)(再掲)	102	83	-	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	38頁 参照
循環経済移行促進事業(再掲)	676	641	-	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、リサイクル推進室、廃棄物規制課	103頁 参照

事 項	令和6年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和5年度 補正予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
<b>(2) 強靱な廃棄物処理体制の構築</b>					
大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討	330	333	-	環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室	130
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】(再掲)	49,518	49,442	95,140	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	72頁 参照
浄化槽の整備【一部エネ特】(再掲)	10,413	10,413	500	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	73頁 参照
PCB廃棄物の適正な処理の推進等	3,457	4,055	3,982	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付 ホリ塩化ビフェニル廃棄物 処理推進室	131
<b>2. 公害や災害を乗り越える地域が共生する社会に向けた取組～不変の原点の追求～</b>					
<b>2-1. 人の命と環境を守る基盤的取組</b>					
<b>(1) 公害等の健康被害対策と生活環境保全</b>					
水保病総合対策関係経費	10,921	11,075	-	環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室	132
石綿飛散防止総合対策の推進(石綿飛散防止総合対策費)	68	68	-	水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室	133
石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査や診断支援等の推進(石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・診断支援等事 業)	54	32	-	環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	134
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)(再掲)	5,561	5,569	600	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	67頁 参照
国際的な動向を踏まえた化学産業への支援(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費の一部)	593の内数	549の内数	-	環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室	135
GFCに係る調査検討及び国内実施計画の策定(化学物質国際対応政策強化事業費の一部)	79の内数	55の内数	-	環境保健部環境安全課	136
PFAS総合対策の推進(PFAS対策推進費、総PFAS対策等検討事業)	206	70	150	水・大気環境局環境管理課、環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室	137
水・土壌環境における有害物質等の対策検討調査費	68	68	-	水・大気環境局環境管理課	139
(新) 水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費	119	-	-	水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室	140
<b>(2) 良好な環境の創出</b>					
良好な環境の創出(OECM×良好な環境の創出による自然再生・地域創生の推進の一部)(再掲)	371の内数	291の内数	-	自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室、水・大気環境局環境管理課	5頁参 照
豊かさを実感できる海の再生(再掲)	171	171	-	水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室、自然環境局自然環境計画課	104頁 参照
海洋プラスチック汚染の国際枠組推進・科学的基盤整備や海洋ごみ対策推進(海洋プラスチックごみ総合対策費の一部) (再掲)	662の内数	616の内数	3,525	水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室	84頁 参照
<b>(3) 特定外来生物対策や鳥獣保護管理、動物愛護管理の強化等</b>					
地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等(外来生物対策費)(再掲)	629	646	400	自然環境局野生生物課外来生物対策室	68頁 参照
鳥獣保護管理の推進(再掲)	680	680	73	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室、国立公園課、生物多様性センター	70頁 参照
二ホンジカ・イノシシの捕獲事業支援(指定管理鳥獣捕獲等事業費)	200	200	2,300	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	141
希少種の保全対策の推進(希少種保護対策費)	700	702	-	自然環境局野生生物課希少種保全推進室	142
動物の愛護及び管理の推進(動物の愛護及び管理事業)(再掲)	370	370	-	自然環境局総務課動物愛護管理室	71頁 参照

事 項	令和6年度 当初予算(案)額 (百万円)	令和5年度 当初予算額 (百万円)	令和5年度 補正予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
<b>2-2. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組</b>					
<b>(1) 環境再生に向けた取組等の着実な実施</b>					
中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用の推進等(中間貯蔵関連事業)【復興特】	100,806	178,646	-	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室	144
除去土壌等の適正管理及び原状回復等の実施(除去土壌等適正管理・原状回復等事業)【復興特】	14,981	16,929	-	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	145
特定復興再生拠点区域の整備に必要な除染等の実施(特定復興再生拠点整備事業)【復興特】	37,017	43,579	-	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、特定廃棄物対策担当参事官室	146
(新) 特定帰還居住区域の整備に必要な除染等の実施(特定帰還居住区域整備事業)【復興特】	44,962	0	-	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、特定廃棄物対策担当参事官室	147
放射性物質汚染廃棄物の処理等(放射性物質汚染廃棄物処理事業等)【復興特】	40,736	72,993	-	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	148
東日本大震災被災地における環境モニタリング調査(ALPS処理水放出に係る海域環境のモニタリングを含む)【復興特】	817	824	-	水・大気環境局海洋環境課	149
<b>(2) 未来志向の復興加速 ～希望ある未来へのリデザイン～</b>					
放射線の健康影響に関する風評加害を生まないための取組の推進(放射線健康管理・健康不安対策事業費)	1,103	1,153	-	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	151
「脱炭素×復興まちづくり」の推進(「脱炭素×復興まちづくり」推進事業)【エネ特】	500	500	-	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付福島再生・未来志向プロジェクト推進室	152
国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用の推進の一部(再掲)	1,891の内数	1,848の内数	1,270の内数	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室	1頁参照

# 国立公園等利用等推進事業費



【令和6年度予算（案） 651百万円（612百万円）】

【令和5年度補正予算額 1,270百万円】

国立公園等における持続的なツーリズムと感動体験の提供により、保護と利用の好循環・地域活性化を図ります。

## 1. 事業目的

国立公園等の美しい自然の中での感動体験を柱とした利用の高付加価値化や地域と連携した持続的かつ適切な利用、子どもの自然体験等を推進し、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現するとともに、国内外からの誘客に貢献し、地域活性化を図る。

## 2. 事業内容

- (1) 国立公園満喫プロジェクト推進事業
  - (2) ロングトレイル体制強化等推進事業
  - (3) 国立公園等地域連携プログラム強化事業
  - (4) エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業
  - (5) エコツーリズム総合推進事業
  - (6) ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業
  - (7) 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業
  - (8) 国立公園等利用ふれあい推進事業【地方】
- (R5補正) 国立公園における滞在体験等の魅力向上事業

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／交付金（1/2）
- 請負先 民間事業者・団体／地域協議会
- 実施期間 平成16年度～

## 4. 事業イメージ



■ 国立公園満喫プロジェクト等の推進（各国立公園の利用のストーリー・計画策定、人材育成、情報発信、官民連携、利用者負担等）、ロングトレイルの活用、地域と連携した普及啓発事業、エコツーリズムの推進、ジオパークとの連携強化、子どもの自然体験等の推進等



■ 滞在体験の魅力向上に向けた基本構想等の検討・策定、地域協働体制の構築、サウンディング調査等



■ アドベンチャートラベルの展開に向けた連携枠組みの構築、体験の磨き上げ等

お問合せ先： 自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8277／国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271





【令和6年度予算（案） 1,119百万円（1,116百万円）】

我が国を代表する自然の風景地である国立・国定公園の保護とその観光利用等の増進を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上を図ることにより、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する30by30目標を達成し、優れた自然の風景地を保全し、健全な生態系を確保する。
- ② 国立公園等において、広範な関係者と連携しつつ、保護と利用の好循環を形成するとともに、保護管理施策や管理体制の充実を図り、法令等に基づく適切な保全・管理を着実に実施する。

## 2. 事業内容

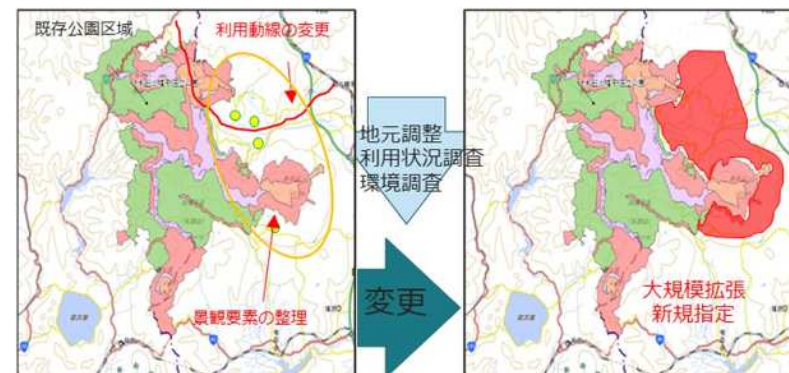
- (1) 国立・国定公園新規指定等推進事業費
- (2) 国立公園内生物多様性保全対策費
- (3) 日光国立公園「那須平成の森」管理運営事業
- (4) 山岳環境保全対策事業
- (5) 国立公園協働型管理運営体制強化事業
- (6) 自然環境資源の持続的活用推進事業
- (7) 国立・国定公園の海域適正管理強化事業
- (8) 特定民有地買上事業費
- (9) 国立公園管理計画等策定調査・推進費【地方】
- (10) 国立公園内生物多様性保全対策費【地方】
- (11) 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費【地方】

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、補助事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

## 4. 事業イメージ

### 国立・国定公園新規指定等推進事業費のイメージ



### グリーンワーカーの具体的な活動例



登山道の維持・補修



地域景観の保全





旧皇室苑地として国民公園等が持つ魅力を最大限活用するための取組を実施します。

## 1. 事業目的

- ① 各国民公園等が持つポテンシャルを引き出し、一層の魅力の向上を図る。
- ② 来苑者による公園施設への負荷を緩和しながら、各国民公園等の各施設の利便性・安全性を確保する。

## 2. 事業内容

近年、新宿御苑をはじめとする国民公園(皇居外苑、京都御苑など)では、海外から多くの外国人観光客が来園してきており、著名な観光口コミサイトでは、新宿御苑が国内有数の観光地と位置づけられており(Trip adviser2023：全国7位、関東2位)、海外における注目度が一層高まっている。

このように、国民公園等は上質な庭園環境を守りながら国民への利用に供していること、欧米の観光客から特に高い評価を受けていることから、それぞれの苑地が持つポテンシャルを更に引き出すことが重要である。

日本の代表的な庭園・公園である新宿御苑において、閉園時間を活用する特別開園等の実施や、国の重要文化財を始めとした魅力的な施設の運営など、旧皇室苑地としての価値を維持しながら日本の歴史・伝統に触れることのできる空間として、幅広く魅力を提供するとともに、キャッシュレスへの対応など利便性の向上を通じ、更なる来園者数の増加、満足度の向上を図る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和2年度～

## 4. 事業イメージ



旧洋館御休所（国の重要文化財）



キャッシュレス設備導入

年度	事業概要
R 4	新宿御苑魅力向上推進事業(継続) 皇居外苑魅力向上推進事業(継続) 京都御苑魅力向上推進調査
R 5	新宿御苑魅力向上推進事業(継続) 皇居外苑魅力向上推進事業(継続)
R 6	新宿御苑魅力向上推進事業(継続)

# 自然公園等事業費等



【令和6年度予算(案) 8,235百万円(8,235百万円)】  
【令和5年度補正予算額 4,786百万円】



## 国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

### 1. 事業目的

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③ 自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
- ⑤ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

### 2. 事業内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- ・ 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

### 4. 事業イメージ

#### 事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



ビジターセンター、  
標識の整備

#### 事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター  
整備

#### 事例3：国立公園施設の強靱化



歩道の整備

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話：03-5521-8281



# OECM×良好な環境の創出による自然再生・地域創生の推進



【令和6年度予算（案） 371百万円（291百万円）】

環境省

OECMの活用と良好な環境の創出の相乗効果により、自然再生・地域創生を実現します。

## 1. 事業目的

「OECMの活用」と「良好な環境の創出」を相互補完的に促進することで、その相乗効果により、水道水源となる森や川から、里・まちを通して海に至るまで、貴重な自然環境や良好な環境を有機的に結びつけ、広域的な生態系ネットワークとして「森・里・まち・川・海」のつながりを確保し、自然再生と地域創生を実現する。

## 2. 事業内容

(1) OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業

- ①自然共生サイト法制化や沖合海域等国制度によるOECMの調査・検討
- ②地域の課題解決にもつながる失われた生物多様性の回復・創出の実証
- ③企業等の活動促進につながるインセンティブ構築
- ④地域のネイチャーポジティブ活動の支援

(2) 良好な環境の創出促進事業

- ①良好な環境の創出に関する調査・検討  
地域特有の自然や文化を合わせ持つ良好な環境の調査、観光等の活用検討等
- ②OECM等を活用した良好な環境の創出モデル事業  
地域環境保全によりwell-being向上と地域活性化を実現するモデルを構築等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、交付金（3/4,1/2または定額）
- 請負先/対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

## 4. 事業イメージ

OECM：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域。  
我が国においては、里地里山、ビオトープ、様々な目的で管理されている森林、都市や工場の緑地等、多様な場所が該当する。



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室、水・大気環境局環境管理課 電話：03-5521-8343、03-5521-8292

# OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業



【令和6年度予算（案） 346百万円（266百万円）】



## 2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、OECMを活用した民間・地域の実践を促進します。

### 1. 事業目的

- ① OECMに繋がる自然共生サイト制度を法制化し、2026年度までに500以上のネイチャーポジティブ活動を認定します。
- ② ネイチャーポジティブ活動を促進するためのインセンティブを構築します。
- ③ 地域の課題解決にもつなげる生物多様性の回復・創出も含めた取組を応援します。

### 2. 事業内容

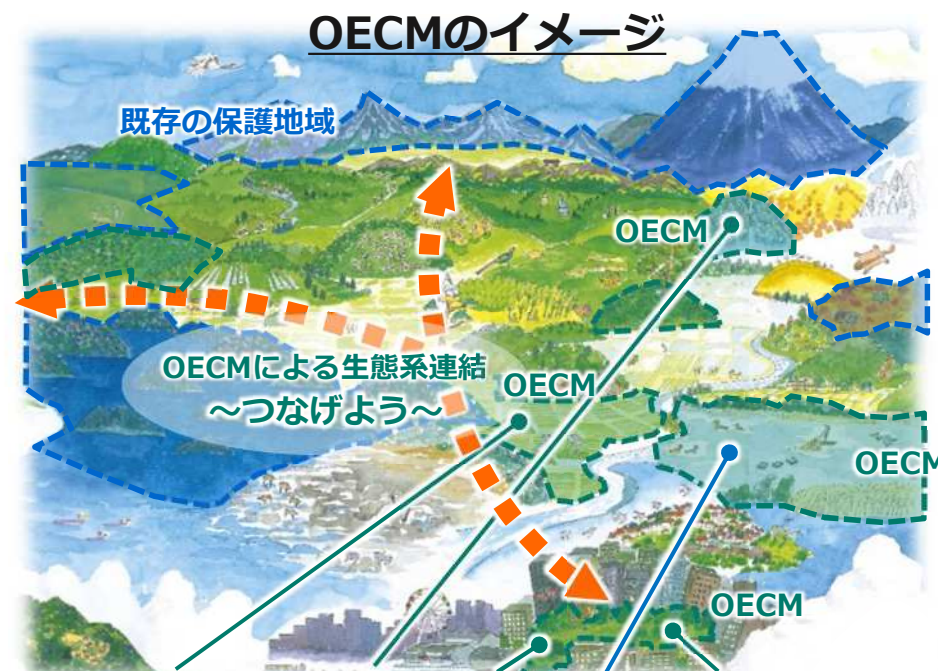
1. 自然共生サイトの法制化に向けて必要な調査・検討、ガイドライン等の作成を実施するとともに、法施行までは現行の仕組みを運用します。また、沖合海域など国制度によるOECMの調査検討を進めます。
2. 法施行に向けて、どのような回復・創出が認定対象になるか、地域の課題解決にもつなげる失われた生物多様性を回復・創出する取組を実証します。
3. 企業等の活動促進につながるインセンティブ（自然共生サイトの支援を評価する貢献証書制度、マッチングの仕組み、専門家派遣等の伴走支援、簡易モニタリング手法の技術開発等）を構築します。
4. 地域のネイチャーポジティブ活動を支援します。

### 3. 事業スキーム

○事業内容	(1)～(3)	(4)
■事業形態	請負事業	交付金(3/4、1/2又は定額)
■請負先/対象	民間事業者等	地域生物多様性協議会(非営利団体、自治体等)等

### 4. 事業のイメージ

OECM：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域



里地里山、水源の森、企業緑地、都市の自然などをOECMとして登録。海域OECMも検討。

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室 電話：03-5521-8343



民間の  
主体性  
を引き  
出す取  
組

制度  
構築

ネイチャーポジティブ活動の法制化・制度運用

自然共生サイト認定加速化事業、国際的な理解促進事業

自然共生サイトの法施行に向けて必要な調査・検討、ガイドラインの作成、認知度向上の取組を実施するとともに、法施行までは現行の仕組みを運用。

失われた生物多様性を回復・創出

健全な生態系回復・創出事業、自然再生活動推進事業

法施行に向けて、どのような回復・創出が認定対象になるか、地域の課題解決にもつながる失われた生物多様性を回復・創出する取組を実証。

取組  
促進

企業等の活動促進につながるインセンティブ

インセンティブ構築事業、簡易モニタリング開発事業

活動促進につながるインセンティブ（自然共生サイトの支援を評価する貢献証書制度、マッチングの仕組み、専門家派遣等の伴走支援、簡易モニタリング手法の技術開発等）を構築。

地方の取組・支援

地域保全活動支援事業

自然共生サイト認定を促進するため、地域における生物多様性の保全・再生に関する先進的・効果的な活動を支援。

国主体  
による  
取組

沖合海域等の調査・検討

国制度OECEM連携事業

既存の生物の分布データや海底鉱物資源開発の状況などを基に、高精度のモデリング解析を行い、海域におけるOECEMの候補海域を調査・検討。

# 良好な環境の創出促進事業



【令和6年度予算(案) 25百万円(25百万円)】

国民のwell-beingや地域の魅力向上、ネイチャーポジティブ実現のため、良好な環境の創出を促進します。

## 1. 事業目的

OECM等を活用した「良好な環境」の保全・再生・創出と、持続可能な利用を促進することで、国民のwell-beingや地域の魅力向上、持続可能な観光等の地域活性化、ネイチャーポジティブやOECMへの貢献により、水・大気環境政策による持続可能な社会を構築する。

## 2. 事業内容

- ① 良好な環境の創出に関する調査・検討
  - ・身近な環境への意識・ニーズ、水環境の生物多様性、土壌の多面的機能、感覚環境づくり等の調査・検討
  - ・観光資源としての良好な環境の需要、オーバーツーリズム抑制の検討、我が国特有の自然や文化を合わせ持つ良好な環境の体験機会の調査
- ② 良好な環境の創出モデル事業
  - ・豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然、文化の保全により、地域住民のWell-Beingの向上と地域活性化を実現する先駆的モデルを構築
  - ・水道水源となる森や川から海に至るまで、OECMも活用した良好な環境の創出に取り組む地域を支援・連結し、流域一体的な保全のモデルを構築

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5～10年度

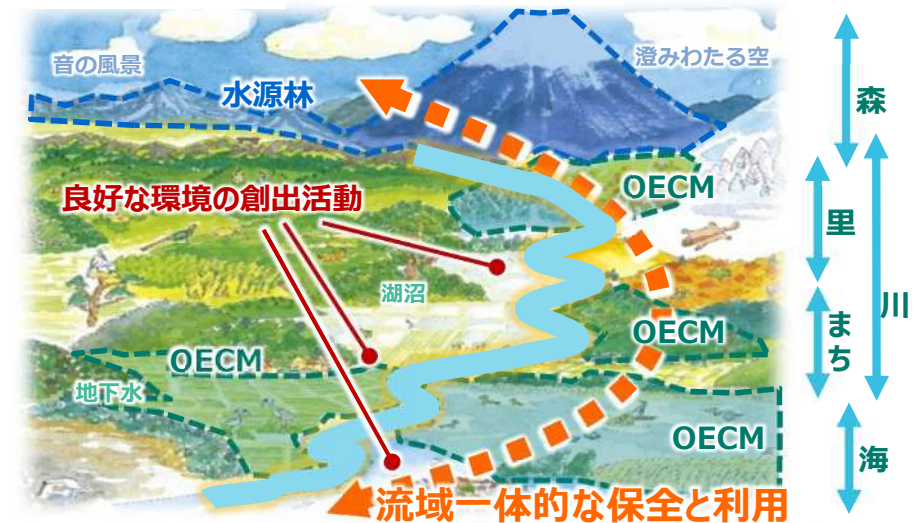
## 4. 事業イメージ



豊かな水辺の活用

星空観察による保全

山々にこだまする鐘の音



OECM: 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

お問合せ先： 環境省水・大気環境局 環境管理課、自然環境局 自然環境計画課

電話：03-5521-8292



# 世界自然遺産等保全対策費



【令和6年度予算（案）515百万円（541百万円）】

【令和5年度補正予算額 197百万円】

## 世界自然遺産等の管理水準を向上させ、将来に渡ってその顕著で普遍的な価値を維持します

### 1. 事業目的

- ① 世界自然遺産地域等の重要な自然環境において順応的保全管理を推進する
- ② 外来種対策等を進め、核心的な価値である生態系や生物多様性の価値を将来に渡って維持する
- ③ 地域資源として国内外から多くの観光客を呼び込むとともに、適正な利用を推進し、持続的な地域振興に貢献する

### 2. 事業内容

2021年の奄美・沖縄の登録により、国内の候補地のすべてが世界自然遺産に登録された。今後は、条約でその将来に渡る保護が義務付けられている各地域の管理水準を向上させつつ、外来種等の新たに生じた課題に適切に対処する必要がある。このため、科学委員会等の運営により、長期のモニタリングや最新の科学的知見に基づく順応的保全管理を地域関係者と合意形成を図りながら推進し、世界遺産委員会から勧告・奨励されている外来種対策や観光管理、気候変動への対応等を進める。特に、生態系や生物多様性といった遺産の核心的な価値に横断的に影響を与える外来種対策を強化し、希少種をはじめ地域資源の価値を保全する。また、国内外から多数の観光客を呼び込む一方、密猟対策や希少種の交通事故対策といった適正な利用のコントロールを行い、持続的な地域振興に貢献する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間団体
- 実施期間 平成15年度～終了予定なし

### 4. 事業イメージ

国内5つの世界自然遺産地域



- ・ 科学的知見に基づく順応的保全管理
- ・ 外来種対策、希少種保全
- ・ 普及啓発 / 利用のコントロール 等

管理水準の向上により、世界自然遺産地域の顕著で普遍的な価値を将来に渡って維持し、持続的な地域振興に寄与

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課 電話： 03-5521-8274

# 世界遺産保全管理拠点施設等整備費



【令和6年度予算（案） 197百万円（308百万円）】

【令和5年度補正予算額 360百万円】

世界自然遺産や野生生物の生息地等の保全・適正利用を推進し、持続可能な地域振興に貢献します。

## 1. 事業目的

- ① IUCN（国際自然保護連合）からも指摘された世界自然遺産保全管理拠点の整備により、適切な観光管理を図る。
- ② 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター等の整備・改修等を行い、国際的に重要な野生生物の生息地等の保全や適正利用を推進する。

## 2. 事業内容

政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた訪日外国人旅行者数2030年6000万人等の目標の確実な達成に向け、「魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放」を主要な施策として掲げている。

これを踏まえ、世界自然遺産やラムサール条約湿地といった国際的に重要な野生生物のホット・スポットにおいて、適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整え、オーバーユースを防止するための保全管理施設等の整備等を実施する。また、訪れるインバウンドを含む多人数の観光客が自然の価値を享受し、満足度を向上させ、長期滞在を促進させるような魅力的な展示施設とし、公開・拡充の取組を推進する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 終了予定なし

## 4. 事業イメージ

○保全管理拠点等の整備



普及啓発、立入手続、レクチャー、展示、調査研究等の機能

VRなど魅力的で訴求力の高い展示

- 価値の享受
- 満足度向上
- 長期滞在促進



世界遺産やラムサール条約湿地等の我が国の傑出した自然環境や野生生物の生息地等を保全するとともに、適正な利用を推進し、地域の持続可能な観光振興に寄与

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8274 / 環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8282

# 環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業



【令和6年度予算（案） 720百万円（新規）】



気候危機と生物多様性損失の「2つの危機」へ統合的に対応するため、再エネ導入に係る景観影響の評価・可視化等により、関係者の理解を深め、ネイチャーポジティブにも貢献する持続可能な地域共生型の再エネ導入の加速化を図ります。

## 1. 事業目的

再エネ導入に係る景観影響の評価による再エネ適地選定、関係者の合意形成、環境影響評価等の合理化・迅速化を図ることを通して、持続可能な再エネ導入を加速し、脱炭素社会実現に貢献する。

また、環境影響評価の情報（アセスメントデータ）のアクセシビリティの向上やデータ利活用の推進により、信頼性の高いファクト情報や軋轢を生じやすい過去の調査情報に基づいて、円滑に再エネ事業のを促進する。

## 2. 事業内容

再エネ導入にあたって、景観上の問題が生じやすい国立公園等における景観影響に係る解析を実施し、生じうる影響や軋轢を回避・軽減できる再エネ適地を示す。また、再エネ導入に係るアセスメントデータ利活用環境を整備するとともに、再エネの社会的受容性の向上策に資する国内外の先進事例調査・分析を行い、ガイドラインとして整備する。また洋上風力発電に係る海域調査や順応的管理実証を実施する。

### 1) 再エネ導入加速化に向けた景観影響の可視化及び社会的受容性向上調査事業

- ①再エネ施設の国立公園等に及ぼす景観影響等の評価と景観適地マップの作成
- ②再エネ施設導入に係る環境アセスメントのデータの活用環境の整備
- ③再エネ施設導入における生態系保全上の社会的受容性の向上策に関する国内外の事例調査、分析とガイドラインの整備

### 2) 洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査・提供事業

洋上風力発電の導入ポテンシャルの高い海域の環境調査を実施し、導入加速化を図る。

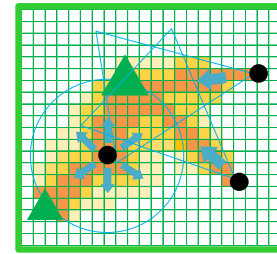
### 3) 洋上風力発電における順応的管理等実証事業

洋上風力発電の特性を踏まえた環境保全措置の考え方として、稼働に伴う環境影響を継続的に把握し低減できる手法（順応的管理）等を実証し、環境保全手法を最適化する。

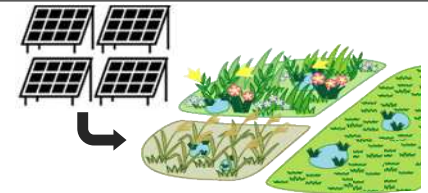
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ

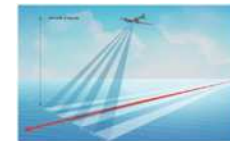


■ 景観影響の評価による再エネ適地の可視化



■ 再エネ導入の社会的受容性の向上策の調査やアセス情報の利活用環境整備 ⇒ 地域住民・事業者が信頼できる情報にアクセス可能となる。

■ 洋上風力の海域調査  
航空機を用いた海域調査のイメージ  
(出典：Waardenburg Ecology社レポート)



■ 順応的管理手法の実証  
レーダーを用いた鳥類調査のイメージ  
(出典：Robin Rader Systems B.V.社ウェブサイト)



事業者ガイドラインの作成

地域共生型再エネ導入の推進

お問合せ先：

環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課 電話：03-5521-8235

自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8273 自然環境局野生生物課課 電話：03-5521-8333



# 地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度予算(案) 42,520百万円 (35,000百万円)】環境省  
【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

## 2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・暮らし分野の脱炭素化を推進する。

### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

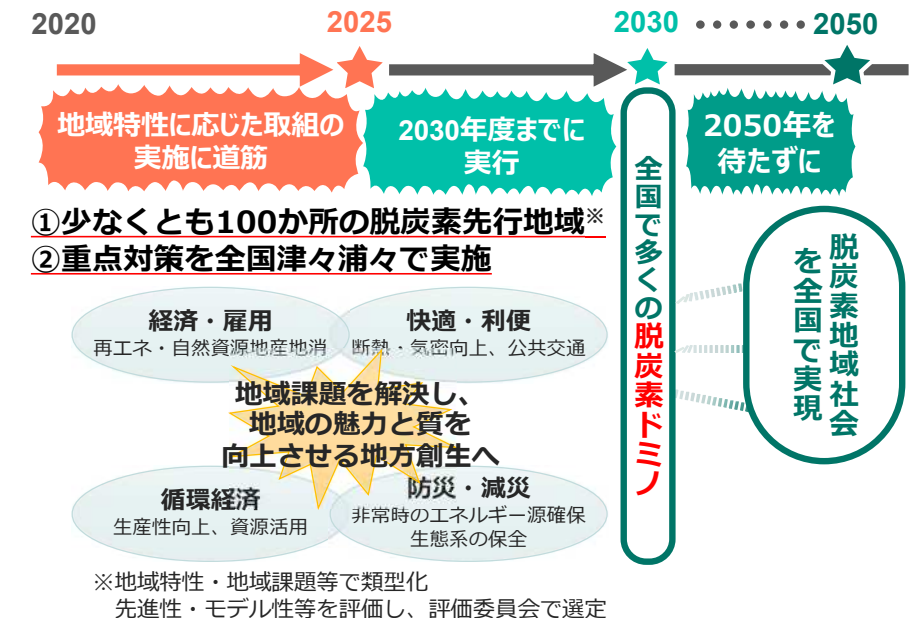
### (3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

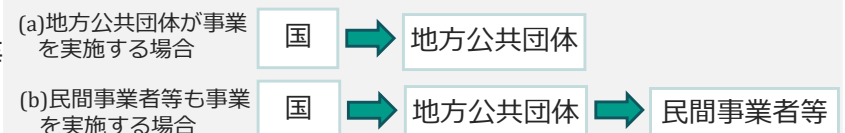
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



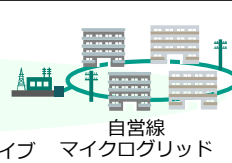
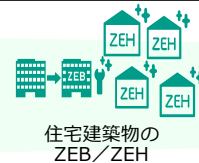
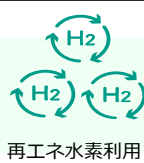
### <参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

# 地域脱炭素推進交付金 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p><b>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p><b>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)</b> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p><b>②基盤インフラ整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p><b>③省CO2等設備整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p><b>2) 効果促進事業</b> 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p><b>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</b></p> <p><b>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※</b> (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p><b>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</b> (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p><b>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導</b> (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p><b>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上</b> (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p><b>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※</b> (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕</p>	<p><b>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業</b> 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	<p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む</p>		



# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和6年度予算(案) 758百万円(800百万円)】  
【令和5年度補正予算額 1,885百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

### (2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

(1)①②③(2)①② 間接補助(定率;上限設定あり)  
(1)④(2)③(3) 委託事業

### ■ 補助・委託対象

(1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)  
(1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④(2)②③(3) 民間事業者・団体等

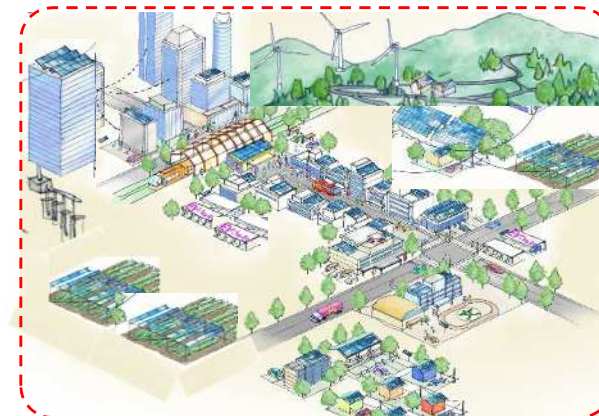
### ■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②は令和4年度～、(1)④(3)②③は令和5年度～  
(2)②は令和6年度～

## 4. 事業イメージ

### 2050年カーボンニュートラルの実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109



# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

- ① **地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援**  
地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。
- ② **公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援**  
公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。
- ③ **官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援**  
地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。
- ④ **公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業**  
ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネ導入を加速させる。

## 3. 事業スキーム

- **事業形態**
  - ① 間接補助 3/4、2/3 (上限800万円)    ② 間接補助 3/4 (上限800万円)
  - ③ 間接補助 2/3、1/2、1/3 (上限2,000万円)    ④ 委託事業
- **補助・委託対象**
  - ① 地方公共団体    ② 地方公共団体 (共同実施に限り民間事業者も対象)
  - ③ 地方公共団体、民間事業者・団体等    ④ 民間事業者・団体等
- **実施期間**  
令和3年度～令和7年度 ※ (1) ②は令和4年度～、④は令和5年度～

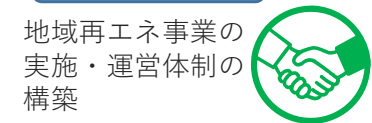
## 4. 事業イメージ



### ②④ 導入調査支援



### ③ 体制構築支援



**計画的・段階的な脱炭素への取組へ**

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限促進するため、再エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

## 2. 事業内容

### ① 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

### ② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

### ③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

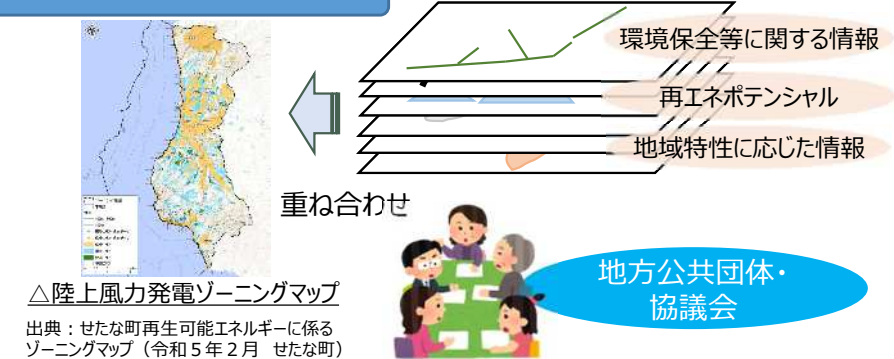
促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態
  - ① 間接補助 3 / 4 (上限2,500万円)
  - ② 間接補助 1 / 2 (上限800万円) ③ 委託事業
- 補助・委託対象
  - ① 地方公共団体 ② ③ 民間事業者・団体等
- 実施期間
  - 令和3年度～令和7年度 ※(2)②は令和6年度～

## 4. 事業イメージ

### ①③ゾーニング支援・横展開



### ②地域共生型再エネ導入調査支援

地域が望む再エネ事業の導入調査  
地域貢献 環境保全 その他



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

## 2. 事業内容

### ① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

### ② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

### ③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(3)②③は令和5年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328



# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)

デコ活  
くらしの中のエコがけ



【令和6年度予算(案) 4,000百万円(4,260百万円)】

【令和5年度補正予算額 8,211百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

## 2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

\*ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

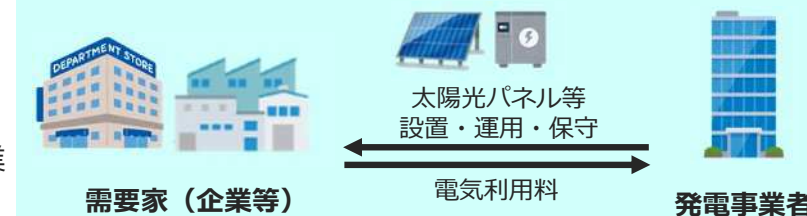
\*EV・PHVについては、(1)(2)(3)(4)(5)(7)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業/委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ

### (1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



### (2) 新たな手法による再エネ導入



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

## 1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図る。

## 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

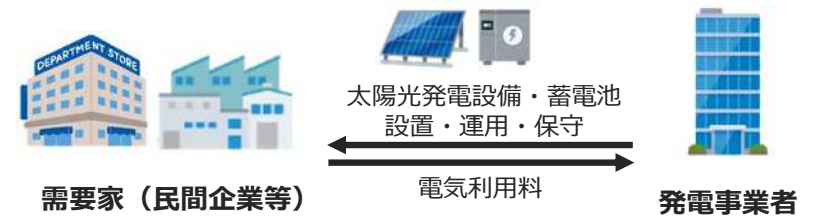
- 【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。  
 ※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須  
 ※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）
- 【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））  
 ②委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



### 太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			-

\* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。  
 \* EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

## 2. 事業内容

### ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

### ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）

営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

### ③窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）

住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

### ④オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）

オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

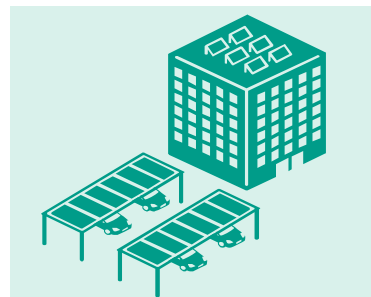
## 3. 事業スキーム

■ 事業形態 ①～④：間接補助事業（補助率1/3、1/2、3/5）

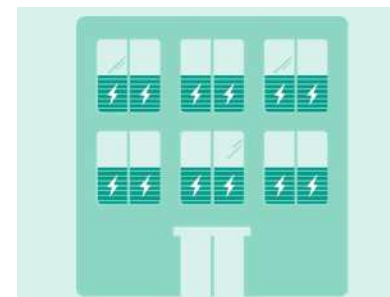
■ 補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 ① 令和3年度～令和7年度 ② 令和4年度～令和7年度  
③ 令和6年度～令和7年度 ④ 令和4年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ



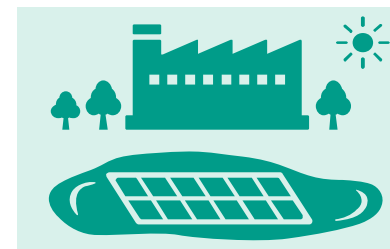
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光発電



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

### ※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱・未利用熱利用、太陽光発電以外の自家消費型再エネ発電等を支援。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

## 2. 事業内容

### ⑤再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 (補助率3/4、1/3、1/2)

地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。

### ⑥熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業地域 (補助率3/4、2/3)

地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、(a)熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、(b)寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

### ⑦新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)

新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ⑤⑥間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2、2/3）  
⑦委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ⑤⑦ 令和3年度～令和7年度 ⑥ 令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### 再エネ等の地域資源の例



熱分野 & 寒冷地の脱炭素化へ



### ※⑤コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

## 1. 事業目的

- 変動性再エネ（太陽光・風力）の普及拡大に必要となるデマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出に向け、オフサイトから運転制御が可能であり、平時のエネルギー管理や省CO2化を行う需要側設備等の導入支援を行う。再エネの出力抑制の低減のため、オフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等の導入支援を行う。
- また、通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なスマート街路灯等の導入支援等を行う。

## 2. 事業内容

### ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギー管理や省CO2化が図れる需要側設備等（充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池\*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等）を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。補助対象機器は、実用段階のものに限る。（実証段階のものは対象外）

\* 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限る（上限あり）

### ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

再エネ出力抑制の低減のための、再エネ発電事業者によるオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等を支援する。

### ③ 屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業

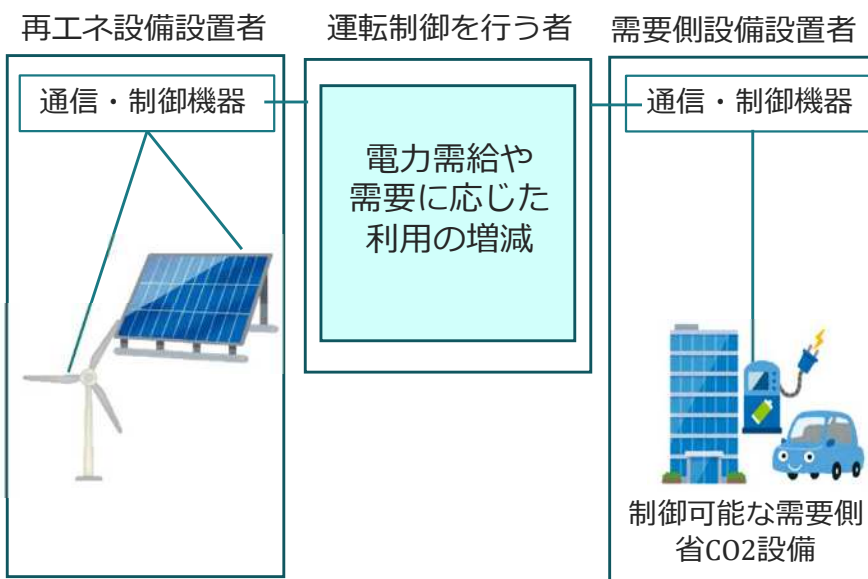
スマート街路灯（通信ネットワーク化し、遠隔調光等が可能なLED街路灯）やソーラー街路灯（太陽光発電設備及び蓄電池と一体となり、電力系統に接続されていないLED街路灯）について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯には日射計等を取り付け、地域の需給調整力の向上に必要な日射量等の気象データを収集する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③：間接補助事業（①1/2、②1/3\*、③3/4、1/3、1/4）  
③：委託事業 \* 電気事業法上の離島は1/2
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体・地方公共団体等
- 実施期間 ①② 令和2年度～令和6年度 ③ 令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### オフサイトから運転制御可能な需要側設備（①）や再エネ発電設備（②）



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業 (1/2)



再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

## 1. 事業目的

- 離島において、太陽光発電をはじめとした再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率の向上を図る。

## 2. 事業内容

### ① 運転制御設備導入支援事業

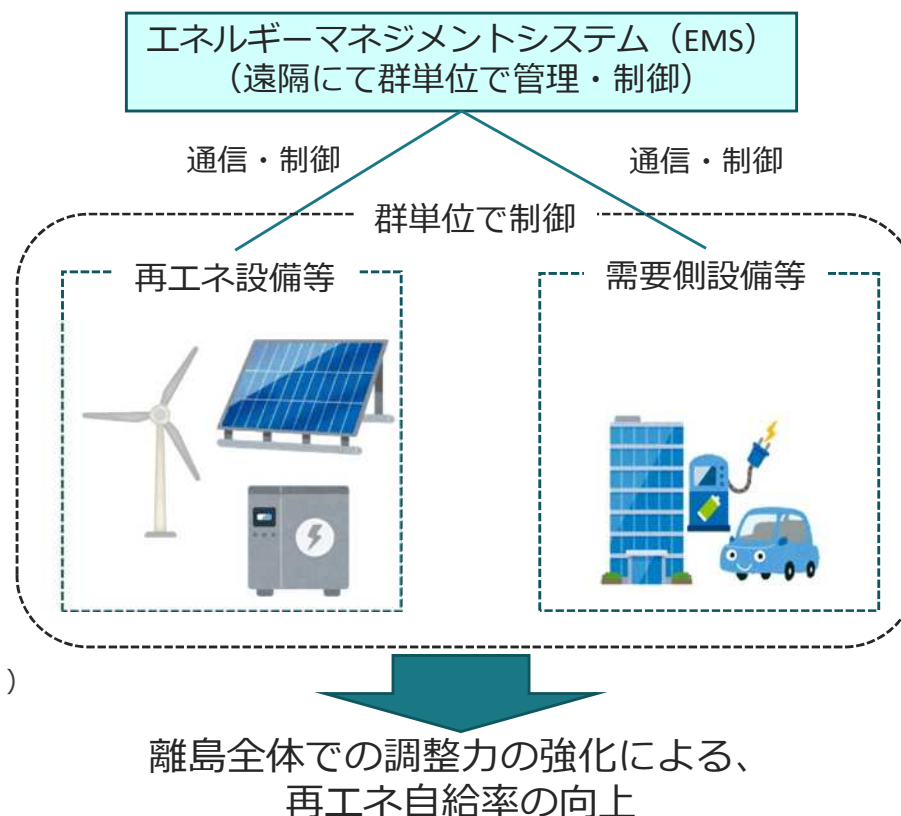
離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業 (2/2)



再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

## 1. 事業目的

- 離島をはじめとしたエネルギーの地産地消を目指す地域において、高い導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力発電の導入に向けた支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成を高め、社会実装を促進し、再エネ自給率の向上を図る。

## 2. 事業内容

### ②浮体式洋上風力導入促進事業

我が国は離島周辺をはじめ深い海域が広く、浮体式洋上風力発電の高い導入ポテンシャルを有しており、その導入促進が求められている。しかし、導入に当たっては事前に通年に渡る実地調査や関係者への理解醸成等を行った上で計画策定を実施する必要がある。

また、導入検討段階においては、地元の関係者の理解醸成が課題となる事例が多く出ており、理解醸成に資するビジネスモデル/手法の確立が求められている。このため、再エネ導入の自律性と社会的受容性を高めたビジネスモデルの構築とそれに必要な技術の確立が必要である。以上の背景を踏まえて以下の事項に取り組む。

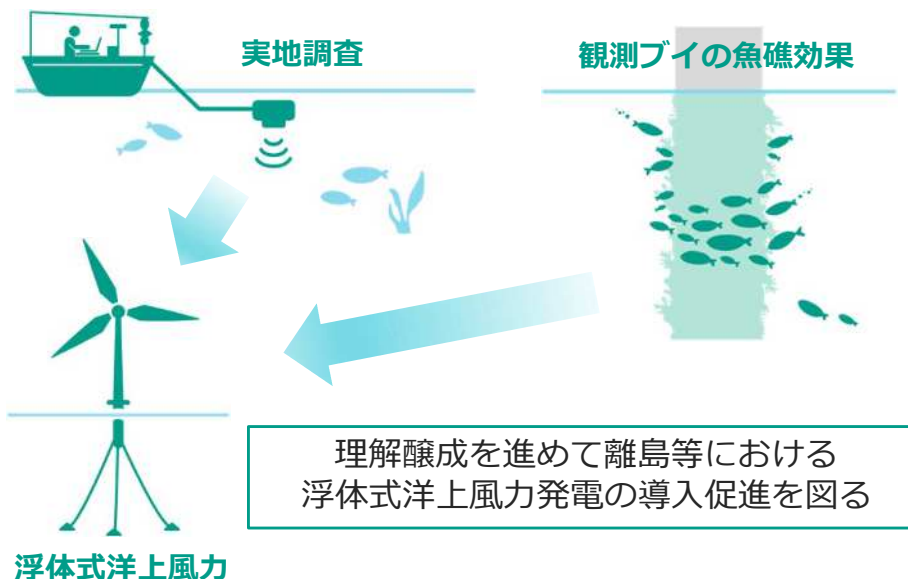
- (ア) エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業
- (イ) 漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (ア) 補助事業 (補助率：3/4) (イ) 委託事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

- (ア)
  - 実地調査や関係者の理解醸成等の実施
  - 浮体式洋上風力発電と運転制御設備等を組み合わせた導入計画の策定
- (イ)
  - 漁業関係者等の理解醸成に資する、魚類等への生態系影響調査や風況の観測等を行う観測システム実証



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341  
環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 電話：03-5521-8150



# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業 (1/2)



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

## 1. 事業目的

- 民間企業等による直流給電システムを活用した平時の省CO2と災害時避難施設を両立する建物間での電力融通モデル創出を支援する。

## 2. 事業内容

### ① 直流による建物間融通モデル創出事業

直流給電システムは、交流給電システムと比べて一般的に電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロス低減による省CO2化が可能である。また、太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため、災害時等に停電が発生した際にも効率的に自立運転することができる。

このような直流給電システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

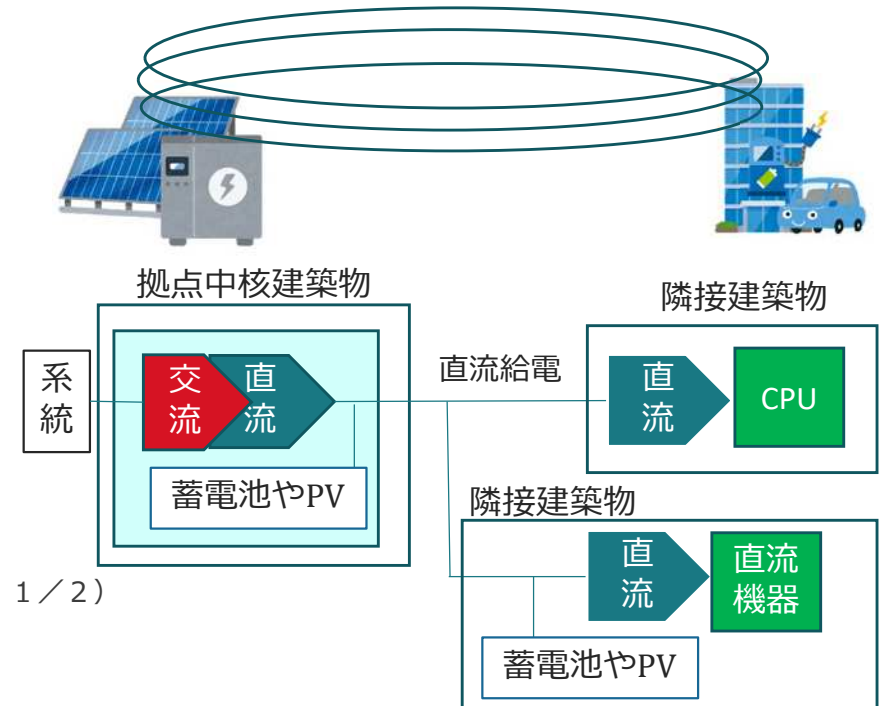
本事業では、民間企業等が、直流給電システムという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難施設を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3、1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ

### 直流給電システムの構築



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業 (2/2)



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

## 1. 事業目的

- 民間企業等によるTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出を支援する。

## 2. 事業内容

### ②TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

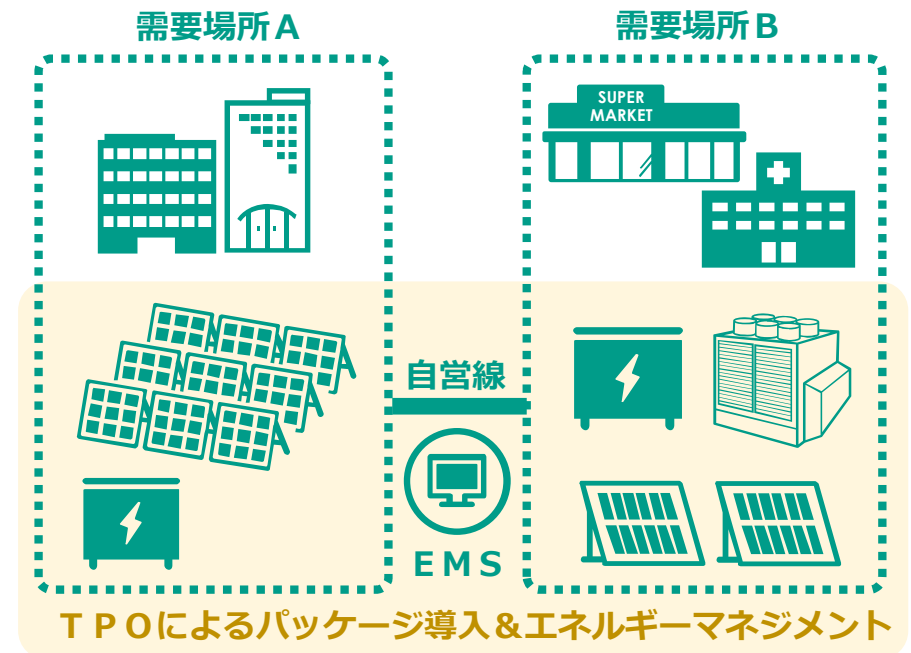
本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

- デジタル化の進行により、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予想される中、2050年カーボンニュートラルを達成するには、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。
- 再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化や地方分散立地推進も実施しながら、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

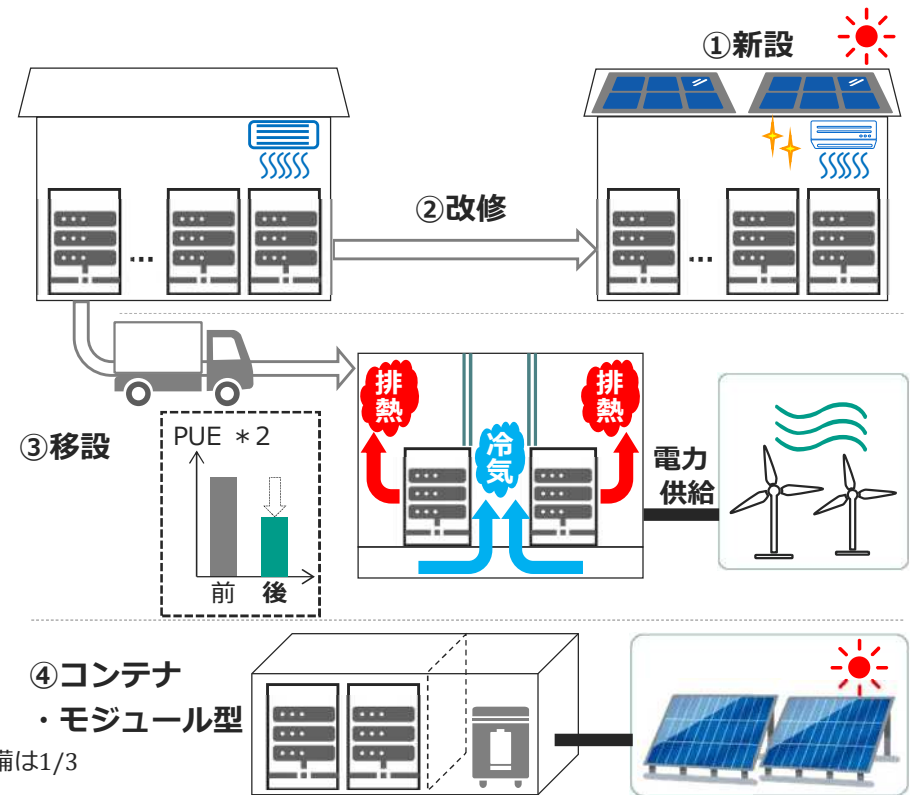
## 2. 事業内容

- ①地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業**  
地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行う。
- ②既存データセンターの再エネ導入等による省CO2改修促進事業**  
既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。
- ③省CO2型データセンターへのサーバー等移設促進事業**  
省CO2性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、地方に立地する省CO2性能が高いデータセンターへの集約・移設を支援する。
- ④地域再エネの効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業**  
省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。
- ⑤再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業**  
再エネ活用型データセンターの導入及び利用を促進する方策等の調査・検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～④間接補助事業（補助率\*1 1/2、1/3） ⑤委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等 \*1
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ①②：1/2、太陽光発電設備・省エネ設備は1/3  
③④：一律1/3

## 4. 事業イメージ



\* 2 Power Usage Effectiveness : データセンターの電力使用効率指標

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業



再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

## 1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくに当たっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

## 2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取り組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

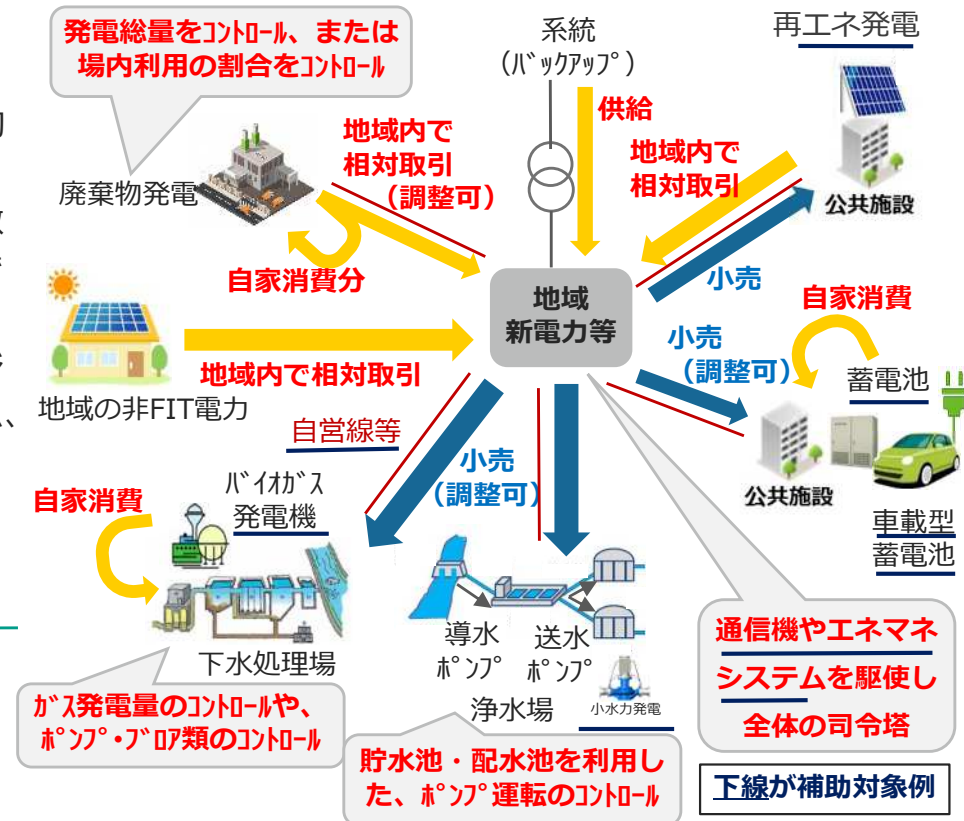
具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 2 / 3 ※）（※一部上限あり）
- 補助先 地方公共団体・民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



# CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業



【令和6年度予算(案) 5,500百万円(7,500百万円)】



CCUS(CO<sub>2</sub>の分離回収・有効利用・貯留)の技術を確立するとともに、実用展開に向けた実証拠点・サプライチェーン構築に向けて取り組みます。

## 1. 事業目的

2030年のCCUSの本格的な社会実装と環境調和の確保に向けて、商用化規模におけるCO<sub>2</sub>分離回収・有効利用技術の確立等を通じ、サプライチェーン及び脱炭素・循環型社会モデルの構築を目指して取り組む。

また、海洋汚染等防止法の適切な運用により、効率的、円滑なCCSの導入を促すため、海底下CCS事業におけるCO<sub>2</sub>圧入や貯留状況に応じた適正で低コストかつ効率的なモニタリング技術の適用方法の確立を行う。

## 2. 事業内容

### (1) 環境配慮型CCUS実証拠点・サプライチェーン構築事業

CO<sub>2</sub>分離回収設備の実証等の運用・評価実績と、未だ実用化されていない浮体式洋上圧入技術の検討を基に、CCSの実用展開のためのサプライチェーンの構築を目指し、CO<sub>2</sub>輸送・貯留等の実現性検討を通じた関連技術・ノウハウの涵養等を行う。また、CCUの実証等を通じ、CCU技術を確立するとともに脱炭素・循環型社会モデルを構築する。

### (2) 海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業

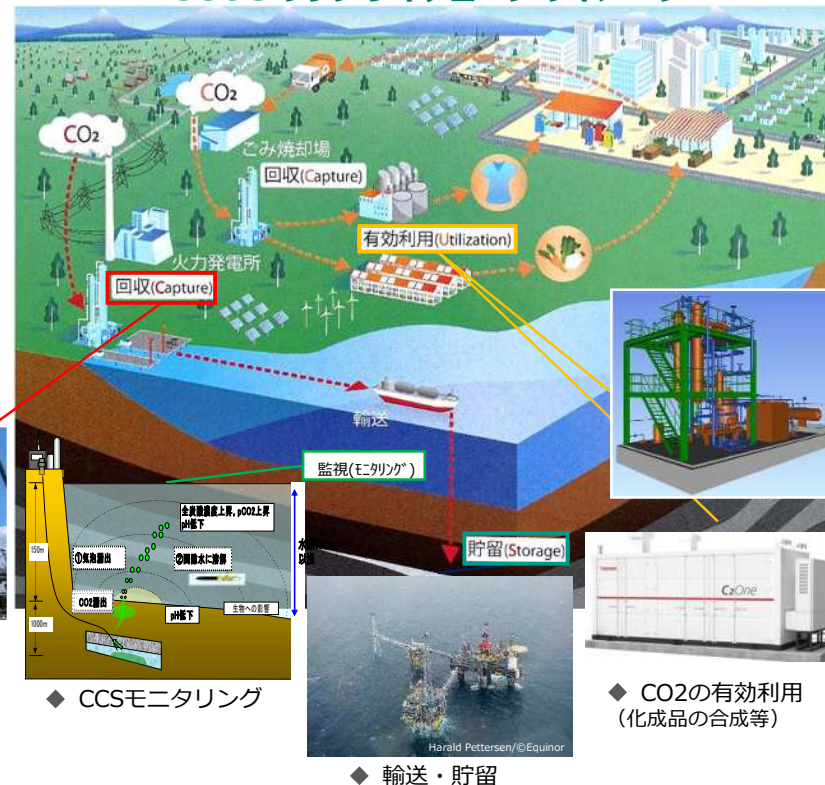
苫小牧沿岸域にて実施される海底下CCS実証事業や新たなCCS事業が、環境と調和した上で迅速にかつ適切に実施されるよう、BATを活用した適正なモニタリングの在り方について、環境負荷が少なく自然再興(ネイチャーポジティブ)、コスト低減等に資する物理(電磁)探査システムや環境DNAにおけるモニタリング技術などの開発、検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体、大学、公的研究機関等
- 実施期間：(1)平成26年度～令和7年度、(2)令和3年度～令和7年度

## 4. イメージ

### CCUSのサプライチェーンのイメージ



お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 地域循環共生圏創造事業費



【令和6年度予算（案） 350百万円（新規）】



地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域プラットフォームを構築し、地域トランジションを実現します。

## 1. 事業目的

- ① トランジションモデル形成
- ② 中間支援機能の担い手育成
- ③ 地域間ネットワーク強化・情報発信

## 2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域における炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を促し、持続可能な自立・分散型社会を構築するため、以下の取組を実施する。

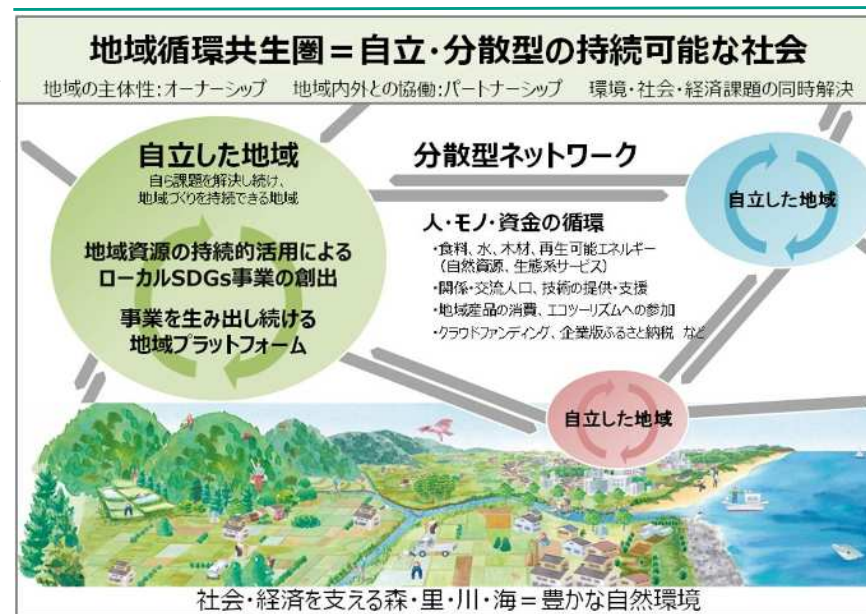
- ① 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。（例えば、火力発電所等の地域の中核となる産業の撤退に際し、関係する地域の企業等も含めた地域内外のステークホルダーとともに、地域に環境を軸にした新たな事業や産業を創出しながら、地域トランジションを実現するモデルを創出する。）
- ② 中間支援機能※を有する既存の団体が地域への伴走支援を実践的に行いつつ、その過程で得られたノウハウを横展開することで、中間支援機能を担える人材・組織の育成を行い、地域循環共生圏の創造を推進する。
- ③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場を設ける。

※中間支援機能…ヒト・モノ・カネ・情報をはじめとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進行管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示など

## 3. 事業スキーム

- 事業形態                    共同実施／請負事業
- 共同実施先・請負先    地方公共団体／民間事業者・団体
- 実施期間                    令和6年度～令和10年度（予定）

## 4. 事業イメージ



地域循環共生圏（2018年、第5次環境基本計画）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくることと、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsともいいます。

お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室    電話：03-5521-8328



# プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和6年度予算(案) 3,761百万円(4,991百万円)】環境省  
 【令和5年度補正予算額 3,235百万円】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

## 1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品(太陽光パネル、LIB等)や、金属資源等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

## 2. 事業内容

### ①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体(メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー)を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

### ②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

・資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれている有用金属を含む製品及び再エネ関連製品の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。

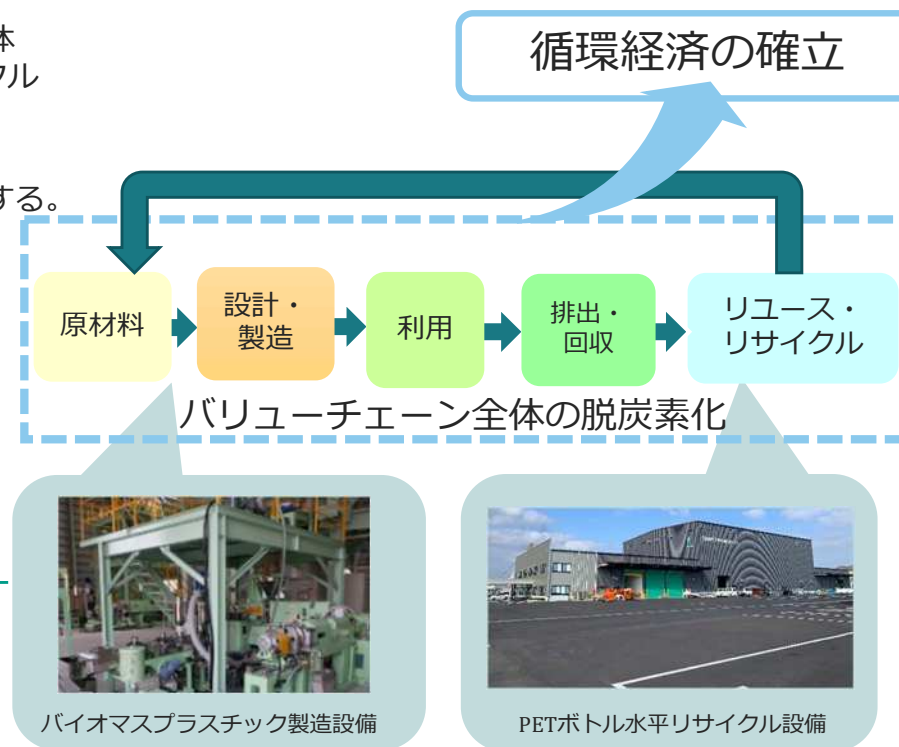


金属破碎・選別設備



太陽光発電設備  
リサイクル設備

## 4. 事業イメージ



## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率 1/3, 1/2)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

お問合せ先： 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153



# 先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）



【令和6年度予算（案）5,000百万円（新規）】  
※3年間で総額20,000百万円の国庫債務負担

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

## 1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

## 2. 事業内容

### ①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

・本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルやサーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-abate産業）に再生素材や燃料・エネルギーを供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

### ②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

・GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）等のリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/3, 1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和6年度～

## 4. 事業イメージ

### ①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

### ②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

お問合せ先：環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室（03-5501-3153、03-6205-4946）

廃棄物規制課（03-6205-4903）、廃棄物適正処理推進課（03-5521-9273）



【令和6年度予算（案） 4,672百万円（4,672百万円）】

## 脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

### 1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

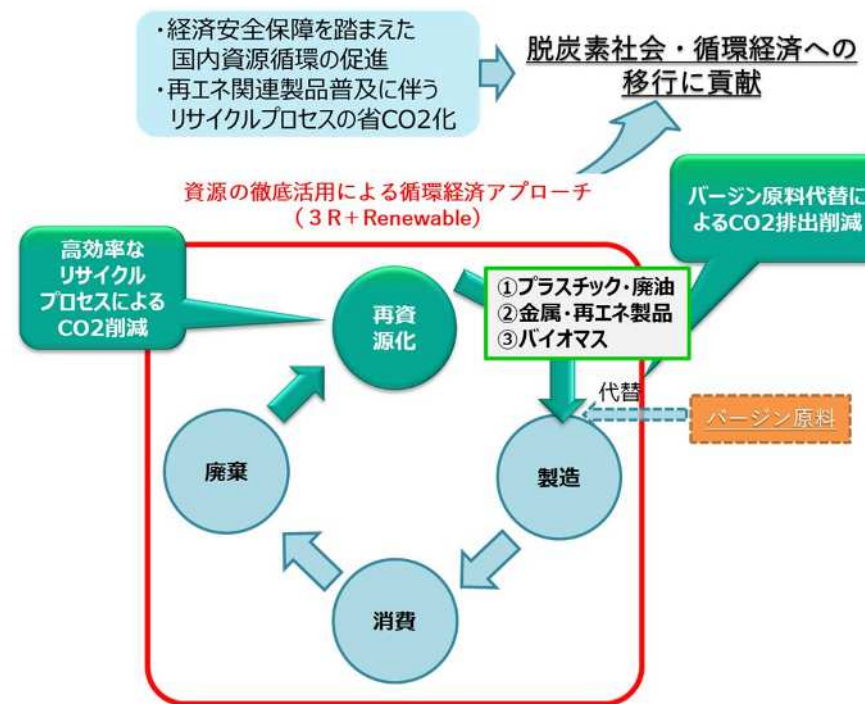
### 2. 事業内容

- 本事業では、化石由来資源プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）への転換・社会実装化のための技術実証等を行う。
- 具体的には、活用可能性があり循環経済への寄与度が大きいものの、これまで脱炭素の観点から資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）及びベース素材（金属やガラス等）、③生ごみ・セルロース系廃棄物のバイオマスといったリサイクル困難素材に着目し、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。
- 静脈産業の温室効果ガス排出量の算定は、様々なセクターにおけるScope3の把握・精緻化に広く貢献することから、算定方法に関するマニュアルの策定等を行う。また、脱炭素と資源循環を効果的・集中的に進めるために、資源循環システムを類型化し、脱炭素型のシステム要件・基準を策定する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室（（1）03-5501-3153、（2）03-6205-4946）  
 廃棄物規制課（03-6205-4903） 廃棄物適正処理推進課（03-5521-9273） 水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室（03-6205-4934）

# 脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (1) プラスチック等資源循環システム構築実証事業



プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

## 1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

## 2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

### ① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力的に支援する。

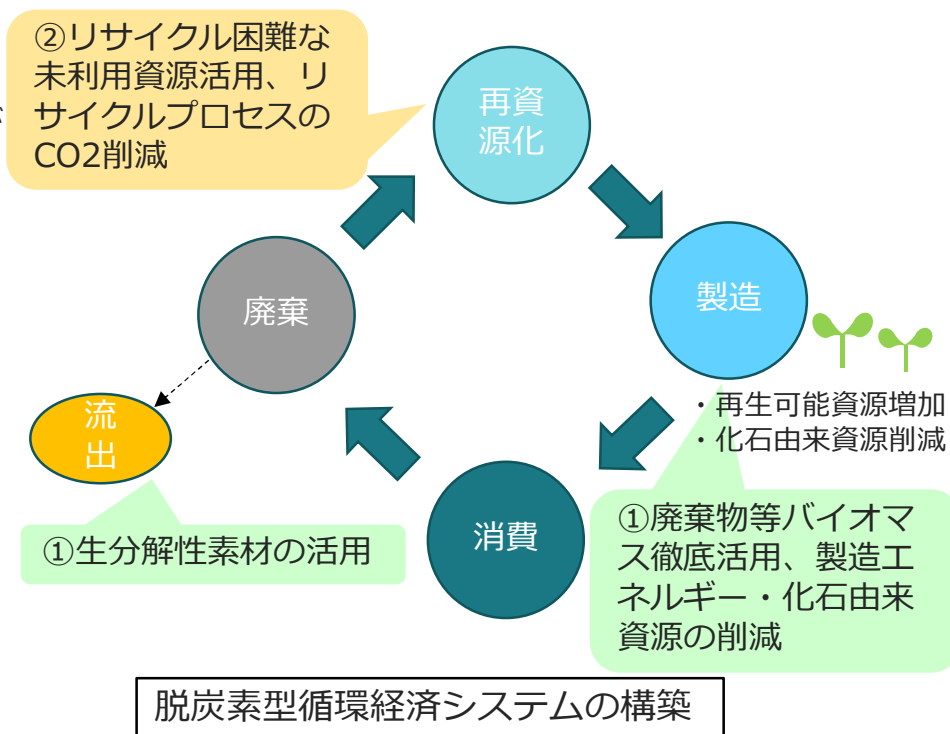
### ② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力的に支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153 廃棄物規制課 電話：03-6205-4903  
水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室（03-6205-4934）





カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

### 1. 事業目的

- ① 今後大量廃棄が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
- ② デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
- ③ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

### 2. 事業内容

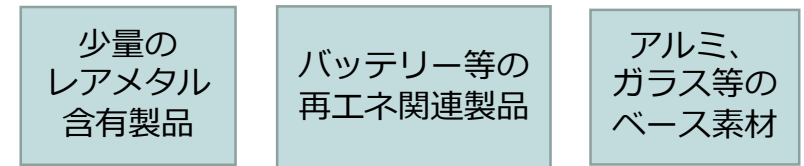
- ・ 脱炭素に向けた再エネ関連製品の普及に伴い、太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は今後大量廃棄が見込まれており、国内リサイクルの仕組みを確立していく必要がある。その際、廃棄リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するため、省CO2型のリサイクル体制を整備していくことが必要。再エネ関連製品やベース素材の製造のために資源需要が増加しており、経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年までに金属のリサイクル原料倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- ・ 他方、再エネ関連製品やベース素材については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されていない。また、リサイクル原料の活用にあたっては、製品や素材の排出時の品質にはばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- ・ 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ確保によるリサイクル原料の品質向上を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

### 3. 事業スキーム

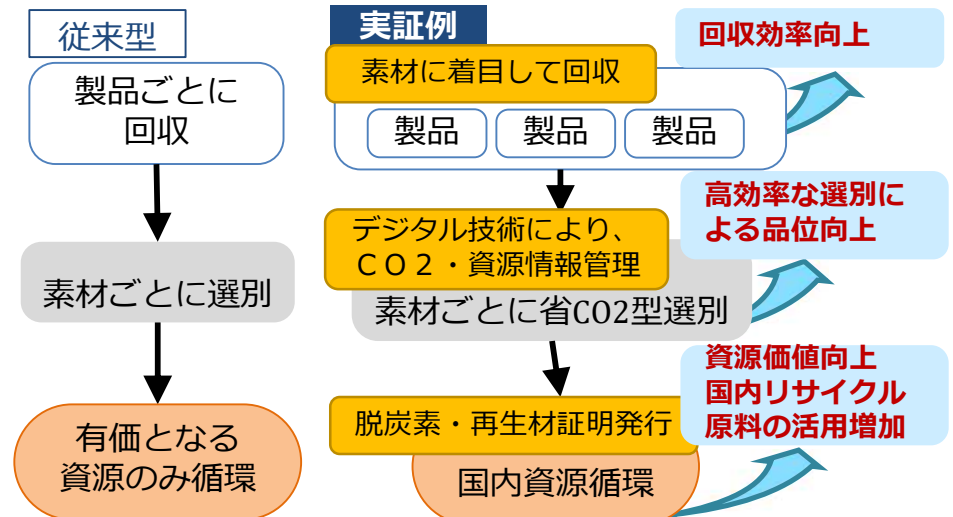
- 事業形態 委託事業、間接補助事業 (1/2、1/3)
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

### 4. 事業イメージ

#### 対象物の具体例



#### 処理フロー



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-6205-4946

# 脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (3) 廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル実証事業



地域の脱炭素と循環経済の同時達成に向け、廃棄物処理システムを軸とした地域循環共生圏構築を実現します。

## 1. 事業目的

- ① 循環経済（CE）を通じたカーボンニュートラル（CN）の実現に向け、地域のバイオマス利活用による課題の解決を追求すべく、廃棄物処理における地域資源活用等の技術評価検証を実施し、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。
- ② 地域の特性に応じた廃棄物処理システムにおける循環資源の最適な活用方策の検討を行い、脱炭素に向けたガイダンスを策定し、CNとCEの同時達成に向けた地域循環共生圏の構築を推進していく。

## 2. 事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、従来の資源循環の取組から更に踏み込んだ資源の徹底活用を図るとともに、当該活用プロセスの脱炭素化を図ることが喫緊の課題であることから、以下の事業を実施する。

### ① 脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業

地域のバイオマス利活用が進まない自治体が抱える課題を解決するため、省CO2に資する施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に関する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。

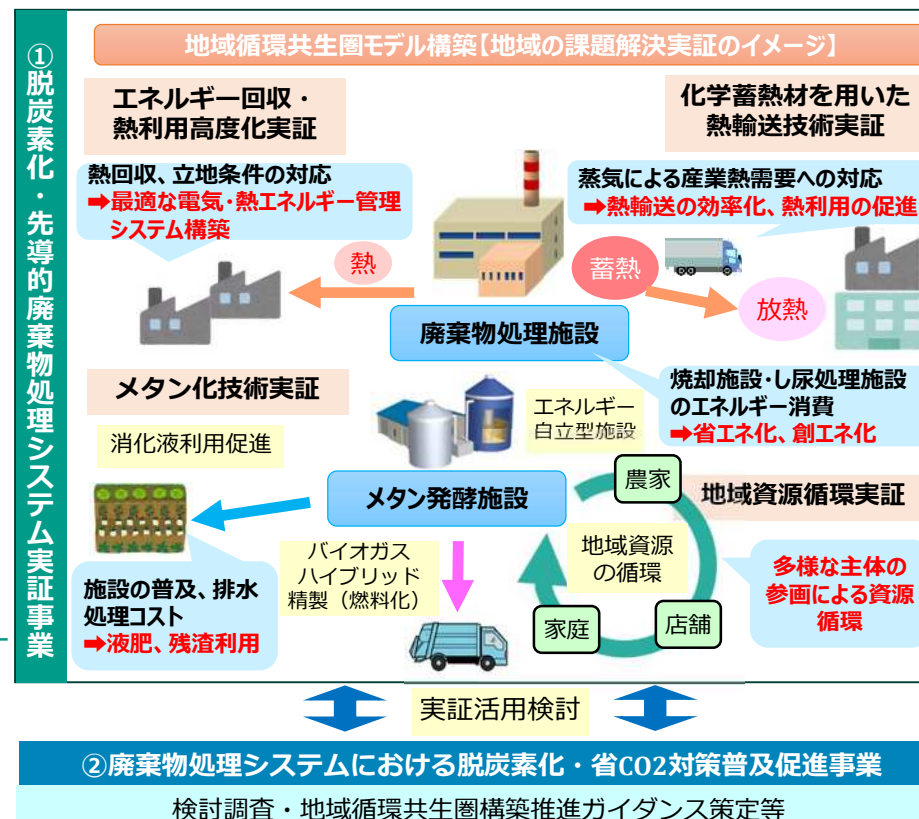
### ② 廃棄物処理システムにおける脱炭素化・省CO2対策普及促進事業

廃棄物処理システム全体の省CO2化を促進するため、地域の特性に応じた最適な循環資源の活用方策について調査検討を行い、実証等で得られた知見と共に取りまとめて、CEとCNの同時達成を実現する地域循環共生圏の構築に向けたガイダンスを策定する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-9273

# 脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (4) 脱炭素型資源循環システム促進事業



サプライチェーンでのGHG把握や集中的に推進する取組を定め、脱炭素型資源循環システムの構築につなげます。

## 1. 事業目的

令和5年4月のG7気候エネルギー環境大臣会合で合意された廃棄物分野の脱炭素化を推進するため、静脈産業のGHG排出量の把握を促すことで、Scope3の把握に広く貢献するとともに、特に推進すべき脱炭素型資源循環システムや循環資源を特定し、その積極的な普及を通じて、脱炭素と資源循環を両立する。

## 2. 事業内容

### (1) 資源循環産業のGHG排出量・動脈側への貢献把握の促進

Scope3排出量を把握するに当たっては、資源循環産業が担う上流の「廃棄物」や下流の「製品の廃棄」について適切な算定が必要となる。このため、資源循環産業の事業の実態に沿って、的確にGHG排出量を把握するとともに、動脈側への貢献度を把握するためのマニュアル・事例集を策定する。

### (2) 脱炭素型資源循環システムの類型化

国内外の資源循環の事例の収集・分析を行い、脱炭素型資源循環システムの類型化や対象とする循環資源を特定するとともに、各脱炭素型資源循環システムのCO2排出削減効果を把握する。

### (3) 脱炭素型資源循環システムの基準の策定

脱炭素型資源循環システムの類型・循環資源ごとに、そのシステムが具備すべき要件・基準を策定する。

## 3. 事業スキーム

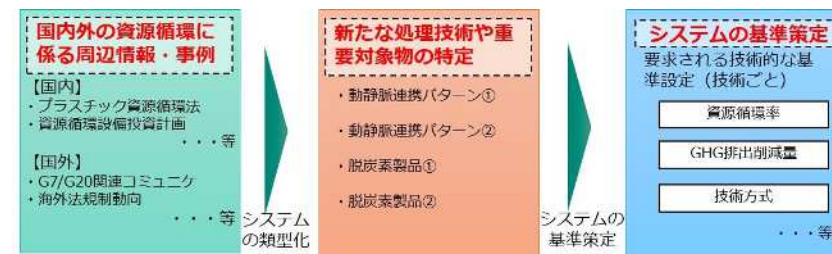
- 事業形態      委託事業
- 委託先        民間事業者・団体
- 実施期間      令和6年度～令和9年度

## 4. 委託事業

### (1) 資源循環産業のGHG排出量・動脈側への貢献把握の促進



### (2)・(3) 脱炭素型資源循環システムの類型化・基準策定



### 脱炭素型資源循環システムの設定・普及へ

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課      電話：03-6206-1767



# 動静脈連携による資源循環情報活用推進費



【令和6年度予算（案） 102百万円（83百万円）】



動静脈連携による資源循環情報の活用等で、ライフサイクル全体で資源循環を進めるための調査等を実施します。

## 1. 事業目的

- ①諸外国の政策動向を踏まえつつ、産業廃棄物処理における資源循環情報を活用することで、デジタル技術を活用した資源循環につなげる。
- ②廃棄物処理法に基づく優良認定事業者の活用を促し、動脈企業と静脈企業との連携を一層強固なものとする。
- ③電子マニフェストの普及等により産業廃棄物の適正処理と資源循環を推進する。

## 2. 事業内容

経済財政運営と改革の基本方針2023や新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版案においてサーキュラーエコノミー（循環経済）の実現が位置づけられるなど、我が国の資源循環の取組の推進は、環境や経済安全保障上の観点から急務。

循環経済の実現に向けて、動脈企業と静脈企業が連携し、電子マニフェストを含む各種デジタル技術も活用しつつ、ライフサイクル全体での資源循環を進めるため、以下の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物処理における資源循環情報活用施策に関する検討
- (2) 優良産廃処理業者の更なる成長のための情報発信強化
- (3) 産業廃棄物処理業の健全でクリーンな成長のための支援事業
- (4) 電子マニフェストの普及啓発事業 等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託・請負事業
- 請負先 民間事業者等
- 実施期間 (1)～(3) 令和3年度～(4) 平成30年度～

## 4. 事業イメージ

動静脈連携による資源循環情報の活用等を通じて、廃棄物の適正処理とともに、ライフサイクル全体での資源循環を一層促進する。



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 03-6205-4903

# 商用車の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和5年度補正予算額 40,900百万円】

## 2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

### 1. 事業目的

- ・ 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- ・ このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

### 2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間の国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車割合20～30%、8トン超：電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3、1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度

### 4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象  
車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象  
車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象  
車両の例



EVバス



FCVバス

【充電設備】補助率：1/2 等

補助対象  
設備の例



充電設備

※本事業において、上述の車両と一体的に導入するものに限る

# ゼロエミッション船等の建造促進事業（国土交通省連携事業）



【令和6年度予算（案）9,400百万円（新規）】

※5年間で総額60,000百万円の国庫債務負担

## ゼロエミッション船等の建造に必要な生産設備の整備を支援し、その普及を促進します。

### 1. 事業目的

- 我が国の運輸部門からのCO2排出量のうち、船舶は自動車に次いで大きな割合(5.5%)を占め、2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の普及が必要不可欠。ゼロエミッション船等の供給基盤構築を行うことにより、それらの船舶の市場導入の促進によるCO2の排出削減を進めるとともに、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。
- 本事業ではゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産基盤の構築・増強及びそれらの設備を搭載（艤装）するための設備整備のための投資等を支援し、ゼロエミッション船等の供給体制の整備を図る。

### 2. 事業内容

今後、新燃料船への代替建造が急速に進むと見込まれることを踏まえ、ゼロエミッション船等の供給基盤確保を推進するため、以下の補助を行う。

- ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備の整備・増強
- 上記船用機器等を船舶に搭載（艤装）するための設備等の整備・増強

本事業を通じ、海運分野における脱炭素化促進に資するとともに、ゼロエミッション船等の建造需要を取り込むことにより、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～

### 4. 事業イメージ

船用事業者に対しゼロエミッション船等の重要船用機器の生産設備の導入を支援



エンジン



燃料タンク



燃料供給システム等



艤装設備（クレーン）

造船事業者に対しゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の搭載に必要なクレーン等の艤装設備等の導入を支援

お問合せ先：

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室  
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341



# 産業車両等の脱炭素化促進事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和6年度予算（案） 1,822百万円（1,715百万円）】



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業車両等の脱炭素化を促進します。

## 1. 事業目的

空港の再エネを活用した装置・車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、船舶のLNG・メタノール燃料システム等の導入、船体構造の合理化等に関する調査検討、電動建機の導入、燃料電池フォークリフトの導入により、産業車両・産業機械等の脱炭素化を促進する。

## 2. 事業内容

### (1) 空港における脱炭素化促進事業

- ① 空港における再エネ活用型GPU等導入支援
- ② 空港におけるEV・FCV型車両導入支援

### (2) 港湾における脱炭素化促進事業

- ① 再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援
- ② 港湾における脱炭素型荷役機械等実証支援

### (3) 海事分野における脱炭素化促進事業

- ① LNG・メタノール燃料システム等の導入支援
- ② 船体構造の合理化等による脱炭素化促進

### (4) 建設機械の電動化促進事業

GX建機導入支援

### (5) フォークリフトの燃料電池化促進事業

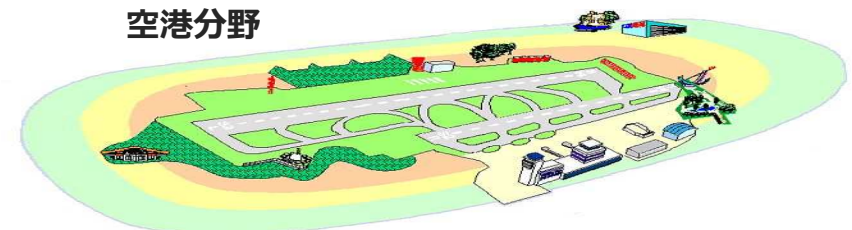
燃料電池フォークリフト導入支援

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業／直接補助事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

### 空港分野



### 港湾分野



### 海事分野



### 建設機械



### フォークリフト



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

# 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (1) 空港における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



## 空港の再エネ拠点化及び省エネ化によるカーボンニュートラルに向けた取組を支援します。

### 1. 事業目的

空港内及び空港周辺の未利用地を有効活用した太陽光発電・蓄電池の導入等が進んでおり、そうした取組によって得られた再エネ電力を有効活用する設備や車両を導入することで、空港におけるカーボンニュートラル化を実現し、さらには地域の脱炭素化と防災性の向上にも貢献することが期待される。そのため、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給に伴い排出されるCO2の大幅削減に資する再エネ活用型GPU等の導入を支援するとともに、EV・FCV型車両導入支援を行う。

### 2. 事業内容

空港では、2030年に太陽光パネル2,300ha設置を目標としており、我が国の再エネ主力化にも大きな貢献が期待できる分野である。この太陽光発電を有効活用して、空港施設等からのCO2排出削減を進め、空港全体の脱炭素化を実現するために、以下の事業を実施する。

#### ① 空港における再エネ活用型GPU（地上動力装置）等導入支援（補助）

駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）から空港の再エネ由来電力の活用が可能なGPU等に切り替え、利用を促進することで、空港のカーボンニュートラル化に貢献する。

#### ② 空港におけるEV・FCV型車両導入支援（補助）

空港内専用の作業用車両等について、ガソリン型からEV・FCV型へ切り替えていくことで空港内のカーボンニュートラル化に貢献する。

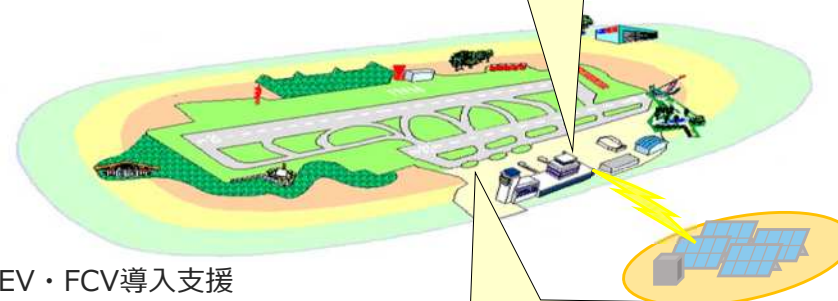
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（補助率1／2等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和7年度

### 4. 事業イメージ

#### ① 再エネ活用型GPU等導入支援

効果：APU（補助動力装置）からGPU（地上動力装置）への切替えによりCO2排出量は約8～9割削減（駐機1回あたり）



#### ② EV・FCV導入支援



効果：ガソリン車のCO2と比較して、約5割削減

出典：E-PORT AN HP  
(<http://www.e-port-an.com/>)

# 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (2) 港湾における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



港湾の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入を通じてカーボンニュートラルポートの形成を図ります。

## 1. 事業目的

我が国の輸出入の99.6%を取り扱う港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能とすることでカーボンニュートラルポートの形成を促進する。

## 2. 事業内容

### ①再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

コンテナターミナル等においてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型・BEV型トランスファークレーン、ハイブリッド型・BEV型ストラドルキャリア等の荷役機械、接岸中の船舶へ電力を供給する設備等の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

### ②港湾における脱炭素型荷役機械等実証支援

水素サプライチェーンの拠点としての整備が進みつつある港湾において、その水素エネルギーを活用して脱炭素化を進めるため、電動化が困難な荷役機械を水素内燃機関化するモデルの構築を行うための実証を行う。

## 3. 事業スキーム

- |           |                  |             |
|-----------|------------------|-------------|
| ■ 事業形態    | ①間接補助事業（定額、1/3）  | ②委託事業       |
| ■ 委託・補助対象 | 民間事業者・団体、地方公共団体等 | 民間事業者・団体等   |
| ■ 実施期間    | 令和4年度～令和7年度      | 令和6年度～令和8年度 |

## 4. 事業イメージ

### ①再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

【補助率】 定額	【補助率】 1 / 3
	
ハイブリッド型・BEV型トランスファークレーン	ハイブリッド型・BEV型ストラドルキャリア
	
自立型電源 (蓄電池設備含む)	電力供給設備

### ②港湾における脱炭素型荷役機械等実証支援

$H_2 +$    $\Rightarrow$  **カーボンニュートラル**  
内燃機関

電動化困難領域での脱炭素化を促進

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301



# 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (3) 海事分野における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



脱炭素化推進システム等の実用化・導入や船体構造の合理化等により脱炭素化を支援します。

## 1. 事業目的

- 地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、モーダルシフトの受け皿として今後の利用増加が見込まれる海事分野において、船舶からのCO2排出削減に向けた取組を普及促進することにより、脱炭素化社会の実現に貢献する。
- 船舶における鋼材使用量を削減するための船体構造の合理化や、船用部品の製造プロセスの省CO2化等に資する調査を実施し、これを普及展開することなどにより、海事産業全体での脱炭素化を更に推進する。

## 2. 事業内容

### ①LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業

LNG燃料やメタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び省CO2技術を組み合わせた先進的なシステムの実用化を支援することにより、更なるCO2排出量の削減を実現するとともに、推進システムの低コスト化にも貢献する。

### ②船体構造の合理化等による脱炭素化促進事業

船舶運航時の荷重データやシミュレーション技術等を活用し、船舶における鋼材使用量を削減するための船体構造の合理化に資する設計手法等を確立することで、建造プロセスにおけるCO2排出量の削減や船舶自体の燃費性能の向上を図る。

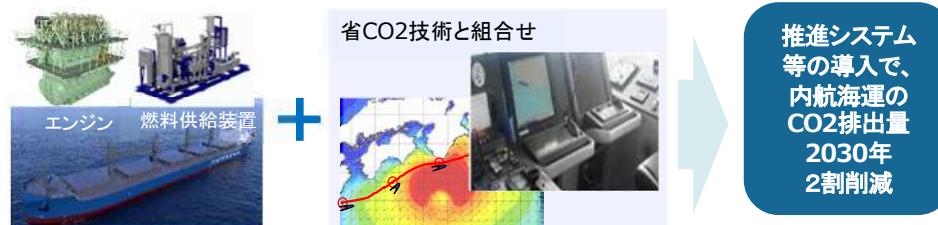
また、LNG燃料船等に新たに搭載が必要なタンク、燃料供給システム等の製造過程における低・脱炭素化に資する生産体制・生産設備の調査を実施し、その結果を取りまとめて、造船・船用工業事業者に水平展開を図る。

## 3. 事業スキーム

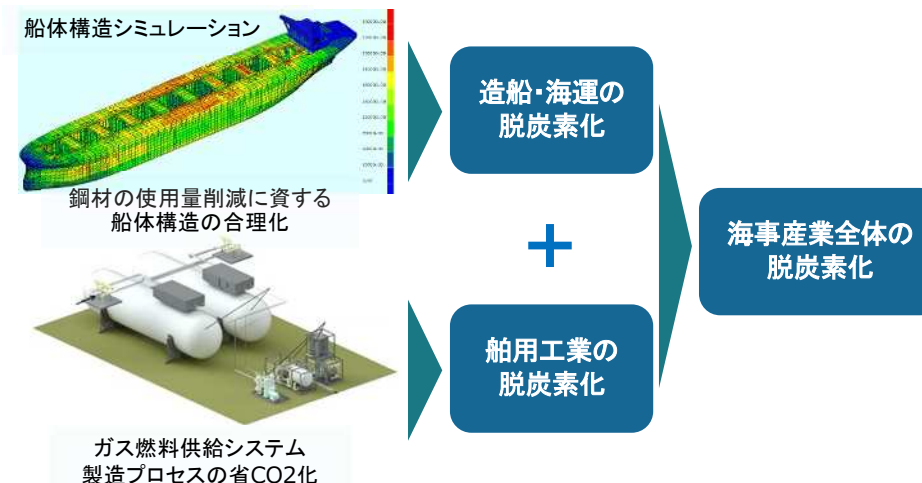
- 事業形態 ①補助事業（直接1/4（中小型船1/2））、②委託事業
- 委託・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 ①令和3年度～令和9年度、②令和6年度

## 4. 事業イメージ

### ①LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業



### ②船体構造の合理化等による脱炭素化促進事業



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

# 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (4) 建設機械の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）



2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、建設機械の電動化を支援し、普及拡大に向けた知見を収集します。

## 1. 事業目的

- 国内CO2排出量のうち、建設機械は約0.5%を占める。地球温暖化対策計画に記載された、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、建設機械の電動化は必要不可欠である。
- このため、本事業では建設機械の電動化に対し補助を行い、多様な現場における電動建機による施工のモデルケースを形成するとともに、今後の電動建機の普及拡大に向けて必要な知見を得る。

## 2. 事業内容

GX建機※を導入する事業者に対し、建設機械や充電設備の購入に係る経費の一部を補助し、多様な現場における電動建機による施工のモデルケースを形成する。

また、GX建機を使用する事業者等からのヒアリング、施工等に係る情報収集、CO2削減効果の確認等を行い、今後のGX建機の普及拡大に向けて必要な知見を得る。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。建設施工現場における電動建機の普及を促進し、脱炭素化を図るため、電動油圧ショベル及び電動油圧ホイールローダの2種類の電動建機に対して、GX建設機械認定制度を創設。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3等）、委託事業
- 委託・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

## 4. 事業イメージ

### 【建設機械】

補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3  
(補助対象車両の例)



(出典：コマツHP)



(出典：日立建機HP)

### 【充電設備】

補助率：本体価格の1/2



(出典：コマツHP)

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

# 産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (5) フォークリフトの燃料電池化促進事業



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、燃料電池フォークリフトの活用を推進します。

## 1. 事業目的

- フォークリフトの脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、燃料電池フォークリフトの導入を支援する。

## 2. 事業内容

本事業では、フォークリフトの燃料電池化を集中的に支援することにより、フォークリフトの脱炭素化を進めるとともに、水素需要を拡大し、水素社会の実現に貢献する。また、導入支援を継続することで、車両の価格低減を図り、価格競争力を高める。

具体的には、燃料電池フォークリフトの購入に係る経費の一部を補助する。

## 3. 事業スキーム

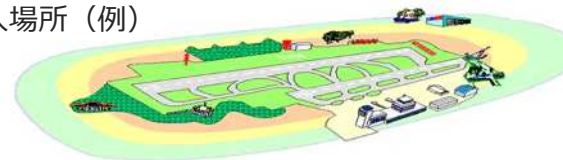
- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2等）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

## 4. 事業イメージ

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2※  
※ただし、2020年度（令和2年度）までに環境省補助金を利用して導入した実績（申請者がリース事業者の場合は、譲渡先の実績またはリースによって借り受ける共同事業者の実績）がある場合は、1/3



導入場所（例）



空港



倉庫



港湾

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301





運輸部門の脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- ・ そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門の脱炭素化の加速化を図る。

## 2. 事業内容

### （1）先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証を実施する。例えば、可搬型バッテリーと再エネを組み合わせたエネルギーマネジメントや車載型太陽光パネル、非接触給電等の実証を想定。

### （2）車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

今後、早期かつ大量発生が見込まれる電動商用車用リチウムイオンバッテリー（LiB）について、回収スキーム、リユース・リサイクルモデルの構築が進むものと想定される。この動きを促進するため、LiBの信頼性/耐久性/性能等について統一的に評価するための閾値の整理、標準化に向けた検討等のための実証を実施。

### （3）運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送等）のモデル的な実証を行う。

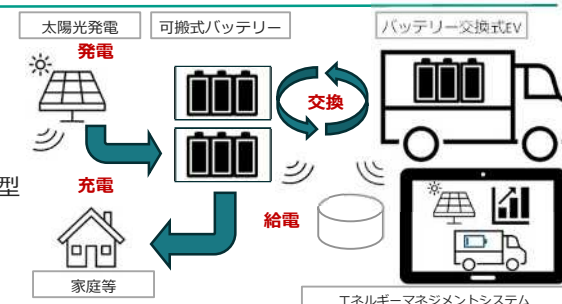
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託、補助事業（補助率：1/2）
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

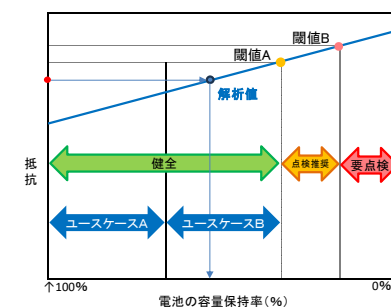
### （1）先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

エネルギーマネジメントの実証（カートリッジ式蓄電池（可搬型バッテリー）の活用 等）



### （2）車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理



### （3）運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

共同輸配送+ドローン配送によるラストワンマイル配送





【令和6年度予算（案） 1,401百万円（1,401百万円）】

モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンでの企業の脱炭素経営を普及・高度化し、脱炭素化と競争力強化を図ります。

## 1. 事業目的

グローバルにESG金融が拡大する中、バリューチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営（気候変動対策の観点を取り入れた企業経営）を普及・高度化し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。これにより、国内外からESG金融を呼び込み、我が国における「経済と環境の好循環」の実現を目指す。

## 2. 事業内容

以下の事業を有機的に連携させながら実施し、脱炭素経営の取組を中小企業を含むバリューチェーン全体の企業の経営や実務に落とし込むとともに、その取組が評価されるために必要な環境整備を行う。

### （1）バリューチェーンの脱炭素化促進事業

- ① バリューチェーン全体での脱炭素化促進情報発信支援事業
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

### （2）中小企業向け脱炭素経営実践促進事業

- ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業
- ② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

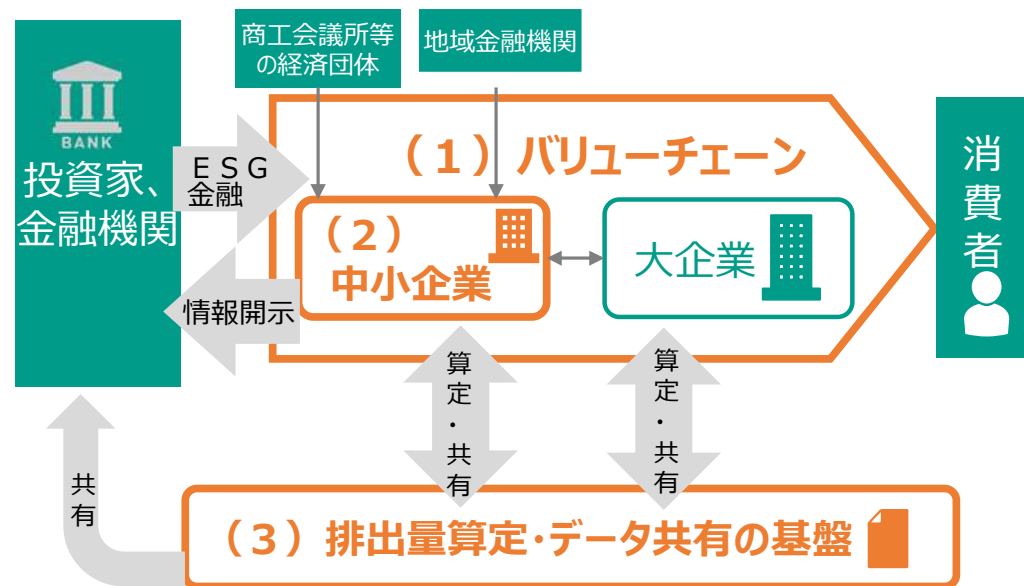
### （3）排出量算定・データ共有の基盤整備事業

- ① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



お問い合わせ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-5521-8249  
 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 03-5521-8240  
 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 03-5521-8150

# バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業のうち、 (1) バリューチェーンの脱炭素化促進事業



モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンにおける企業の脱炭素化への支援を図ります。

## 1. 事業目的

バリューチェーンにおける自社以外の排出削減努力を自社の排出量に反映できるScope3排出量算定方法や製品単位での排出量算定方法の検討やバリューチェーン全体での脱炭素化促進に向けての情報発信が重要。また、TCFD提言に沿ったシナリオ分析の実施に必要なデータ収集が企業にとって負担となっている。これらの課題に対して、モデル事業の実施による支援及びそれらから得られた知見や取組事例等をガイドブックとして作成することにより、バリューチェーンの脱炭素化を支援し、情報発信を通じて企業の脱炭素化と競争力強化を図り、裾野を拡げていく。

## 2. 事業内容

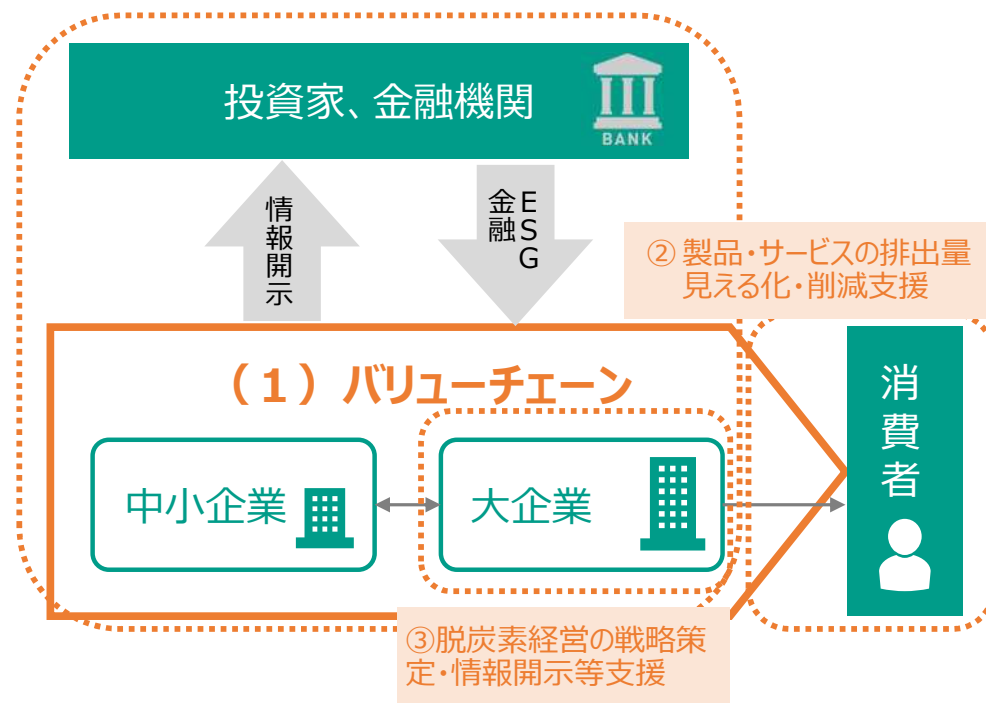
- ① バリューチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援事業  
バリューチェーンにおける自社以外の削減努力を自社の排出量に反映できるScope3排出量の算定方法を検討・整理するとともに、バリューチェーン全体での脱炭素化促進に向けての情報発信を行う。
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業  
製品・サービス単位で排出量を算定・表示する（カーボンフットプリント）モデル事業を実施し、その成果も踏まえ、カーボンフットプリントに係るガイドブックを作成する。また、各業種内でのカーボンフットプリントの取組拡大に向けて、各業種内での算定方法・データ共有方法・表示方法、また表示の実証を踏まえ消費者へのインセンティブ導入等の在り方等について検討する。
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業  
気候変動と関連性のある自然課題等の観点を含め、TCFD・TNFDの提言に沿った情報開示の事例・動向調査及びモデル事業等を実施し、気候関連等財務情報開示に関連するガイドブックを作成する。また、インターナルカーボンプライシング（ICP）の導入事例を調査しガイドブックにまとめる。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### ① バリューチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-5521-8249  
自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 03-5521-8150



# バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業のうち、 (2) 中小企業向け脱炭素経営実践促進事業



中小企業を支援する支援機関向けにモデル事業による支援やガイドブック作成により、地域ぐるみの企業の脱炭素化を図ります。

## 1. 事業目的

中小企業にも脱炭素経営が求められつつある中、中小企業個社では脱炭素化の意義・メリットや具体的に取り組むべき内容が分からない、取組についてどこに相談したら良いか分からない、といった中小企業が多数存在。このため、地域ぐるみでの中小企業支援体制構築による支援人材の育成、あるいは企業・業界団体によるへのエンゲージメントを通じて、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿った、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域ぐるみでの中小企業支援体制構築事業

普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す、地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に係る実証や脱炭素化支援に関する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材を育成する。

### ② バリューチェーン全体での排出削減計画策定支援事業

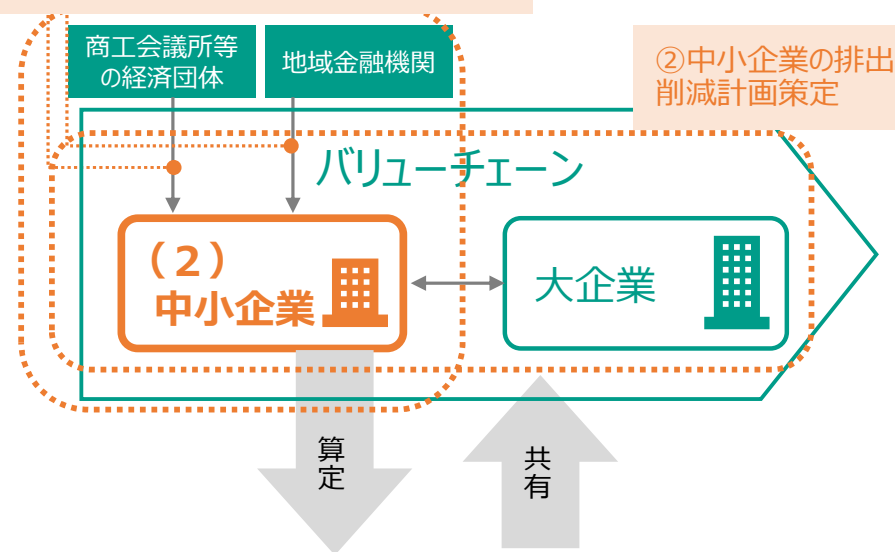
自社とそのサプライヤーが連携して行う（サプライヤーエンゲージメント）取組と企業を取り巻く業界団体が共同で実施するモデル事業や支援機関が中小企業を支援するモデル事業を実施し、それらを踏まえて、バリューチェーン全体で排出削減を進める上での技術的なポイントをまとめたガイドブックを作成する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### ① 地域ぐるみでの中小企業支援体制構築



排出量算定・データ共有の基盤

お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-5521-8249  
大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 03-5521-8240

# バリューチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業のうち、 (3) 排出量算定・データ共有の基盤整備事業



算定報告公表対象外事業者も含めて使用できるよう機能追加により、使用者の利用価値を向上させた基盤整備改修を図ります。

## 1. 事業目的

排出量情報を共有するためのプラットフォームや共通フォーマットがなく、企業間で排出量情報を共有するのに手間がかかっている。このため、排出量算定及びデータ共有・報告のための基盤を整備し、大企業・中小企業ともに排出量算定及びデータ共有・報告がしやすい環境を整備する。

## 2. 事業内容

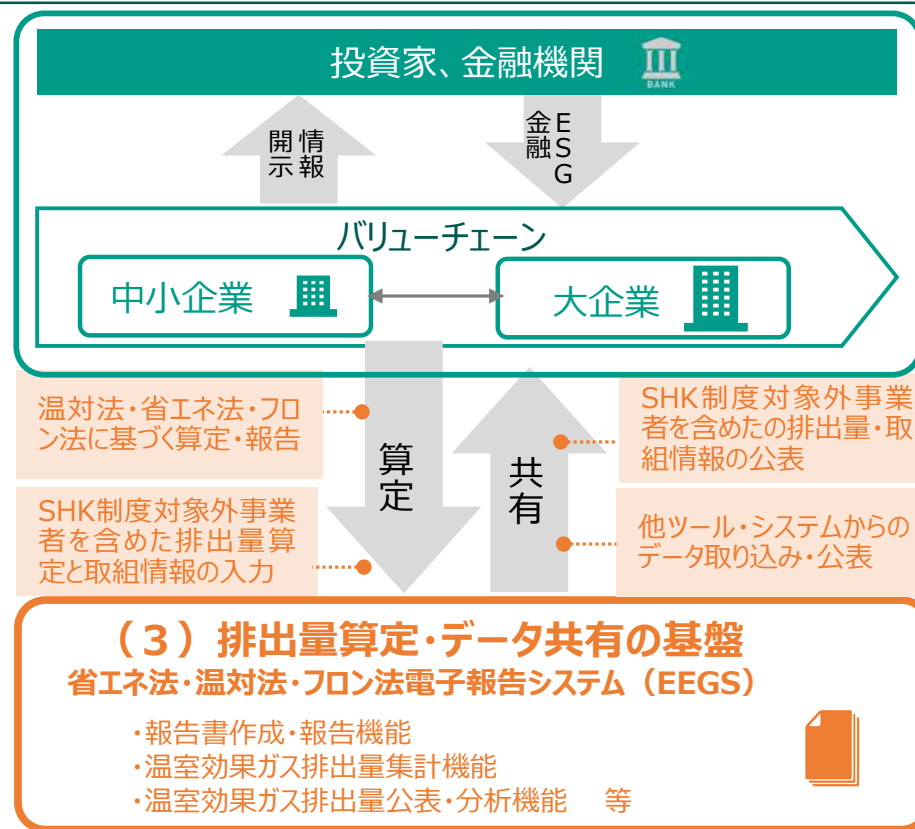
### ① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

- 温対法等に基づく報告と温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を目的とする「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS) について、保守・運用や問合せ対応を行う。
- 排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、以下の改修を行う。
  - ・ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」(SHK制度) の見直しを受けたアルゴリズムの変更・追加 (国家インベントリを踏まえた算定方法の変更等を想定)
  - ・ SHK制度の対象外である事業者が、EEGSを使って排出量算定や削減取組情報の入力を行い、それらを公表する機能の追加
  - ・ EEGS外の各種算定ツール・システムを用いて算定した排出量等のデータをEEGSに取り込み、EEGS上でそれらを公表する機能の追加 等
- 企業・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-5521-8249

# 持続可能な社会構築に向けた企業経営における環境三社会の統合的達成促進事業



【令和6年度予算（案） 16百万円（新規）】

## 脱炭素社会・資源循環社会・自然共生社会の三社会の課題解決を統合的に促進し、我が国企業の産業競争力向上と環境保全を同時達成

### 1. 事業目的

カーボンニュートラル（CN）、ネイチャーポジティブ（NP）やサーキュラーエコノミー（CE）を志向して、TCFDやTNFD等によりサプライチェーンにおける様々な環境負荷の削減努力とその開示が企業に求められている。企業価値の向上につながる取組手法の具体化や開示支援等の施策を実施し、これらの国際動向に対応しつつ、我が国企業の産業競争力強化と持続可能な社会の構築の同時達成を実現する。

### 2. 事業内容

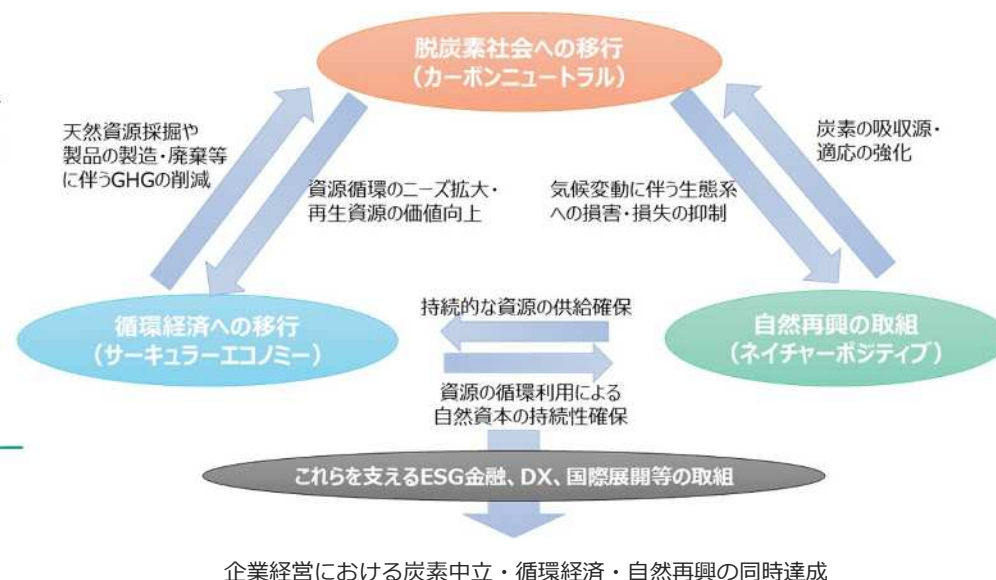
- G7で合意された「循環経済及び資源効率性原則」（CEREP）を企業が広く経済活動に実装していくための調査・分析や、循環経済・資源効率性アプローチによる他分野（気候変動、生物多様性関連リスク）への統合的取組も含め、当該アプローチにより生じる事業へのリスクと機会の特定や企業評価への影響等に関する調査・分析等を行う。
- 企業がNPに貢献し、自然資本に関連した新しい環境ビジネスの創造や企業価値の向上につながる取組を支援する。NPのうち特に、欧米を中心に登場しつつあるウォーターポジティブ（WP：限りある淡水資源について、企業活動により消費する水よりも多くの水を供給するコンセプト）について、日本の企業の実態把握、対策関連技術の市場調査等を行う。
- これらを統合して、企業経営における炭素中立・循環経済・自然再興の同時達成を促進することを目指す。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和7年度

### 4. 事業イメージ

グローバルな企業活動の支援のため、CN・CE・NPの課題解決を部局間連携で推進。



お問合せ先： 大臣官房環境経済課（03-5521-8324）、自然環境局自然環境計画課 生物多様性主流化室（03-5521-8150）  
水・大気環境局環境管理課（03-5521-8292）、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室（03-5521-8324）



# 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）



【令和6年度予算（案） 3,329百万円（3,685百万円）】  
 【令和5年度補正予算額 4,034百万円】

## 工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。  
 ※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

### 2. 事業内容

- CO<sub>2</sub>削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）**  
 中小企業等による工場・事業場でのCO<sub>2</sub>削減目標・計画の策定を支援  
 ※ CO<sub>2</sub>排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援**
  - 標準事業** CO<sub>2</sub>排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：1億円）
  - 大規模電化・燃料転換事業** 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援（補助率：1/3、補助上限：5億円）
    - 電化・燃料転換
    - 4,000t-CO<sub>2</sub>/年以上削減
    - CO<sub>2</sub>排出量を30%以上削減
  - 中小企業事業** 中小企業等による設備更新に対し、i) ii) のうちいずれか低い額を支援（補助上限：0.5億円）
    - 年間CO<sub>2</sub>削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO<sub>2</sub>(円)
    - 補助対象経費の1/2(円)
- 企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助全体上限5億円）**  
 Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年以内）
- 補助事業の運営支援（委託）**  
 CO<sub>2</sub>排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 事業イメージ

#### ① CO<sub>2</sub>削減計画策定支援 ② 省CO<sub>2</sub>型設備更新支援

事業者	支援・補助
CO <sub>2</sub> 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO <sub>2</sub> 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助
CO <sub>2</sub> 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO <sub>2</sub> 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



空調設備



給湯器



コージェネ



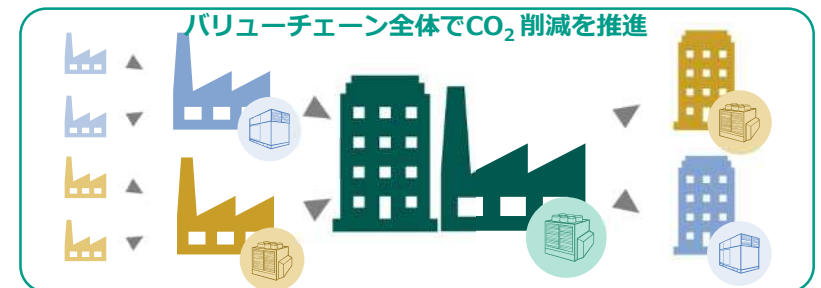
冷凍冷蔵機器



EMS

※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

#### ③ 企業間連携先進モデル支援



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

# コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

(一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和6年度予算(案) 7,000百万円(7,000百万円)】

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

## 1. 事業目的

- ① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ④ フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

## 2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業(間接補助事業)

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

(2) フロン類対策による省CO2効果等検証事業(委託事業)

冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO2排出削減効果・代替フロン排出削減効果进行分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助事業 補助率：原則 1 / 3  
※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。  
※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

(2)委託事業

- 補助・委託対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業



脱炭素型自然冷媒機器の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話：0570-028-341

# 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)をはじめとするライフスタイルの変革促進

(「デコ活」推進事業(新規)、資源循環、海洋ごみ、環境教育等に係る普及啓発の推進)



【令和6年度予算(案) 3,981百万円(218百万円)】環境省

【令和5年度補正予算額 570百万円】

## デコ活等の推進により、将来にわたる質の高い暮らしを実現します。

「デコ活」(新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の推進等を通じて、「新しい豊かな暮らし」と2030年度に2013年度比46%(特に家庭部門では66%)削減及び2050年カーボンニュートラルを同時に達成し、将来にわたる質の高い暮らしを実現することを目的とする。このために、

### 1. 事業目的

- ① 「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進、ナッジ×デジタルによるライフスタイル転換促進の実証等を実施する。
- ② 資源循環、海洋ごみ、環境教育等に係る普及啓発を実施する。

### 2. 事業内容

#### (1) デコ活推進にかかる社会実装型取組等支援

脱炭素のみならず資源循環(食品ロス削減、サステナブル・ファッション等)やネイチャーポジティブの実現を目的として、デコ活応援団(官民連携協議会)を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。また、デジタル技術により脱炭素に繋がる行動履歴を記録・見える化し、地域で循環するインセンティブを付与する等、日常生活の様々な場面での行動変容をBI-Techで後押しするための国民参加体験型のモデルを実証し、構築する。温対法第39条及び第38条に基づく全国地球温暖化防止活動推進センター(デコ活ジャパン)及び地域地球温暖化防止活動推進センター(デコ活ローカル)による事業については地域でのデコ活推進を後押しする。

#### (2) 資源循環、海洋ごみ、環境教育等に係る普及啓発の促進

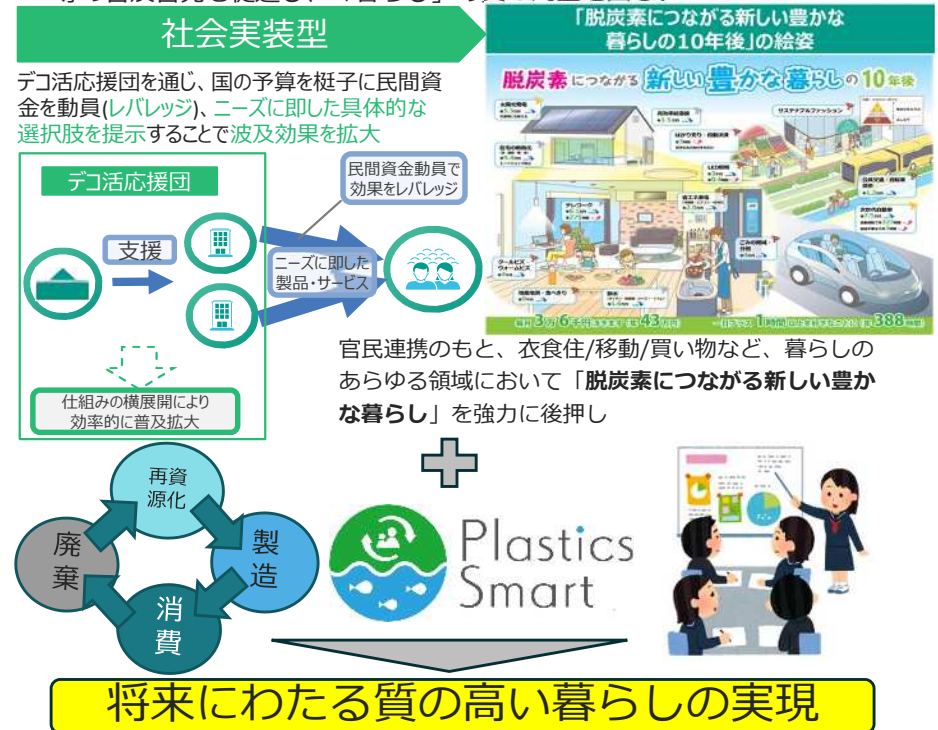
資源循環の関係主体への理解促進に資する企画検討・情報発信・普及啓発やプラスチックとの賢い付き合い方を推進する「プラスチック・スマート」のサイト運営、環境カウンセラーやコンテンツ等による環境教育等の推進に資する情報発信等、事業者、国民の間に環境の保全や地域資源の活用等についての関心と理解、積極的に活動を行う意欲を高め、行動変容を促すための環境保全活動の普及、啓発に関する企画等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)委託事業・請負事業・間接補助事業(補助率:定額、7/10)  
(2)請負事業
- 委託先等 委託事業・請負事業:民間企業・団体  
補助事業:地方公共団体、民間企業・団体
- 実施期間 (1)令和6年度~(2)平成2年度~

### 4. 事業イメージ

自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組でデコ活を推進する。さらに、資源循環、海洋ごみ、環境教育等の普及啓発も促進し、「暮らし」の質の向上を図る。



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室(デコ活応援隊)

電話: 03-5521-8341



# 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和5年度補正予算額 135,000百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

## 1. 事業目的

- ・既存住宅の早期の省エネ化により、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適なくらしの実現、2030年度の家庭部門からのCO<sub>2</sub>排出量約7割削減（2013年度比）に貢献し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ・先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。
- ・2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に貢献。

## 2. 事業内容

①既存住宅における断熱窓への改修を促進し、くらし関連分野のGXを加速させるため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）

対象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事

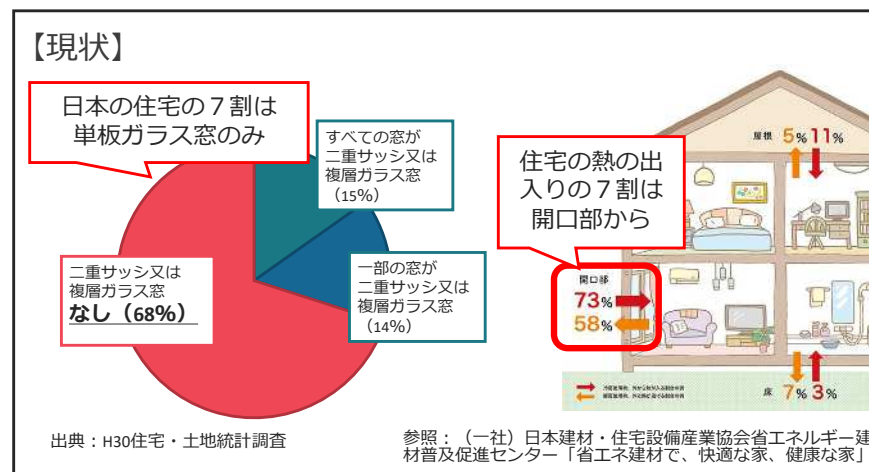
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 補助対象・委託先 ①住宅の所有者等 ②民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

## 4. 補助事業対象の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



【令和6年度予算（案） 3,450百万円（3,450百万円）】

【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

## 集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

### 1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

### 2. 事業内容

(1) 集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ① 新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
- ② 新築中層ZEH-M（4、5層）への定率補助：補助率1/3以内
- ③ 新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
- ④ 上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など

(2) 既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））

(3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。  
 ※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 平成30年度～令和7年度

### 4. 補助対象の例

(1) 省エネ・省CO2化

- ① 低層ZEH-M
- ② 中層ZEH-M
- ③ 高層ZEH-M



④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助



(2) 断熱リフォーム

トータル断熱 高性能建材を用いた断熱改修  
 居間だけ断熱 主要居室の部分断熱改修が可能



# 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和6年度予算（案） 7,550百万円（6,550百万円）】

【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】



## 戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

### 1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

### 2. 事業内容

（1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
- ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
- ③上記②のZEH+のうち、断熱等性能等級6以上の外皮強化に追加補助：25万円/戸等
- ④上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等

（2）既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）

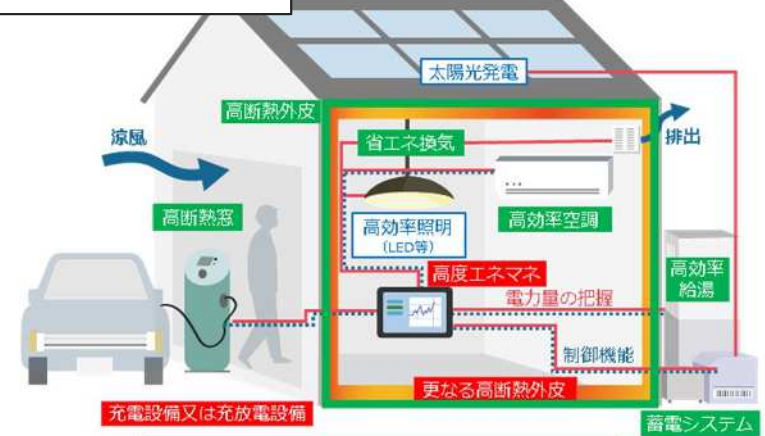
（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等性能等級5に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級6に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 補助対象の例

（1）ZEH・ZEH+化



- ①ZEH補助対象
- ②ZEH+：3要素のうち2要素以上を採用

（2）断熱リフォーム





【令和5年度補正予算額 11,100百万円】  
 ※4年間で総額33,929百万円の国庫債務負担



既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

- ・ 建築物分野において、2050年の目指す姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※<sup>1</sup>の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- ・ 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、商業施設や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、くらしの質の向上を図る。

## 2. 事業内容

### ①業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

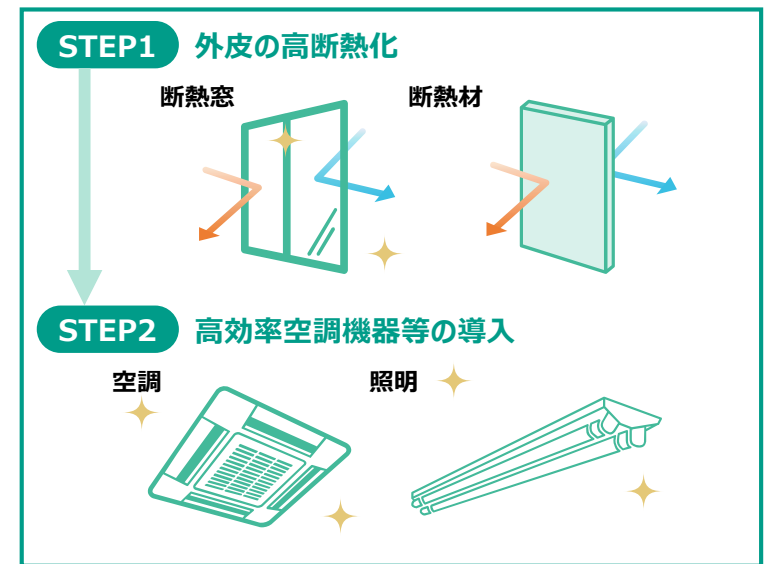
- 主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上※<sup>2</sup>削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等
- 主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明 等  
 （設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。）
- 補助額：改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当 等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化支援に係るデータ管理・分析等の支援業務  
 本補助事業により改修した建築物に関するデータの管理・分析等を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

## 4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※1 ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上

# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和6年度予算(案) 4,719百万円(新規)】

【令和5年度補正予算額 6,171百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

## 1. 事業目的

- ① 2050年CN実現、そのための2030年度46%減(2013年度比)の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ② 建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

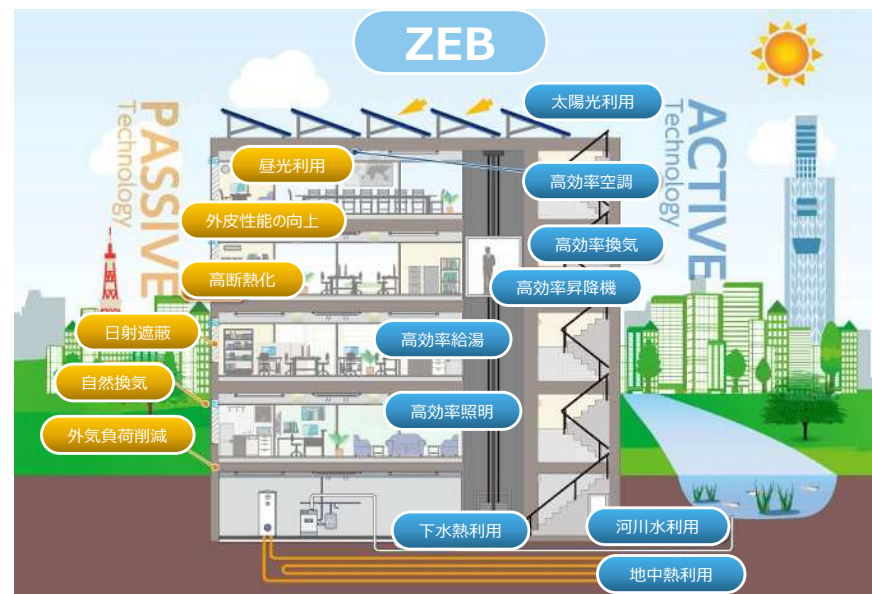
## 2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業(経済産業省連携事業)
  - ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業
  - ② 既存建築物のZEB普及促進支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業(一部国土交通省連携事業)
  - ① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
  - ② ZEB化推進に係る調査・検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業(国土交通省、経済産業省連携事業)
- (5) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業(農林水産省連携事業)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(メニュー別スライドを参照)・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 (ほか) 電話：0570-028-341



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

## 2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3~1/4 (上限3~5億円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

## 4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。





LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

### 1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 建築物における更なる付加価値向上の可能性を模索し、快適で健康な社会の実現に貢献する。

### 2. 事業内容

#### ① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2 (ライフサイクルCO2: LCCO2) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等<sup>※1</sup>の導入を支援する。

- ◆補助要件: ZEB Ready基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1) 事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆特に評価する先導的な取組: 災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆優先採択: 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
  - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
  - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

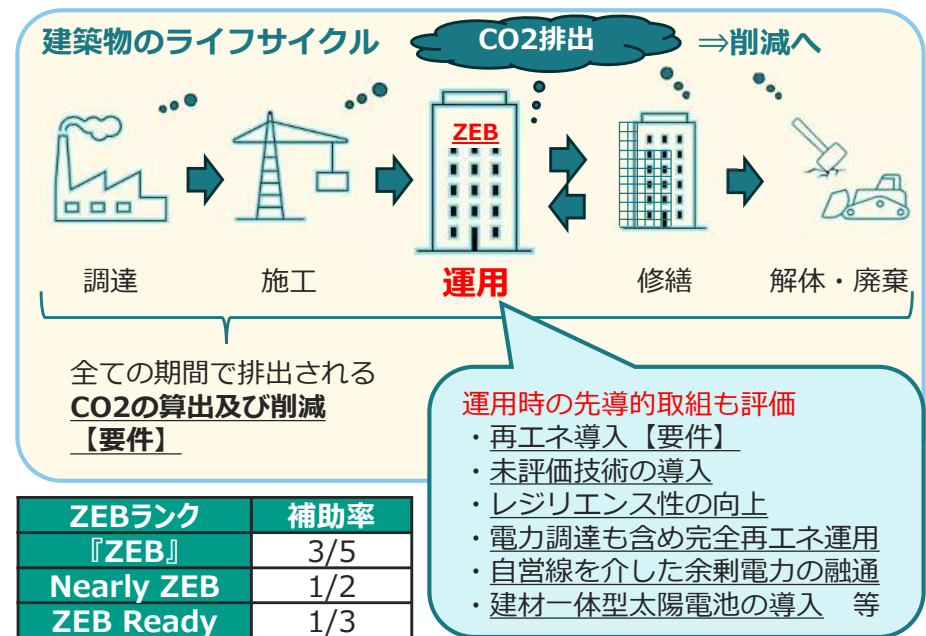
#### ② ZEB化推進に係る調査・検討事業

建築物の脱炭素化・ZEB化を先導・推進するために必要な調査・検討等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体<sup>※2</sup>、民間事業者、団体等<sup>※3</sup>
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

### 4. 事業イメージ



※1 EV等 (外部給電可能なものに限る) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。  
 ※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。  
 ※3 ①について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業



ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践するサステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

## 2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、サステナブルな観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

- 補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舎事業者等）
- 補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備
  - ・再エネ設備（原則として導入が必要）
  - ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
  - ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）
- 補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）
  - ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
  - ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
  - ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光のみ1/3））（上限7,500万円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化

補助対象設備

再エネ設備  
(原則導入)



省エネ設備  
(空調・断熱改修等)

30%以上の  
省CO2



充放電設備



補助要件

+ <①～③の要件を全て満たす場合に補助>

①インバウンド対応 【例】



トイレ洋式化 和洋室整備 国際認証取得

②脱炭素に関する取組の周知

③地方公共団体実行計画区域施策編の策定



ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課

電話：03-5521-8278



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化に資する再エネ設備、高効率設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- 上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。
- また、民間事業者等により再エネポテンシャルを活かした電力の地産地消を行う取組や、水インフラへの一層の再エネ導入に向けた新たな設備の設置方法に関する技術実証を推進する。

### 2. 事業内容

- ①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）  
水インフラにおけるCO2削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO2型設備の導入に対して支援を行う。
- ②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）  
水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。
- ③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）  
水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、実証技術に関して運用面や維持管理面などの評価を行い、その導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

### 3. 事業スキーム

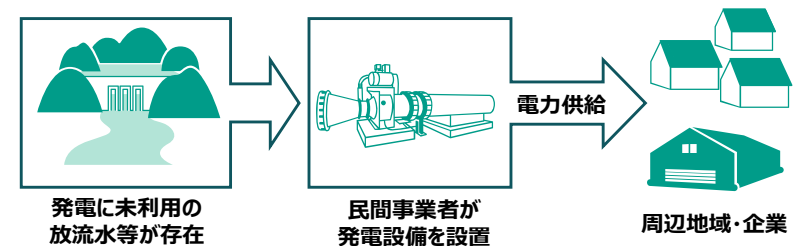
- 事業形態 ①②間接補助事業 ③委託事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

### 4. 事業イメージ

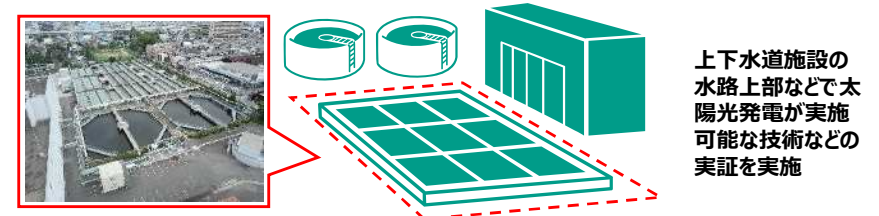
#### ①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



#### ②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



#### ③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業







建築分野において、循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する木材再利用の方策等を検証します。

## 1. 事業目的

- 建築分野において、資源を循環利用する循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）と、脱炭素・カーボンニュートラル（CN）を同時達成するための、省エネ・省CO2に資するCLT※1等の木材再利用の方策を検証するほか、普及促進に向けた関連情報等の整理を行う。

## 2. 事業内容

資源を持続可能な形で利用できる経済社会を構築することは世界共通の課題であり、「循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）」の概念が国際的にも急速に広まりつつある。UNEP国際資源パネル（UNEP-IRP）が「経済をより循環型にすることは、全てのセクターにおける温室効果ガスの大幅かつ加速度的な削減可能性を高めるために不可欠」と指摘するなど、CEを脱炭素・カーボンニュートラル（CN）等と同時に達成することの重要性が高まっている。

このため、本事業では、建築物に使用されているCLT等の木材を新たな建築物等に再利用する際に、その省エネ・省CO2効果の把握等を行う方策を検討するほか、建築分野において効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証や普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等を行う。

※1 CLT：Cross Laminated Timber（直交集成板）

ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。

コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、

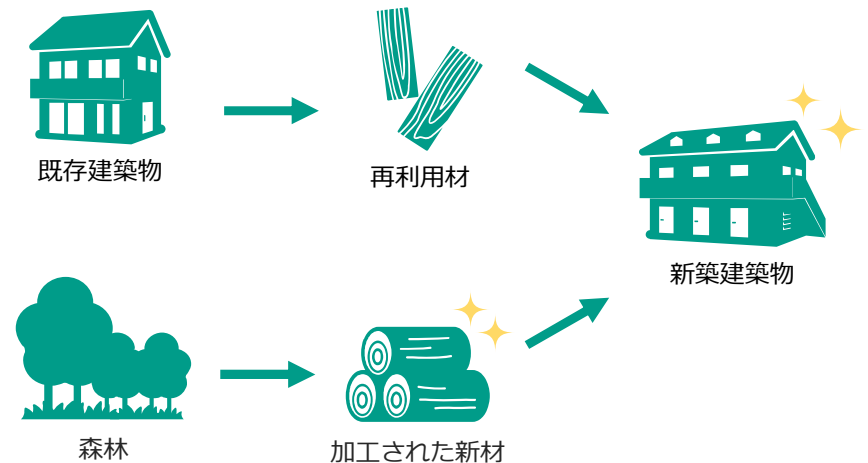
中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者、団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

- 建築物の解体後、使用されていた木材を新たな建築物等において再利用するに当たり、省エネ・省CO2効果等の観点から検証等を行い、効果的に木材を再利用する方法等を検討する。



# 熱中症対策推進事業（独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金相当分を含む）



【令和6年度予算（案） 397百万円（230百万円）】



国民の命を守るため、地域社会が一体となって取り組む、具体的かつ効果的な熱中症対策を促進します。

## 1. 事業目的

- ・ 国民における熱中症予防行動の促進
- ・ 熱中症に係る新たな制度（※）を普及・推進するための効果的な運用に関する検討
- ・ 熱中症特別警戒情報等を的確かつ迅速に発表するための調査の実施 ※熱中症特別警戒情報や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）等、改正気候変動適応法（令和5年5月公布）により創設された新たな制度（以下「熱中症新制度」という。）
- ・ 地域における熱中症対策の強化

## 2. 事業内容

- ・ 「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、メディアやSNS等を活用した一般国民向けの普及啓発に努めるとともに、個人の行動変容に繋がる熱中症対策を普及させる。
- ・ 国内外の事例を参考に、熱中症新制度を活用した対策を普及、推進していくための調査や、地方公共団体等の効果的な運用に関する検討を行う。
- ・ 熱中症特別警戒情報等の発表の前提となる情報及び熱中症患者発生に係る情報を収集、整理、分析及び提供する。
- ・ 熱中症対策に関して、地域の団体や企業との協働等に取り組む地方公共団体等を支援し、優れた取組を取りまとめるとともに、横展開を図るため、地方公共団体等を対象にした研修を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業 + 運営費交付金
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成24年度～

## 4. 事業イメージ

### ■ 普及啓発の実施

ポスター等の活用

熱中症警戒アラート等



的確かつ迅速に発表するための調査を実施

### ■ 地域における熱中症対策の強化

効果的な運用に関する検討及び支援を実施

独居高齢者等への  
見守り・声かけ活動

指定暑熱避難施設の設置



（例）群馬県上野村



（例）東京都品川区

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境安全課 電話：03-5521-8261

# 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)



【令和6年度予算(案) 5,561百万円(5,569百万円)】うち、国立環境研究所運営費交付金 5,437百万円(5,439百万円)環境省

化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査を行います。

## 1. 事業目的

- ① 10万組の大規模コホート調査として、参加者(親子)の血液等の生体試料を採取・保存・分析するとともに、質問票等による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。
- ② 適切な情報提供を通じて、環境リスク評価や、事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築を推進し、結果として、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。

## 2. 事業内容

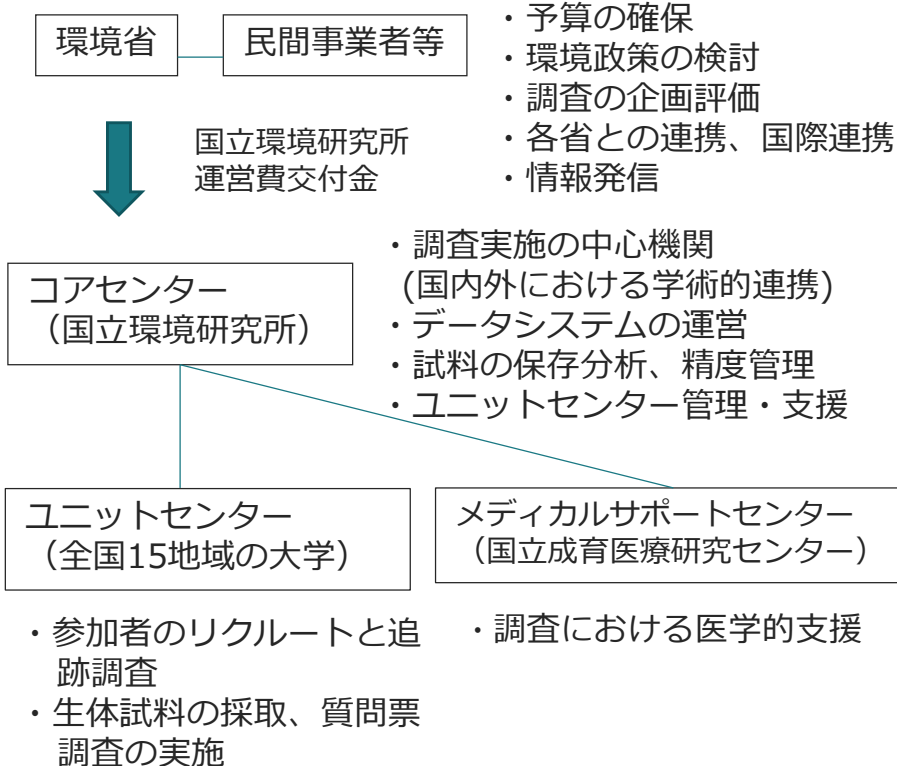
追跡調査を継続するとともに、令和6年度は、子どもの成長過程における化学物質ばく露や健康状態を評価するための「学童期検査」を引き続き実施する。また、参加者から得られた540万検体以上にも及ぶ膨大な生体試料を引き続き計画的かつ着実に分析する。(国立環境研究所運営費交付金)

本調査の円滑な実施のため、国民、国内外の関係者との連携・コミュニケーションを図るとともに、調査の実施状況を把握し、企画評価を行う。また、調査成果を正しく伝えるための取組を行うとともに、調査結果を活かして、子育て世代が化学物質のリスクと上手に向き合えるようにするための機会の充実等に取り組む。(請負事業)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業：民間事業者・団体  
交付金：研究機関
- 実施期間 平成22年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室 電話:03-5521-8263



【令和6年度予算(案) 629百万円(646百万円)】 環境省  
 【令和5年度補正予算額 400百万円】



法改正や新目標等を踏まえ、侵略的外来種への反転攻勢を強める水際対策や地方公共団体への支援、国際的な議論への貢献等を行うとともに、優先度に応じた外来生物の防除を実施し、生態系等への被害を防止します。

## 【本省予算】

### 1. 事業目的

外来生物法に基づく規制等を適切に運用するとともに、調査・検討を実施し下記目的を達成する。

- ① 侵略的外来種による生態系等に係る被害の防止・分布拡大の抑制・根絶を実現する。
- ② 昆明・モンリオール生物多様性枠組のターゲット「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」の達成。

### 2. 事業内容

- (1) 特定外来生物等の水際対策等
  - ・ ヒアリ定着疑い時の周辺調査及び緊急防除、定着の危険性が高い港湾における広域調査及び防除、効果的なモニタリング手法検討【拡充】
  - ・ アメリカザリガニ・アカミミガメ等の対策の推進
- (2) 法改正等や新目標を踏まえた外来種対策強化にかかる調査・検討
  - ・ 外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リストの見直し
  - ・ G7コミュニケや世界枠組等を踏まえた国際的な議論への対応
  - ・ 非意図的な導入対策に係る調査・検討
  - ・ 広域定着種の防除に係る専門家派遣や全国戦略検討等

### (3) 地方公共団体が行う防除等への支援(交付金)

- ・ 特定外来生物防除事業(交付率1/2以内)
  - ・ 特定外来生物早期防除計画策定事業(定額、上限250万円※)
  - ・ 外来種対策戦略検討等事業(定額、上限250万円※)
- ※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 請負事業、(3) 交付金
- 請負先 (1) (2) 民間事業者・団体、(3) 地方公共団体
- 実施期間 (1) (2) 平成30年度～、(3) 平成31年度～

### 4. 事業イメージ

R4外来生物法改正を踏まえ、ヒアリ等の水際対策や地方公共団体への支援等について拡充。



特定外来生物による被害の防止  
分布拡大の抑制・根絶

## 【地方予算】

### 1. 事業目的

外来生物法に基づき特定外来生物の防除事業を実施することで下記目的を達成する。

- ① 外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- ② 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成

### 2. 事業内容

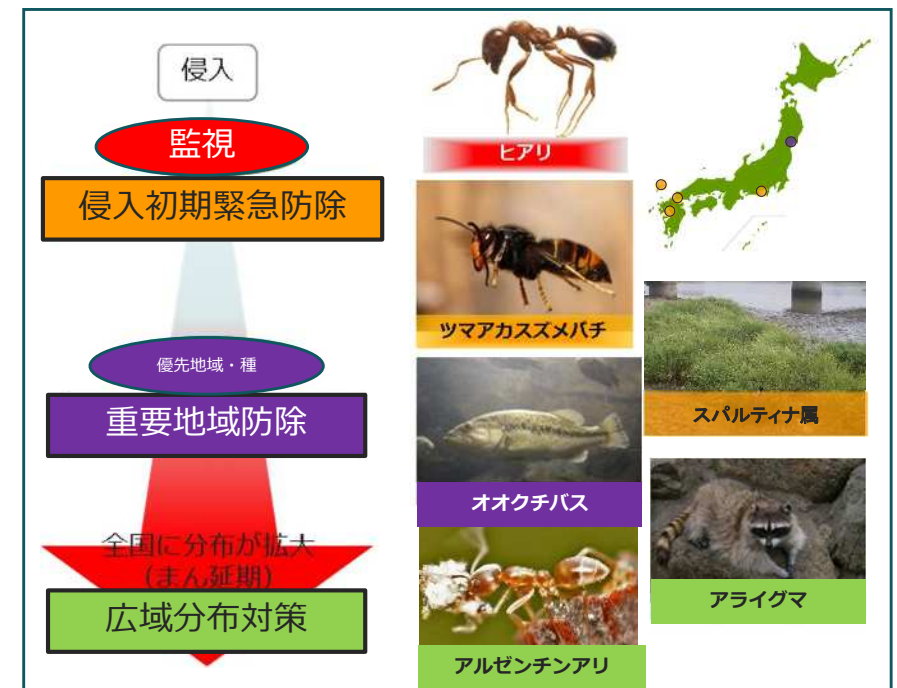
我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物のうち、令和4年5月の改正外来生物法を踏まえ、以下①～③の観点で防除を実施する。また、以下④⑤により外来生物対策に係る実行体制を維持する。

- ① **侵入初期外来生物緊急防除事業**  
最も費用対効果の高い侵入初期の防除及びそのための監視体制の構築  
港湾等におけるヒアリ調査の強化等
- ② **生物多様性保全上重要な地域における防除事業**  
生物多様性保全上重要な地域における防除（希少種生息地でのオオクチバス防除等）
- ③ **広域分布外来生物対策強化促進事業**  
分布まん延期の外来生物の情報収集や共有等、関係機関との連携強化等の実証
- ④ **飼養等管理事務費【拡充】**  
飼養等許可等事務、野外発見個体等引取処分、外来生物の同定に必要な体制の確保
- ⑤ **水際での輸入管理事務費【拡充】**  
税関における物品等の検査、任意放棄個体引取処分、種同定作業に必要な体制の確保

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

### 4. 事業イメージ



- 外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成

# 鳥獣保護管理対策費



【令和6年度予算（案） 680百万円（680百万円）】  
【令和5年度補正予算額 73百万円】

## 鳥獣の保護・管理の強化に向けた総合的な対策を推進します。

### 1. 事業目的

- ① 鳥獣の保護・管理の強化に向けた調査・保護管理の方針の検討、鳥獣保護管理の担い手の確保・育成の推進。
- ② 国立公園等の二ホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲事業の推進。
- ③ 鳥類の生態や移動経路の把握。

### 2. 事業内容

#### (1) 鳥獣保護管理強化事業

- 鳥獣保護管理方針検討、鳥獣保護管理の人材確保・育成、特定鳥獣の調査検討・広域管理、希少鳥獣の保護管理、クマ出没対応、鳥類の鉛汚染対策、カモシカ保護管理、カワウ管理強化、水鳥救護研修センターの運営、国指定鳥獣保護区での管理（地方予算） など

#### (2) 国立公園等シカ管理対策事業

- 国立公園等におけるシカ管理体制の構築、新しい捕獲方法を取り入れたシカ管理対策、シカ管理対策に係る専門家活用 など

#### (3) 野生鳥獣情報整備事業費（鳥類標識調査）

- 鳥類の生態や移動経路を把握するため鳥類標識調査の実施

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和46年度～

### 4. 事業イメージ

#### (1) 鳥獣保護管理強化事業

##### ■ 鳥類の鉛中毒対策（拡充）

- 2030年の鳥類の鉛中毒ゼロを目指し、鳥類の検体収集・分析、湖沼の鉛製銃弾の蓄積状況調査、鉛汚染のリスク評価の実施

##### ■ カワウ管理強化（拡充）

- カワウの生息数が増加している琵琶湖周辺の大規模繁殖地での効果的な捕獲手法を確立するモデル事業の実施

##### ■ カモシカ保護管理（新規）

- カモシカ個体群の実態に沿った保護管理を図るため、全国的な生息状況の把握、特定鳥獣保護管理計画のガイドラインの改訂

##### ■ クマの出没に対応する体制構築事業（拡充）

- クマ類の効果的な管理に資する推定個体数の検討

#### (2) 国立公園等シカ管理対策事業

##### ■ シカ管理対策に係る専門家活用（拡充）

- 専門家の活用による管理体制の強化

#### (3) 野生鳥獣情報整備事業費（鳥類標識調査）

- 鳥類標識調査の実施



お問合せ先： 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室 電話03-5521-8285  
生物多様性センター 電話：0555-72-6031

自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8278



# 動物の愛護及び管理事業



【令和6年度予算（案） 370百万円（370百万円）】環境省

動物を大切に作る心豊かな社会づくりを進めつつ、動物取扱業の適正化、糞尿等の生活環境への支障防止、犬猫の殺処分数削減、マイクロチップによる犬猫管理、動物虐待等防止といったペット等が関わる社会課題に対応し、人と動物の共生社会の実現を図ります。

## 1. 事業目的

① 動物愛護の気風を醸成し、動物取扱業の適正化、犬猫の殺処分数削減、マイクロチップによる犬猫の管理、動物虐待等防止により、動物を適正に取り扱う社会を構築。

## 2. 事業内容

② 危険な特定動物管理や飼養施設の鳥インフルエンザ対策を強化し、動物からの危害を防止するとともに、動物による糞尿等の被害を防止し、生活環境を保全。

モデル事業、自治体が行う施設整備への補助等の各種対策の実施、課題解決に必要な対策の検討を進めます。

- ① 令和元年法改正に係る施行状況調査や、抽出された課題解決に向けた法令改正等の対策を検討・とりまとめ。
- ② 動物取扱業において、動物を適切に取扱うための基準の策定や検討会の実施、検討に必要な調査等。愛玩動物看護師制度の着実な運用。
- ③ 犬猫の殺処分数削減に向け、犬猫の譲渡拡大に係るモデル事業の実施、自治体が設置する動物収容施設整備費の補助等。
- ④ 動物の適正な飼養管理の基盤データとなるマイクロチップの識別管理の充実化、狂犬病予防法と連動した仕組みづくり等の方策の検討等。
- ⑤ 動物虐待等事案に迅速かつ適切に対処できる自治体の体制づくりの支援。法律に基づく、動物の愛護及び管理に係る国民への総合的な普及啓発。
- ⑥ 鳥インフルエンザ等の人畜共通感染症拡大を着実に防止するための自治体の体制強化。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、直接補助事業（1/2）
- ①請負先 ①民間事業者・団体/非営利団体/大学/研究機関、③都道府県、政令市及び中核市、等
- ③補助対象
- 実施期間 平成18年度～

## 4. 事業イメージ

### 人と動物の共生する社会の実現

- 動物愛護による動物の取扱いの適正化
- 動物管理による人・生活環境への被害防止

### ＜社会課題＞

- ・ 不適正な飼い方をする動物取扱業者、飼い主
- ・ 犬猫の殺処分
- ・ 動物による危害、生活環境の支障
- ・ 感染症拡大による人への健康被害
- ・ 迷い犬猫が所有者に返還されない
- ・ 動物虐待 等

本事業のアプローチ

お問合せ先： 環境省 自然環境局総務課 動物愛護管理室 電話：03-5521-8331

# 一般廃棄物処理施設の整備



【令和6年度予算(案) 49,518百万円(49,442百万円)】環境省  
 【令和5年度補正予算額 95,140百万円】

## 一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

### 2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

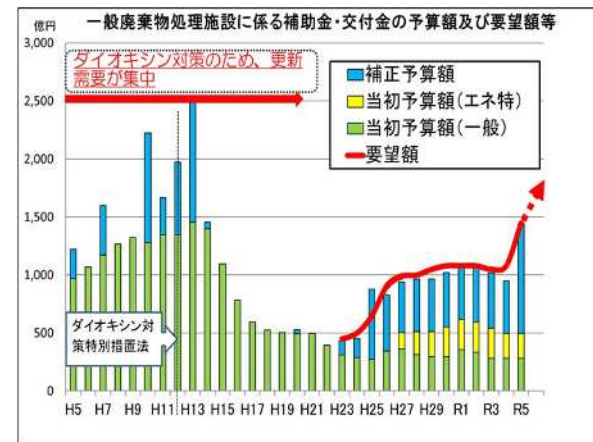
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設、メタンガス化施設等)
- ・ 最終処分場
- ・ マテリアルリサイクル推進施設
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・ 上記に係る調査・計画支援事業 等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業(補助率1/3(一部1/2等)、定額)
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

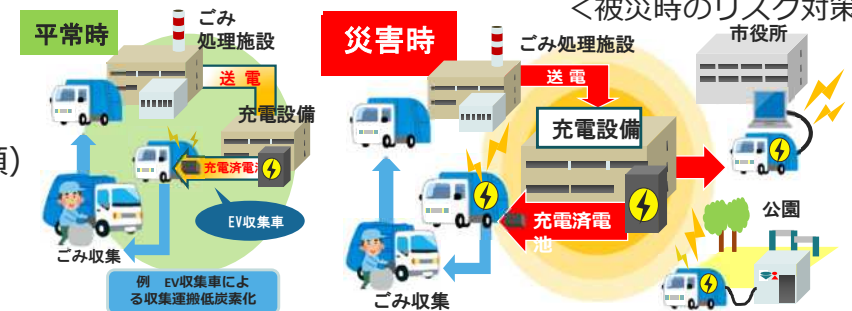
### 4. 予算額の推移、補助対象の例



<老朽化施設等の更新>



<被災時のリスク対策>



廃棄物発電電力を「災害時の非常用電源」として有効活用

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-8337

# 浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和6年度予算（案） 8,613百万円（8,613百万円）】  
【令和5年度補正予算額 500百万円】



## 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

### 1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約880万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

### 2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金等により支援する。

※令和5年度補正・令和6年度予算では支援対象に下線部分を追加。

- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）  
単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業
- 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞  
汚水処理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標
- 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換  
浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用
- 公共浄化槽の整備促進に向けたPFI事業（BTO,BOO,BOT方式）への支援
- 公共浄化槽・個人設置型浄化槽の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
- 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

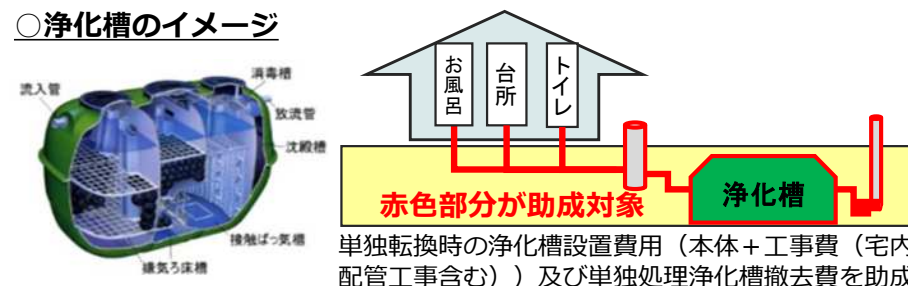
- 浄化槽整備効率化事業  
浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む）、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講習会等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

### 4. 補助対象、事業イメージ

#### ○浄化槽のイメージ



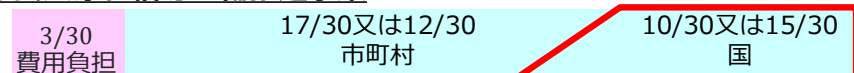
#### ○事業スキーム



#### ○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



#### ○公共浄化槽等整備推進事業



#### ○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155



# 浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和6年度予算（案）1,800百万円（1,800百万円）】

環境省



浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

## 1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

## 2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

### ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- 最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- 改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

### ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- 最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- 交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

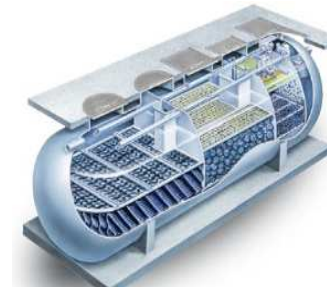
### ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- 上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ



スクリーン

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

# 環境研究総合推進費関係経費



【令和6年度予算(案) 5,355百万円(5,308百万円)】

## 環境政策の推進に不可欠な研究開発を促進します。

### 1. 事業目的

気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施(エネルギー起源CO2排出削減に直接資する研究開発等は対象外)。

### 2. 事業内容

環境研究総合推進費は、環境省の行政ニーズを提示して公募を行い、産学官の研究者から提案を募り、審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的研究費です。「環境研究・環境技術開発の推進戦略」「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえ、環境政策への貢献・反映に立脚した戦略的な研究開発、Society 5.0実現に向けた研究開発を強力に推進します。



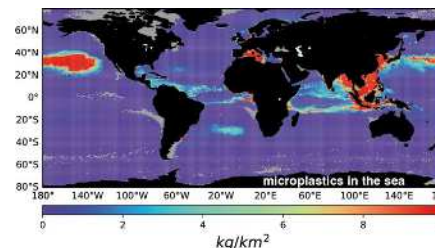
※ERCA：(独)環境再生保全機構

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 競争的研究費制度による交付(配分機関：ERCA)
- 委託先等 大学/研究機関/民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 平成29年度～

### 4. 研究開発成果の例

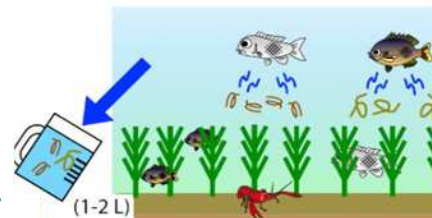
#### 環境中に漏れた全世界のプラスチックごみ約60年分の解析



海洋表層に漂うマイクロプラスチック

1960年代から現在までの海洋プラスチックの行方を世界で初めて重量ベースで解明しました。これまで全世界のプラスチックゴミの5%程度が海に流出し、その約67%(1,680万トン)が海底に沈むなどして、すでに海岸や海面近くに無いことを推計し、研究成果は国連環境計画レポートなどに引用されています。

#### 採水から30分で生物調査が可能な新手法を開発



水中や土壌中に存在する生物由来のDNAのことを「環境DNA」と言い、生物種の調査に活用されています。これまで環境DNAの抽出・測定は実験室で行う必要がありましたが、野外で採水からDNA抽出、検出まで30分で完了する手法を開発しました。今後、様々な調査の効率化が可能です。



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 TEL：03-5521-8239

# イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業



【令和6年度予算(案) 100百万円(100百万円)】  
【令和5年度補正予算額 117百万円】

## 環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションを創出します

### 1. 事業目的

環境スタートアップの研究開発（フェーズ1：採算性調査（F/S）及び概念実証（PoC）、フェーズ2：技術開発（R&D））から事業化までを切れ目なく支援することで、「ネットゼロ」、「循環経済」、「ネイチャーポジティブ」の統合的推進に向けたイノベーションの創出を図るとともに、環境ビジネスの創出・拡大及び雇用の増加に貢献する。

### 2. 事業内容

#### (1) 環境スタートアップ特化型の研究開発支援

優れた技術シーズを持つ環境スタートアップの研究開発をF/S、PoCで幅広く支援しつつ、有望案件を絞り込んでR&Dで集中的・継続的に支援することで切れ目のない支援を実施。

#### (2) 事業機会創出に向けた側面支援

##### ①ピッチイベント等による事業機会創出及び事業化に向けた伴走支援

環境スタートアップを対象とするピッチイベントを開催し、優秀者の表彰、PRの強化等を実施することにより、事業機会の創出を支援する。また、専門家等による研究開発の進め方や資金調達・国内外での事業拡大に関する助言、国内外の事業会社とのマッチング等を通じた伴走支援を実施。

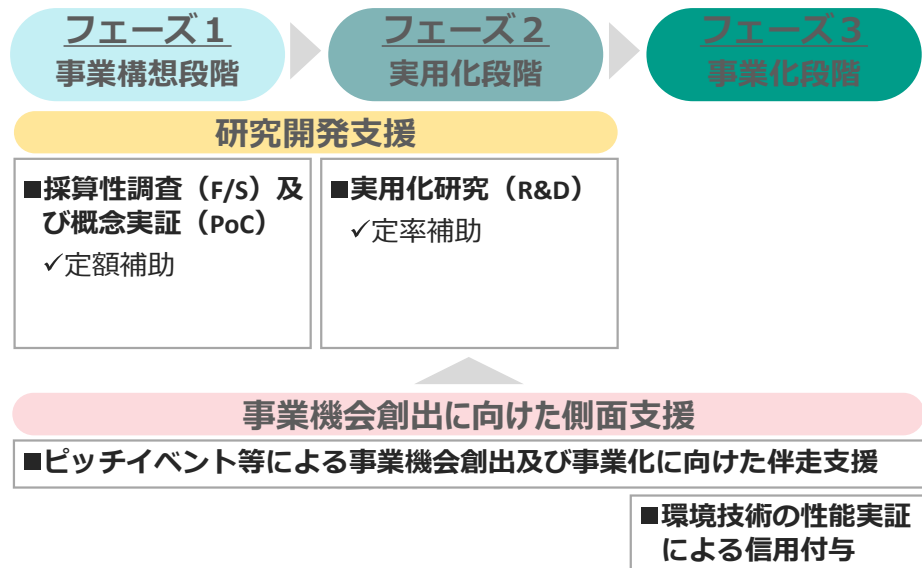
##### ②環境技術の性能実証による信用付与

先進的な環境技術の環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証。その性能への信用付与により、環境技術の普及を促すとともに、事業拡大を支援。

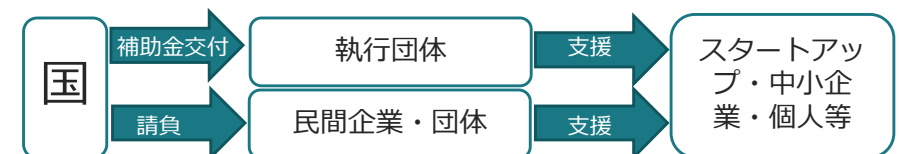
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助(定額、定率) (2) ①②請負事業
- 補助対象・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～

### 4. 事業イメージ



※本予算は、SBIR制度に基づく府省庁等横断の統一プログラムに該当する予算である。



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

電話：03-5521-8239





2030年度削減目標や2050年カーボンニュートラル実現に向け、分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による開発・実証を支援します。

1. 事業目的

2030年度までの温室効果ガス46%削減、2050年までの脱炭素社会実現のためには、既存の社会インフラの刷新も含めた社会実装につながる技術開発・実証が必要。また、ゼロカーボンシティ宣言都市等における先導的な取組を支援し、各地域の特性を活かして、自然とも共生し脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を構築することが重要。そこで地域に根差し、かつ分野やステークホルダーの垣根を越えて脱炭素社会の実現に資するセクター横断的な地域共創の技術開発・実証事業を実施することを目的とする。

2. 事業内容

地方公共団体等との連携による技術開発・実証を推し進め、各地域がその特性を活かした脱炭素社会モデルを構築し、地域の活性化と脱炭素社会の同時達成を後押しし、脱炭素ドミノを誘引するため、以下の取組を実施する。

- **地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証**  
農村・漁村等における再エネ導入や建築物の省エネ化等、新たな社会インフラの整備のため、関係省庁との連携により地域脱炭素化に向けてクリティカルな課題設定を行う。
- **技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証**  
各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きいものの、開発リスク等の問題から、民間の自主的な取組だけでは十分には進まない技術開発・実証を対象に支援する。
- **イノベーションの発掘及び社会実装の加速化(アワード枠)**  
確かな実績・実現力を有する者として表彰された者に対し、「アワード枠」として優先採択することで事業化の確度を高める。(気候変動アクション表彰との連携)
- **スタートアップ企業に対する事業促進支援(スタートアップ枠)**  
創造的・革新的な技術を有する事業者を支援することで、2030年度目標等の達成に資する新規産業の創出・成長を図る。

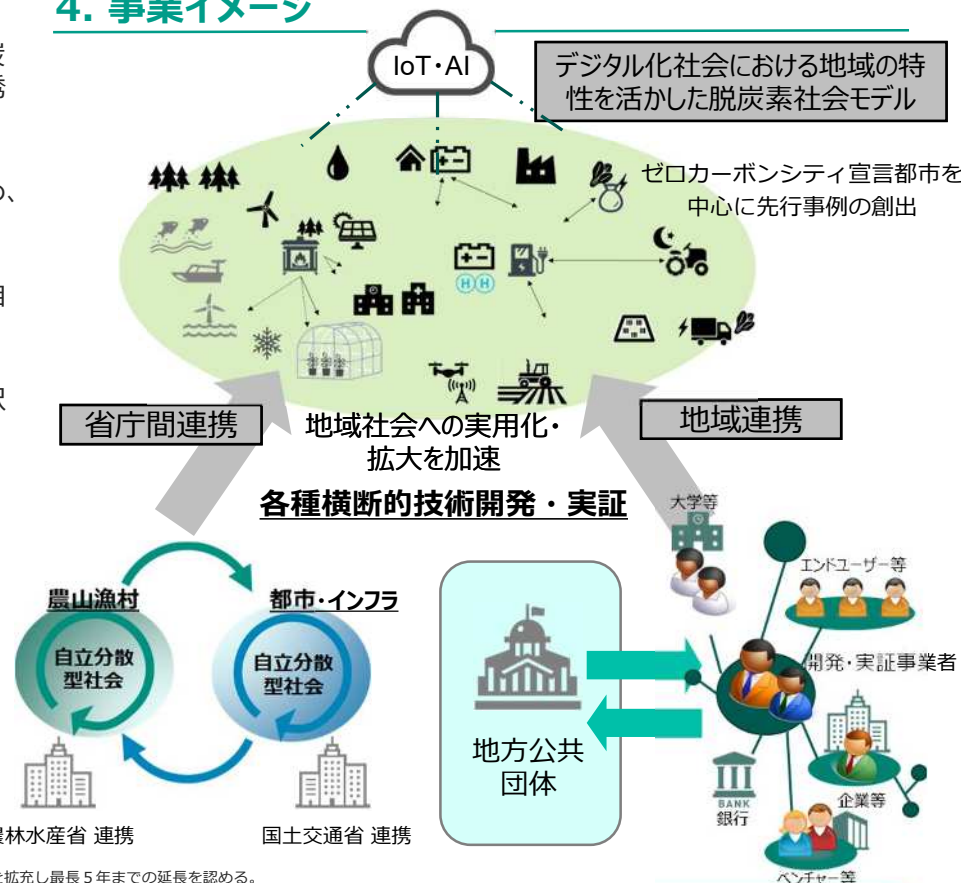
併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施する。

3. 事業スキーム

- **事業形態** 補助事業(1/2、定額)・委託事業
- **委託・補助対象** 民間事業者・団体・大学・研究機関等
- **実施期間** 令和4年度～令和10年度※

※各課題における実施期間は原則3年。中間評価等により低評価の課題は事業の中止、高評価の課題は実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める。

4. 事業イメージ



# グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業



【令和6年度予算（案） 320百万円（400百万円）】

グリーンファイナンスの裾野拡大・質の担保のため、支援体制整備及び追加的コストの補助を実施します。

## 1. 事業目的

グリーンbond等のグリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大のため、①グリーンファイナンス手法を活用した資金調達ノウハウ・知見を共有し、新規市場参加者の拡大及び円滑な資金調達の促進につなげるとともに、②企業や自治体が脱炭素事業を実施する資金の調達に対し支援を行う者を支援し、グリーンファイナンス市場の発展を強力に推進する。

## 2. 事業内容

2050年カーボンニュートラル達成のためには巨額の投資が必要であり、国内外の民間資金を大量導入していくことが不可欠。国内でも、グリーンbond等のグリーンファイナンスは増加しているが、実施している企業はまだ一部であり、更なる規模の拡大のためには裾野の拡大が不可欠。一方で、市場の拡大に伴い、グリーンウォッシュに対する懸念が強まっており、更なる市場拡大の大前提として質の担保の観点も重要。

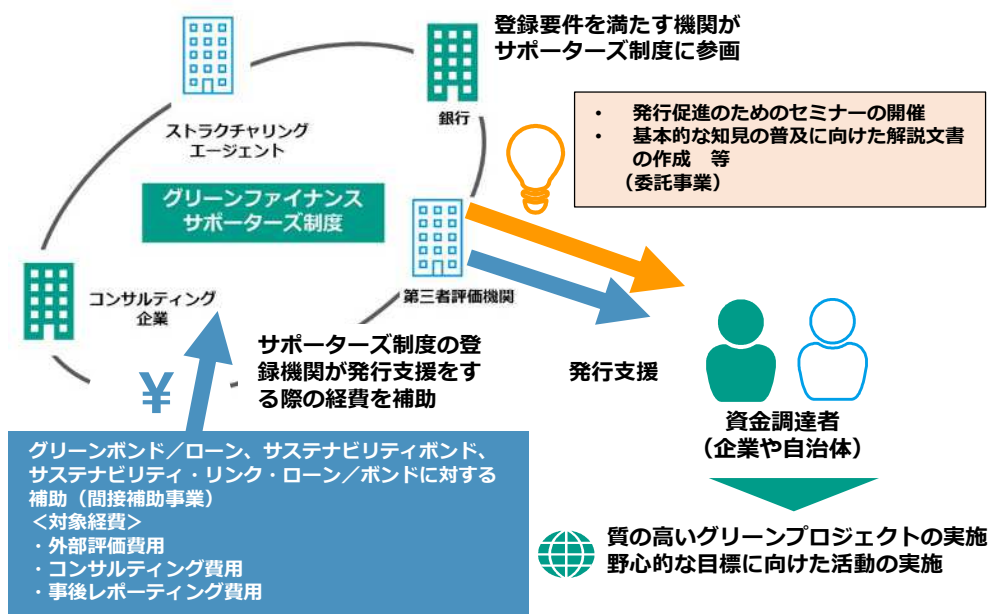
以上を踏まえ、裾野拡大・質の担保の両面から、グリーンファイナンス市場を健全かつ適切に拡大していくため、下記を実施する。

- (1) グリーンファイナンスサポーターズ制度運営事業（委託）
  - ・証券、銀行、評価機関等の発行支援を行う事業者を登録するサポーターズ制度を運営し、市場拡大に向けた普及促進やノウハウ提供を実施
- (2) グリーンファイナンス発行支援事業（補助）
  - ・資金調達に係る外部レビュー費用等の追加的費用を補助

## 3. 事業スキーム

■ 事業形態	委託事業	■ 事業形態	間接補助事業（補助率：外部レビュー費用 4/10又は7/10、コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）
■ 委託先	民間事業者・非営利団体等	■ 補助対象	民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）
■ 実施期間	令和5年度～令和9年度	■ 実施期間	令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240



脱炭素社会実現へ向け、国内の金融機関等に対するESG金融の更なる浸透・実践を進めるための取組を支援します。

## 1. 事業目的

- ① 今後10年間で150兆円超の投資の実現に向け、国内外のESG資金を呼び込むため、ESG金融の実践と国内のグリーンファイナンス市場の拡大を促進する。
- ② パリ協定で掲げられた2℃目標、1.5℃目標の達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、民間ビジネス主導によるESG金融の実践、浸透を促進する。

## 2. 事業内容

脱炭素化に向け150兆円超の官民の投資を促進するため、国内外の民間資金を取り込むESG金融の主流化が必要。本事業では、国際的な知見を踏まえたESGの実践促進、地域の課題解決と一体的な脱炭素化対応の促進支援等を行う。

- (1) グリーンファイナンス市場拡大促進事業
  - ・ 国際的な政策・機関の動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信
  - ・ 国内グリーンファイナンス市場整備促進方策の検討
  - ・ 金融機関による投融資先排出量算定、削減方策検討及び開示促進
- (2) ESG地域金融実践促進事業
  - ・ ESG地域金融の取組から地域金融機関が直面する経営課題の調査、分析及び解決支援
  - ・ 同取組を通じた金融機関経営の高度化の概念を広く普及啓発するための情報発信
- (3) 脱炭素投資ステージ別手法調査・拡大事業
  - ・ 出資等のリスクマネーの提供による脱炭素投資拡大のための市場動向調査・課題分析
  - ・ インパクト評価の活用による投資拡大に向けた調査の実施
- (4) ESG金融主流化事業
  - ・ ESG金融ハイレベル・パネルにおける統一的発信の実施
  - ・ ESGファイナンス・アワードにおける優良事例発信の実施

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ



グリーンボンドガイドライン  
[グリーンファイナンス市場拡大促進事業]



ESG地域金融実践ガイド  
[ESG地域金融実践促進事業]



ESG金融ハイレベル・パネル  
[ESG金融主流化事業]



# 企業経営のグリーン化推進事業



【令和6年度予算（案） 22百万円（22百万円）】

## 持続可能な社会の実現に向けて動き出す企業を支援します。

### 1. 事業目的

国民や事業者が投資や商品購入を行う際に、事業者の環境への配慮の状況を考慮するよう促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進する。

### 2. 事業内容

2050年脱炭素社会実現に向けて、気候変動をはじめとする環境課題を経済・社会の課題と統合的に解決するための動きを加速化すべく、企業が特定した環境課題のリスク及び機会を戦略に組み込んだ経営を行い、その情報を公開することををを促進する。

#### (1) 環境経営、環境報告の普及促進事業

企業が環境への負の影響を防止・停止・軽減するための世界的に求められている環境デュー・ディリジェンスの普及促進

#### (2) 環境報告活用促進事業

環境要素を企業経営等に戦略的に取り込んでいる企業の実例を投資家等や企業に提示できるよう企業選定を実施

#### (3) エコアクション21ガイドラインの管理・活用

エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度の運営確認

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負者 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

### 4. 事業イメージ

#### (1) 環境経営、環境報告の普及促進事業

- ・ 環境DDの入門書や環境マネジメントシステムと環境DDのプロセスの関係の整理に基づく環境DDの普及促進をはかるためのセミナーの開催
- ・ 環境DDの国内の取組事例調査、国内外の法規制の状況等の動向調査の実施



#### (2) 環境報告活用促進事業

- ・ ESGファイナンス・アワード・ジャパンの環境サステナブル企業部門で表彰対象となる企業を選定
- ・ 募集にあたっての選定基準等に関する説明会開催



#### (3) エコアクション21ガイドラインの管理・活用

- ・ エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度の適切な運営を確認するため運営に関する検討委員会を開催



お問合せ先： 環境省大臣官房環境経済課 電話：03-5521-8229

# 金融のグリーン化推進事業



【令和6年度予算（案） 74百万円（77百万円）】

我が国におけるESG金融の普及・促進に向けて、取組の質の向上と裾野の拡大を支援する施策を実施します。

## 1. 事業目的

- ① あらゆるアセットクラスにおけるESG要素の考慮を促すことで、多様なESG金融の考え方・手法の確立・普及を図る。
- ② 地域金融機関によるESG地域金融の実践支援を通じて、先進的なモデルケースの創出による知見の蓄積・周知を図る。
- ③ 地域金融機関等に対してESG金融に関するセミナー等を開催し、関連した知識や問題意識の普及・啓発を図る。

## 2. 事業内容

国内のESG金融の主流化に向けて、金融のグリーン化に対する金融機関等への更なる普及・啓発、環境金融市場の整備が必要である。本事業では、環境金融の質の向上と裾野の拡大を支援する。

### (1) 環境投融資促進のための市場拡大支援

資源循環等の環境保全対策に資するグリーンプロジェクトや取組を資金使途やKPIに掲げるグリーンボンド等の資金調達支援、新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の創出、普及拡大に向けた調査・検討

### (2) ESG金融の普及促進

環境・社会に対するインパクトの創出、地域の持続可能性の向上等に資する取組を行う地域金融機関等を支援しESG 地域金融実践の先進的な事例を創出

### (3) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

金融機関の各業態における環境金融の取組状況に関する調査、地域金融機関等における環境金融の普及・啓発を目的としたセミナー等の開催 等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業・補助事業
- 請負先・委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

## 4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージ

### (1) 環境投融資促進のための市場拡大支援

- ・グリーンボンド等の外部レビュー費用、フレームワーク策定のためのコンサルティング費用を補助。
- ・新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の認定、評価の支援、情報発信を通じた普及啓発 等



### (2) ESG金融の普及促進

- ・地域金融機関に対し、ESGを考慮し、地方創生に資する金融行動をすることのできる仕組みや体制作りを、個別のコンサルテーション等を通じて支援する。
- ・令和4年度は8案件（10機関）を採択。  
令和5年度は8案件（9機関）を採択。



### (3) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

- <環境金融に関する調査>
- ・各業態における環境金融に関する取組の実態について、セクター別に調査を実施。
- <環境金融に関するセミナー>
- ・地域金融、保険業務等、テーマ別に分類した5つのWGにより合計12回程度開催予定。



お問合せ先： 環境省大臣官房環境経済課環境金融推進室 電話：03-5521-8240

# ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費



【令和6年度予算（案） 125百万円（125百万円）】

## 生物多様性に関する国際枠組に積極的に貢献するとともに、必要な国内対応を実施します。

### 1. 事業目的

2022年に生物多様性条約（CBD）COP15において採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め回復に転じさせるネイチャーポジティブ（Nature Positive（NP）：自然再興）が掲げられた。この国際目的の実現のため必要な種々の取組を実施する。企業のNPに係る取組であるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）・ISO等への対応とともに、CBD他各種国際枠組み（国連森林フォーラム、砂漠化対処条約、南極条約議定書、アジア保護地域パートナーシップ等）に我が国として貢献し、国際的なルールメイキングを主導する。

### 2. 事業内容

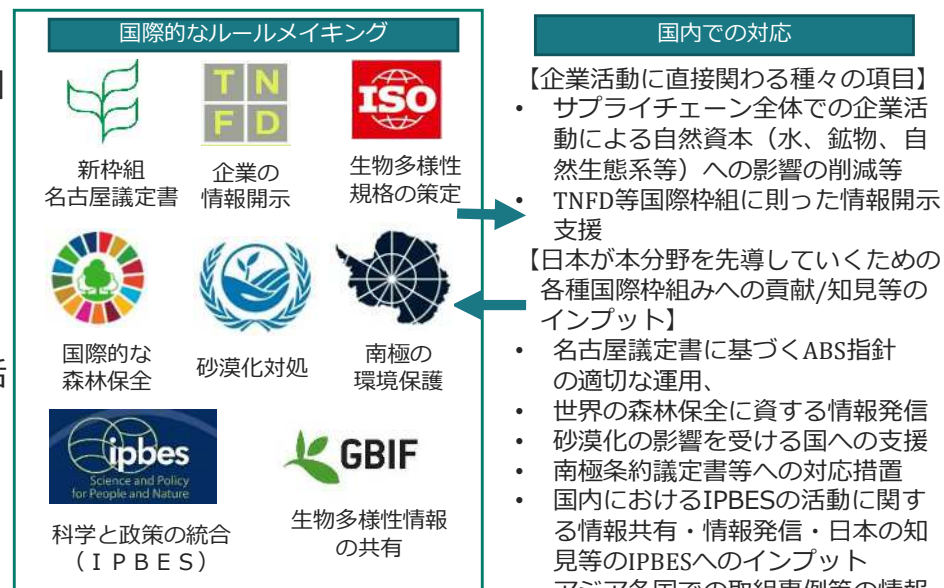
- NPの実現は環境保全のみならず新しいビジネスの創出につながる取組である。このため、各種国際分野における取組を日本が先導しつつ、国内企業の動向を踏まえながら、国際的なルールメイキングを目指す。
- 具体的には、NP経済の実現に向けて企業の取組を進めるTNFD、ISO等の国際的なルールメイキングへの参画、令和5年度策定予定の「ネイチャーポジティブ経済戦略」について国際情勢を踏まえたフォローアップ等を実施。
- そして、国際分野での日本のプレゼンスの発揮のため、遺伝資源の利用と利益配分（ABS）について定めた名古屋議定書の実施、南極条約議定書等への対応措置・南極環境保護法の適切な運用、世界の森林保全に資する情報発信、モンゴルにおける砂漠化対処支援、国際機関（IPBES）における各種活動、アジア保護地域パートナーシップ（APAP）に係る取組を実施。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託先、請負先 民間団体等
- 実施期間 平成23年度～

### 4. 事業イメージ

#### 国内外の対応を統合し、国際的なルールメイキングと日本のプレゼンスの発揮の同時達成を目指す



お問合せ先： 環境省 自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343 自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 電話：03-5521-8150  
 自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8279 自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8275



# 生物多様性条約等拠出金（昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施のための特別信託基金拠出金等）



【令和6年度予算（案）470百万円（465百万円）】

【令和5年度補正予算額 650百万円】

昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）の実施を支援するため、GBF基金へ拠出、生物多様性日本基金の増資やSATOYAMAイニシアティブを進める国連大学への拠出、IPBESの支援を行います。

## 1. 事業目的

- ① 昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施のための特別信託基金（GBF基金）へ拠出し、GBFの実施を支援する。
- ② 生物多様性日本基金を増資し、途上国における生物多様性国家戦略の改定及び実施を支援し、GBFの実施を支援する。
- ③ 「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSИ)」の運営により、国際的な取組の推進・強化を図る。
- ④ 科学と政策のつながりを強化し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際合意・各国施策の策定に貢献する。

## 2. 事業内容

2022年のCBD-COP15で採択された新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）」を踏まえた生物多様性保全に資する新たな世界的な動きを支援する。

・ GBFを実施するために新たに設置されるGBF基金へ拠出し、GBFの世界的な実施に向けた支援を行う。

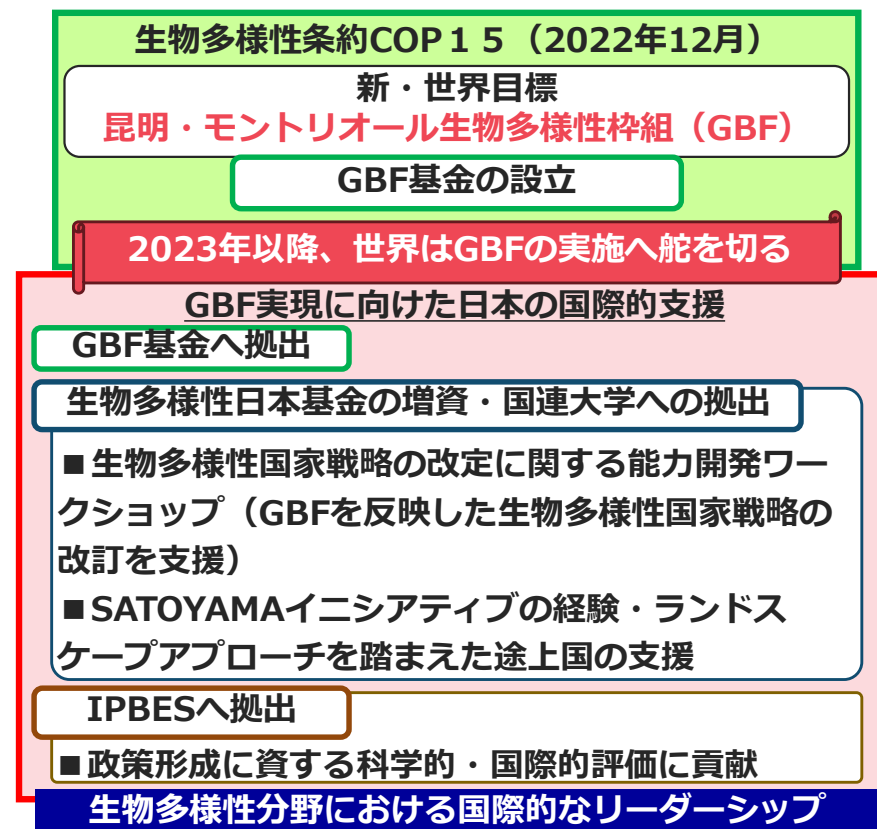
・ 生物多様性日本基金への増資や国連大学等への拠出を通じ、GBFを踏まえた生物多様性国家戦略の見直しの支援、日本が主導してきた「SATOYAMAイニシアティブ」での保全と持続可能な利用の経験の発信、同イニシアティブが提唱する土地・空間計画手法（ランドスケープ・アプローチ）を踏まえた途上国支援等により、GBFの実施に貢献する。

・ 科学と政策のつながりを強化するべく設立された生物多様性科学政策プラットフォーム（IPBES）を支援し、政策形成等に資する科学的・国際的評価作業に貢献、主導する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 生物多様性条約関連国際機関、国連大学他
- 実施期間 平成20年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8275

# 海洋プラスチックごみ総合対策費のうち 海洋ごみに係る削減方策検討・海岸地域対策推進事業



【令和6年度予算(案) 397百万円(378百万円)】

【令和5年度補正予算額 3,525百万円】

プラスチックを含む海洋ごみの総合的な回収・処理や発生抑制対策を推進のため、実効性のあるプラスチック汚染条約交渉を主導し、地方自治体・民間事業者等の連携強化、国際協力を促進します。

## 1. 事業目的

- ① 実効性のあるプラスチック汚染条約の策定等国際的な枠組みを活用し対策実施の加速を目指す。
- ② 地方自治体、研究機関、業界団体等の関係主体間で連携・協力を強化することで、回収・処理や発生抑制対策を推進する。
- ③ 都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り海洋環境保全に資する。
- ④ 我が国の取組状況等も踏まえつつ、広域的・地域的な枠組み(二国間協力含む)における国際連携・協力を戦略的に進める。

## 2. 事業内容

### ① プラスチック汚染条約関連国会対策

- ・ 対処方針や条文案等について検討するとともに、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有したG20等重要な関連国会合の枠組みを活用し議論を牽引する。

### ② 海洋ごみの削減に向けた自治体・事業者との連携方策の検討

- ・ 地方自治体や事業者による流出抑制対策支援(ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン事業、業界との対話・優良事例の促進事業)。
- ・ プラスチックとの賢い付き合い方を推進する「プラスチック・スマート」のサイト運営。

### ③ 海岸漂着物等地域対策推進事業

- ・ 地方自治体が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を行う。

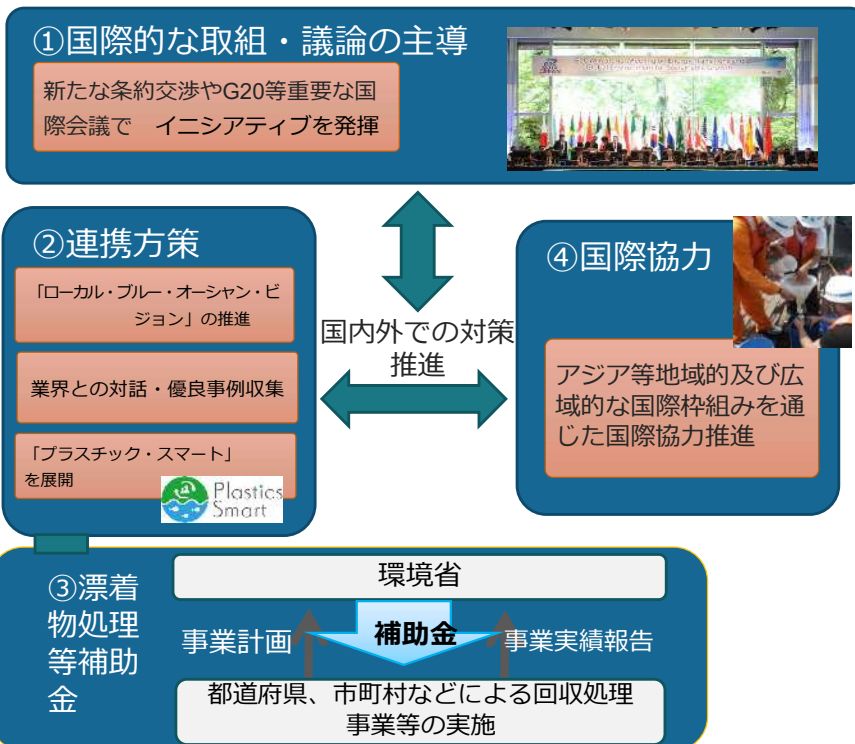
### ④ アジア等地域的及び広域的な国際枠組みを通じた国際協力推進

- ・ 広域的な国際枠組みへの参加等を通じ、我が国の知見・成果をインプット。
- ・ 主要排出源であるアジア域を中心に、海洋ごみ調査の人材育成のための招へい研修プログラムや、実態把握に向けた共同調査の実施。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、拠出金、補助金
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成19年度～ (③は平成27年度～、①及び②の一部令和2年度～)

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 電話：03-5521-9025



プラスチックを含む海洋ごみの総合的な回収・処理や発生抑制対策を推進のため、海洋ごみのモニタリング調査等科学的基盤の整備を行います。

## 1. 事業目的

海洋プラスチックごみ対策検討において活用するため、プラスチックを含む海洋ごみの環境中流出量等実態把握（データ収集、モニタリング手法の調和・高度化）、生物生態系影響等の科学的知見の整備・共有を行う。

## 2. 事業内容

### 1. 海洋・河川等におけるモニタリング調査による実態把握

国内及び日本近海の海洋・河川等における継続的なモニタリング調査、ガイドラインの策定・改定

### 2. プラスチックの環境中流出に関するインベントリ検討

- ・国内の流出量を把握するための算定式・推計方法を整備し、対策の効果検証への活用を検討
- ・世界共通の環境中流出量把握のためのガイドライン策定

### 3. 世界的なモニタリング手法の調和・データ活用検討

モニタリング手法の調和、世界的なデータ集約に向けた国際連携の推進、集約されたデータの活用

### 4. プラスチック汚染による生物生態系等の影響把握

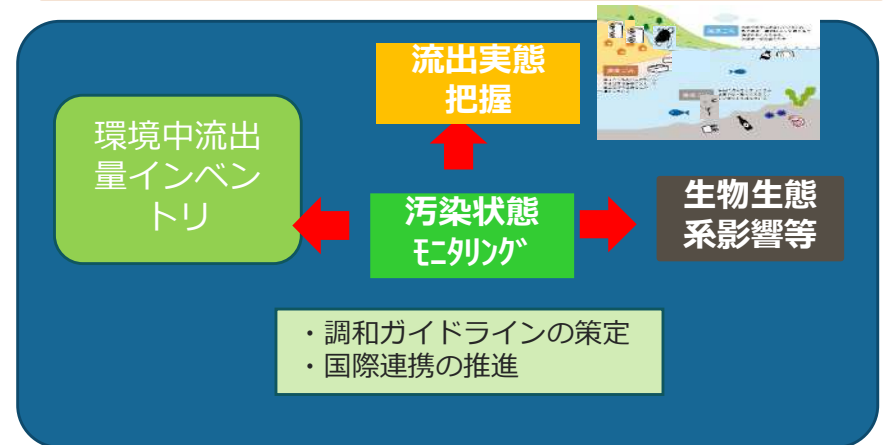
モニタリングデータの分析や文献調査を通じた、プラスチック汚染による生物生態影響、社会経済影響等に関する科学的知見の蓄積

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体、大学等
- 実施期間 令和2年度～（1.の一部は平成19年度～）

## 4. 事業イメージ

プラスチックを含む海洋ごみに関する科学的知見の集積・共有、対策検討での活用



- ・排出経路、微細化劣化過程、ホットスポットの把握
- ・主要な排出源の把握（関係省庁・専門家との協働）
- ・経年変化の把握
- ・対策効果検証



# GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等



【令和6年度予算(案) 2,628百万円(3,005百万円)】  
 【令和5年度補正予算額 990百万円】



温室効果ガス観測技術衛星GOSATシリーズによる世界の温室効果ガス排出源の特定と排出量の把握を目指します。

## 1. 事業目的

- GOSATシリーズにより世界の温室効果ガス(GHG)濃度の分布状況とその時間的変動を継続的に監視する体制を維持・強化するため、GOSAT及びGOSAT-2を適切に運用するとともに、3号機(GOSAT-GW)の開発と打上げ準備を行う
- グローバル・ストックテイクへの継続的な貢献を目指し、客観性の高い独立した排出量検証手法を実証し確立する
- 世界各国が自らGOSATシリーズの観測データを利活用することで、排出量削減目標に関する政策などに貢献する

## 2. 事業内容

### 1. GOSATシリーズによる継続観測

- 世界初のGHG観測専用衛星GOSAT(2009年打上げ)のミッションを発展的に継承したGOSAT-2(2018年打上げ)の継続運用を行う。また、宇宙基本計画に基づき文科省と共同で世界でも先駆的なGOSAT-GW衛星観測システムの開発と打上げに向けた準備等を行う。

### 2. GHG濃度算出と人為起源排出量の推計・検証

- 衛星データから高次プロダクト算出に利用する濃度算出アルゴリズムの高度化とプロダクト検証を実施するとともに、GHG排出量推計手法を高度化し、国際展開を促進する。

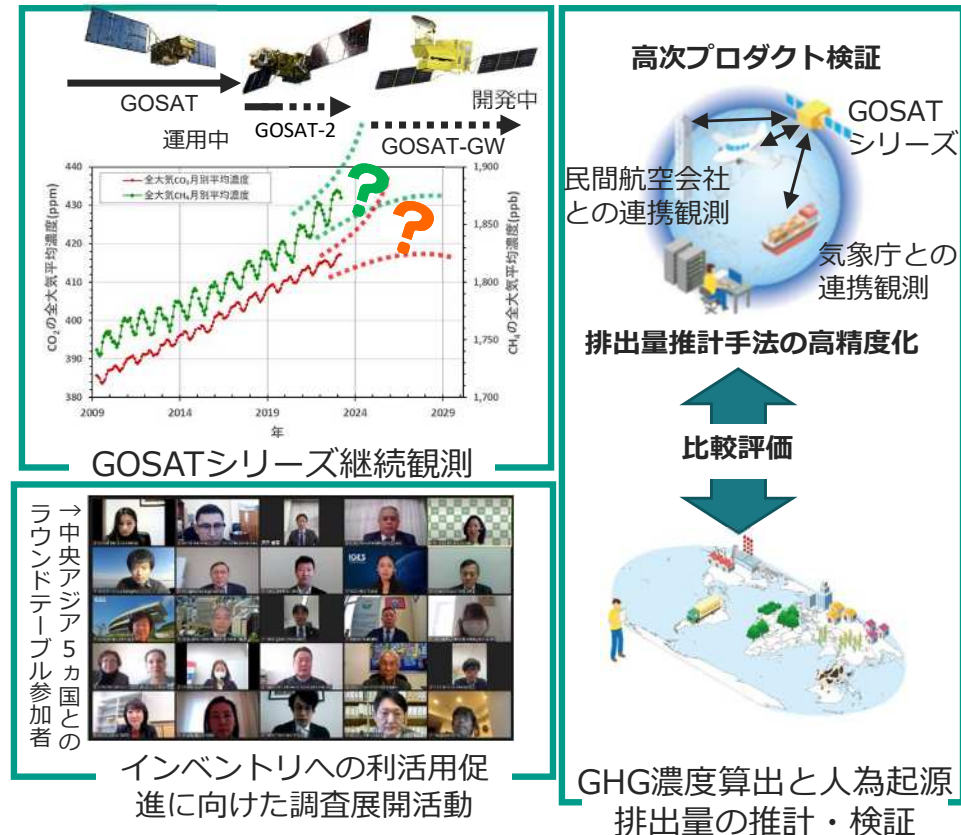
### 3. 世界各国の排出インベントリへの利活用促進に向けた調査展開活動

- 国別の排出インベントリの透明性を高めるため、GOSATシリーズ観測データを用いた排出インベントリとの比較検証手法の国際展開を促進する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成26年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局総務課気候変動観測研究戦略室 電話：03-5521-8247

# 国連大学拠出金（国連大学ESDプログラム及びSDGs推進事業費）のうち、パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムの開発・実施



【令和6年度予算（案） 160百万円の内数（160百万円の内数）】

## パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムを開発・実施します。

### 1. 事業目的

- パリ協定実現のためには、世界各国（特に開発途上国）において、社会経済システムの変革を通じて脱炭素とSDGsの実現に向けた政策を推進する能力を有する人材を育成することが求められている。そこで、国連大学は、大学院学位プログラムの下に、2023年秋から「パリ協定専攻」を設置し、人材育成に取り組むこととしており、2021年11月に開催されたCOP26でその旨を公表した。
- パリ協定実現に資する人材育成を推進するため、当該専攻の中心となる体系的かつ継続的な人材育成プログラムの開発を支援することが必要。

### 2. 事業内容

「パリ協定専攻」では、パリ協定実現に向けた各国の社会変革を進めていくため、分野間の複雑な関係を科学的に理解し、国内外の多様なステークホルダーとの調整を行う能力を有する専門家人材の育成を目指している。これに寄与する以下の「参加型能力開発実習」のプログラム開発を支援する。

国連大学のグローバルパートナーと共同で、気候変動及び持続可能な開発に関する能力を向上させるための参加型演習を開発・実施し、学生を派遣する（**共同プログラム型**）。又は、国連大学のグローバルパートナーが実施する、気候変動及び持続可能な開発に関するプロジェクトに学生を派遣する（**インターンシップ型**）。

派遣された学生は、各地域の専門家と協力して気候変動問題及び持続可能な開発に関する解決策を議論し、提案・実践する等の実務を経験し、パリ協定の実務に必要な専門的知見及び課題解決能力を身に付ける。

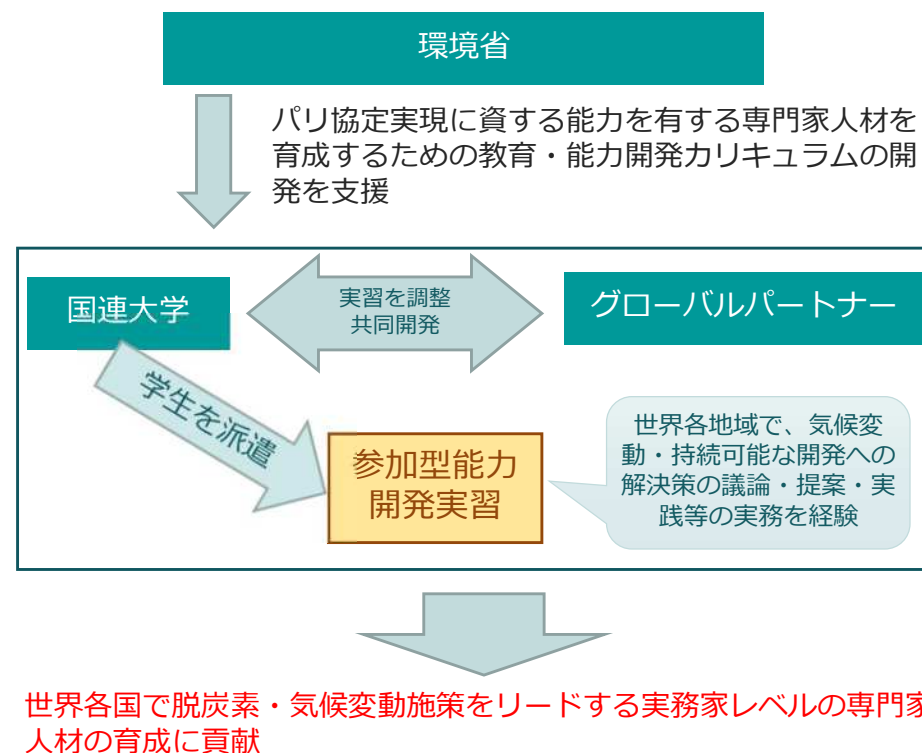
【パリ協定専攻】

2023年秋から修士・博士課程を開講。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国連大学
- 実施期間 令和5年度～令和12年度（予定）

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室 電話：03-5521-8231

# 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業



【令和6年度予算（案） 14,274百万円（13,774百万円）】

【令和5年度補正予算額 2,700百万円】



JCMを通じた優れた脱炭素技術の導入等により、脱炭素社会への実現を支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」等に基づく2025年をめどとしてパートナー国を30か国程度へ拡大する目標等を踏まえ、パリ協定6条（市場メカニズム）に位置づけられるJCMをCOP26で決定した6条ルールに沿って実施し、我が国のNDC（温室効果ガス（GHG）の2030年度排出削減目標（2013年度比▲46%））達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

## 2. 事業内容

「地球温暖化対策計画」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」等のJCM関係目標達成のため、JCMの構築・実施を通じて、我が国のNDC達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化を推進。

### ●資金支援事業（設備補助事業等・ADB拠出・UNIDO拠出）

先進的な脱炭素技術・製品の多くは、一般的に導入コストが高く、途上国への普及に困難が伴うという課題がある中、資金支援等を通じて脱炭素技術等の普及を促進しつつ、排出削減への日本の貢献を定量的に評価し、獲得したクレジットを我が国のNDC達成に活用する。

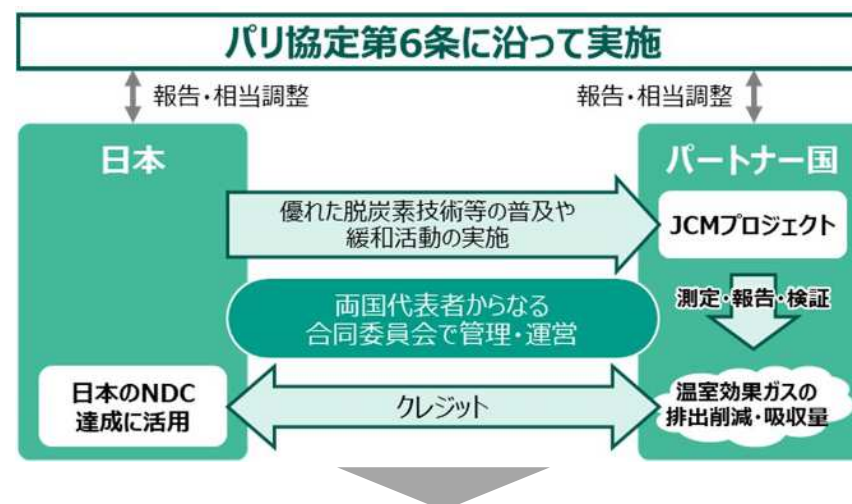
### ●運営等推進事業

効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRV（測定・報告・検証）の促進等が不可欠。プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催や、登録簿運営、MRV実施など信頼性の高いJCMの制度運営を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2以内、2/3以内）、拠出金、委託事業
- 補助対象、拠出先、委託先：補助・委託：民間事業者・団体等、拠出：アジア開発銀行信託基金、国連工業開発機関
- 実施期間：平成16年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



- 優れた脱炭素技術の導入等を通じ、パートナー国の持続可能な開発に貢献。
- パートナー国で実施される緩和行動を通じて、日本からのGHG排出削減又は吸収への貢献を定量的に適切に評価し、それらの排出削減又は吸収によって日本及びパートナー国の排出削減目標の達成に貢献。
- パリ協定第6条に沿って実施し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。

お問合せ先：環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246、03-5521-8248





JCMパートナー国への優れた脱炭素設備等の導入、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 「地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」等に基づき、優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。
- ② JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクト化を後押し。

## 2. 事業内容

### ① JCM設備補助事業

令和4年以降増加している新規JCMパートナー国を含め、JCMパートナー国に優れた脱炭素設備等を導入するJCMプロジェクトに対する資金支援等により、「地球温暖化対策計画」に基づく2030年度までの累積1億トン削減量・吸収量の確保目標の達成を実現し、我が国のNDC達成に活用するとともに、パートナー国の脱炭素社会への移行等に貢献。

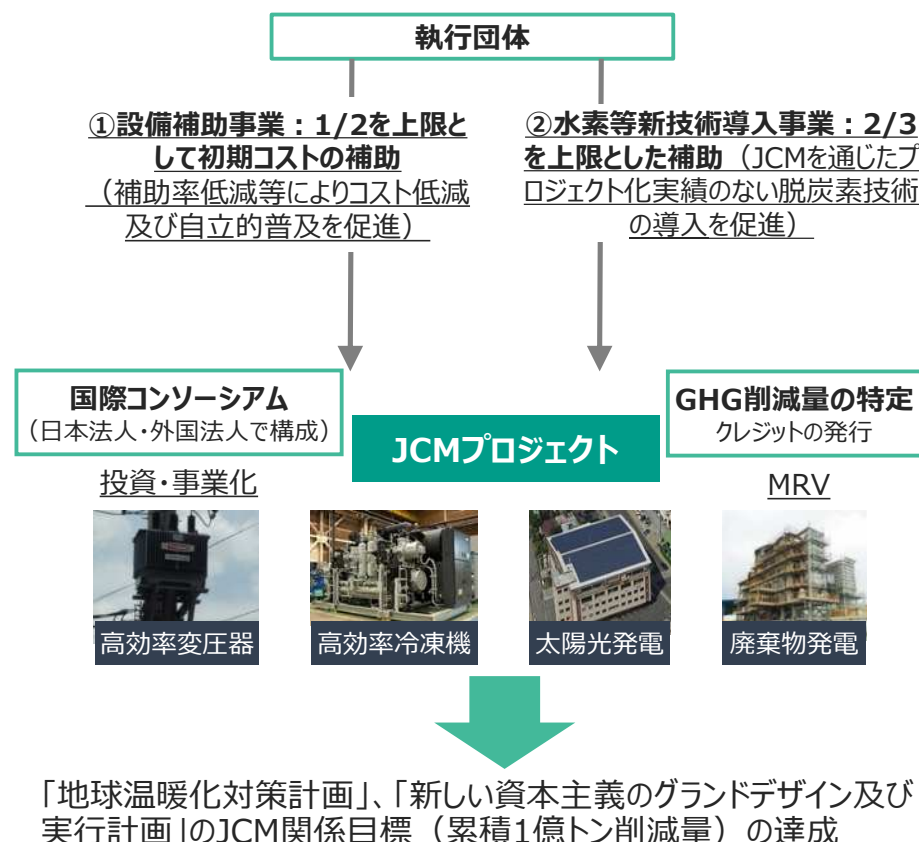
### ② 水素等新技术導入事業

JCMの対象技術の拡大及び持続可能な発展のため、JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入促進のための事業を実施。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：①1/2以内、②2/3以内）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①平成25年度～令和12年度、②令和5年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



## 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、 （2）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ADB拠出・UNIDO拠出）



優れた脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により、アジア及びアフリカ諸国の脱炭素社会への移行を支援します。

### 1. 事業目的

- ① ADBに拠出することで、JCMを活用した脱炭素技術等の導入を促進する個別プロジェクト支援により、JCMクレジットの獲得を行うと同時に、途上国の脱炭素社会への移行を支援。また、プロジェクトを通じた調達プロセスにおける能力構築により、途上国における脱炭素技術等の自律的な調達に向けた制度設計・炭素市場メカニズム形成を支援するとともに、我が国企業が有する優れた環境インフラの海外展開を促進。
- ② UNIDOに拠出することで、優れた脱炭素技術・製品をJCMスキームを通じてアフリカ諸国等に展開する。アフリカ・アジアでは、政治的・社会的・経済的情勢によるリスク認識の高さや知見の不足等により、ビジネスベースの国際展開だけでは脱炭素社会への移行が難しい国がある。UNIDOとの連携により、それらの国々における社会の脱炭素化を加速する。

### 2. 事業内容

「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和4年6月追補）及び「環境省 脱炭素イニシアティブ」（令和3年6月）に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。

#### ①ADB拠出

これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった優れた脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをADBの信託基金により支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

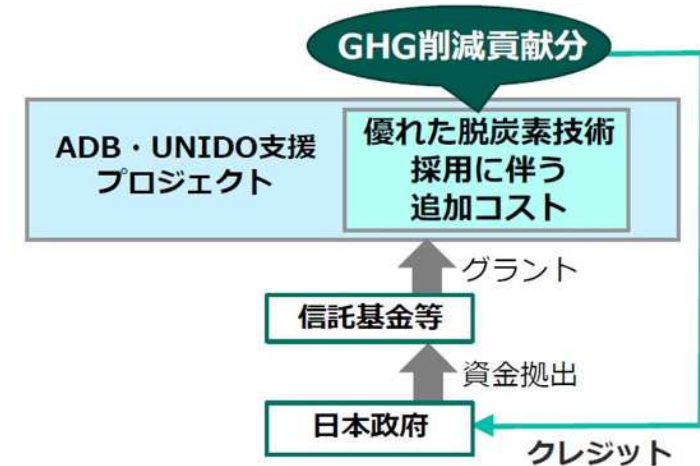
#### ②UNIDO拠出

UNIDOへの拠出金を通じてアジア・アフリカ地域の各国において、JCMプロジェクトの実施を促進し、JCMの国際的な認知度や信用を一層高めるとともに、脱炭素社会への移行を促進する。環境省JCM補助事業への連携や、とりわけアフリカ地域においては技術協力プロジェクトとして案件の調達・実施・管理にUNIDOが直接関与することにより、同地域におけるJCMプロジェクトの実施を促進する。また、UNIDOが実施するGEF事業とも連携し、効率的なJCM事業の実施にもつなげていく。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態：拠出金
- 拠出先：①アジア開発銀行信託基金、②国連工業開発機関
- 実施期間：①平成26年度～令和12年度、②令和3年度～令和12年度

### 4. 具体的なイメージ



<具体的な脱炭素技術等の事例>

- ・ 廃棄物発電技術（都市分野）
- ・ 高性能蓄電池システム（エネルギー分野）
- ・ 低ロス型送電線（エネルギー分野）

お問合せ先： 環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8248



信頼性の高いJCM制度の運営に向けて、必要なプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）等を実施します。

### 1. 事業目的

「地球温暖化対策計画」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」等に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保や、2025年を目途にパートナー国を30ヶ国程度とする目標を達成するため、JCMプロジェクト実施によるCO2排出削減量の特定及びクレジット化のMRV（測定・報告・検証）、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催、登録簿運営等により、費用対効果の優れたプロジェクトを推進し、効果的・効率的な目標達成を促進する。

### 2. 事業内容

- 「パリ協定」及び「地球温暖化対策計画」の目標の達成のため、我が国はパリ協定6条に沿ったJCMの構築・実施を通じて、パートナー国における優れた脱炭素技術等の普及とCO2排出削減を推進し、我が国のNDC達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化を実現することとしている。
- JCMパートナー国の増加や民間JCMによるJCMプロジェクトの増加を見据えた効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRVの促進、費用対効果の優れたプロジェクトの発掘等が重要。本事業ではそのための基盤的業務を実施する。
- 具体的には、JCMの実施に必要な制度構築やパートナー国との合同委員会開催のための事務局の運営、JCMクレジットを管理する登録簿の運用、JCM活用の課題抽出及び対応策の検討、費用対効果の優れたプロジェクト候補の発掘を行いつつ、各JCMプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）等を促進する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成16年度～令和12年度

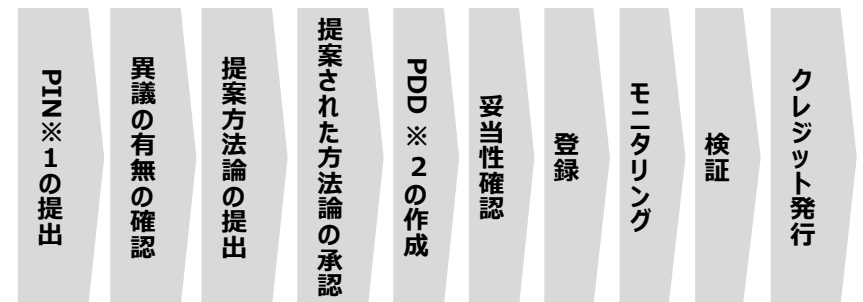
### 4. 事業イメージ

#### JCMの制度構築・運用／MRV実施・案件発掘

##### 【合同委員会の開催】



##### 【JCMプロジェクトサイクル】



※1 PIN(Project Idea Note):クレジット配分を含むJCMプロジェクトとしての事業概要資料  
 ※2 PDD(Project Design Document):排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書



# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業



環境省



【令和6年度予算(案) 1,375百万円(1,199百万円)】

## アジアを中心とした途上国の脱炭素化のための「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施します。

### 1. 事業目的

GX基本方針に地域・くらしの国際戦略として都市間連携、JCMパートナー国の更なる拡大や実施体制強化が位置づけられ、「新しい資本主義実行計画FU」でもJCMパートナーの拡大が明記された。また、G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは排出削減と経済成長を実現するシステム変革として「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」の設立の歓迎等が合意された。「アジア・ゼロエミッション共同体構想」の実現等に貢献するため、途上国等における法制度整備、案件形成、事業資金支援等包括的に支援し、2030年度までの累積で1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。

### 2. 事業内容

#### (1) 長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援

途上国・新興国において、長期戦略の策定及びそれに伴う国家温室効果ガス(GHG)インベントリの整備、PaSTIを通じた民間セクターでのGHG排出量把握・情報開示等の透明性向上の推進を支援し、我が国の優れた脱炭素技術等の普及する。

#### (2) 海外サプライチェーンの情報開示・人的資本構築支援事業

現地日系企業のサプライチェーンでの気候関連情報開示と取組推進を通じて、サステナブルファイナンスが普及するための環境整備・理解醸成・人的資本構築を官民一体で推進する。

#### (3) 市場メカニズムの世界拡大に向けた体制構築支援事業

パリ協定6条に基づく「質の高い炭素市場」の早期構築に向けて、6条実施に関する能力構築の支援をするとともに、国際機関や研究機関、民間企業等による連携及び協力活動を行う。

#### (4) 脱炭素都市間連携推進等事業

日本の自治体と民間企業が連携し、脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行うほか、都市に関する同志国間の知見共有の強化を図る。

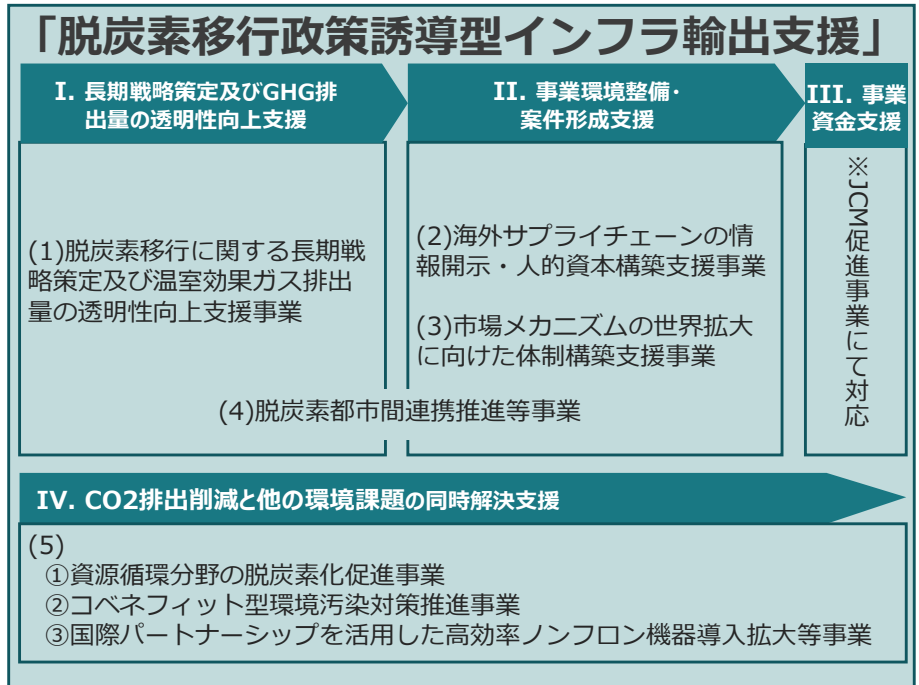
#### (5) CO2排出削減と他の環境課題の同時解決支援

JCMを通じて、高効率の廃棄物処理・リサイクル技術の導入、コベネフィット型環境対策技術の発掘・検証・普及等を加速化し、途上国が抱える環境問題と気候変動の同時解決を図る。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業(補助率:大企業1/2・中小企業2/3)
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ



お問合せ先:

環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話:03-5521-8246  
環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、水・大気環境局環境管理課/国際協力推進チーム

## (1) 脱炭素移行に関する長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援事業



途上国・新興国における、パリ協定に基づく長期戦略の策定及びGHG排出量の透明性向上を支援します。

### 1. 事業目的

パリ協定の目標達成には、各国が長期戦略で1.5℃目標に向けた道筋を示し、国や事業者のGHG排出状況を把握しながら排出削減を推進する必要がある。G7札幌コミュニケにて、途上国及び新興国の長期戦略の更新・実施に向けた技術的及び能力開発支援を強化することが明記された。本事業では、JCMによる脱炭素技術等の導入促進の基盤となる、途上国及び新興国における①脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行の道筋に関する長期戦略の策定及び②国や企業のGHG排出量の透明性向上を支援する。

### 2. 事業内容

今後の温室効果ガス排出量の増加が予測される東南アジア諸国等が脱炭素社会へ移行できるよう、制度基盤を形成するための支援を実施する。

#### ①脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行に関する長期戦略の策定支援

温室効果ガス排出削減対策技術の導入や政策オプションによる削減効果を科学的に評価するAIMモデルを活用して支援する。これまで支援してきた国に対しては、現地の自立支援として現地研究者の能力向上に主眼を置いた協力を進めつつ、新たに支援対象国を拡大する。

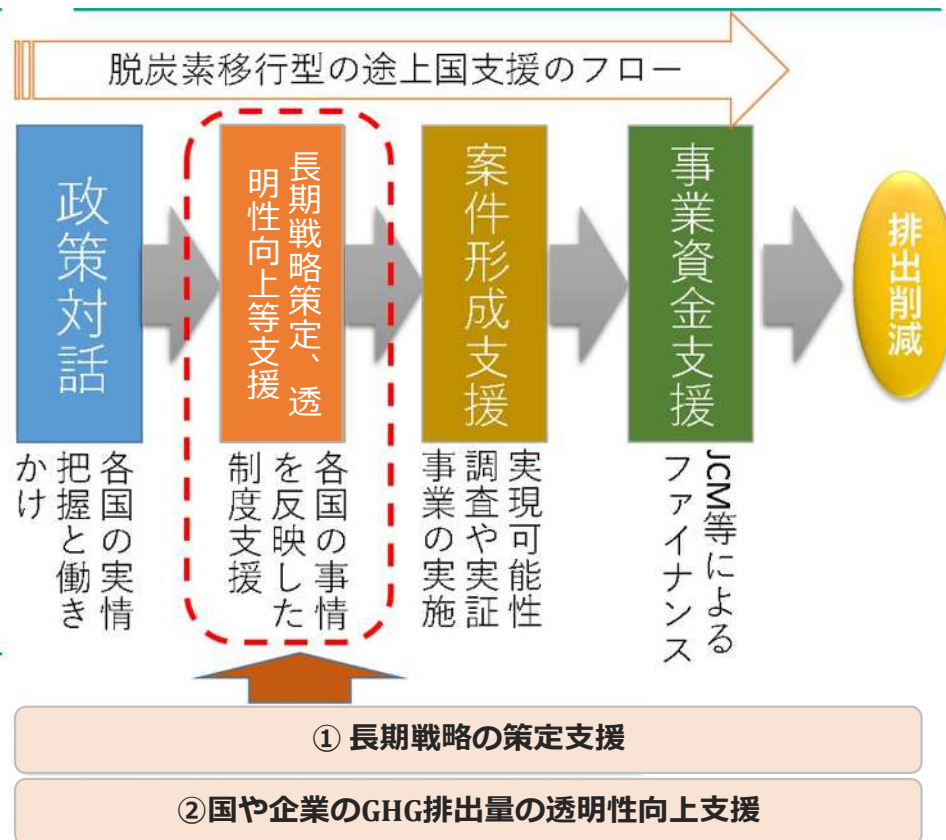
#### ②国や企業のGHG排出量の透明性向上支援

我が国に強みのある、事業者単位での報告制度の実績を活かし、途上国において企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築を支援する。本制度により企業の温室効果ガス排出量削減を促す。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ



## (2) 海外サプライチェーンの情報開示・人的資本構築支援事業



途上国の現地日系企業のサプライチェーン全体での排出量把握・情報開示等を推進します。

### 1. 事業目的

国際社会では、企業に対してCO2排出削減及びその情報開示が求められており、G7札幌コミュニケでは、サプライチェーンにおけるガバナンスの測定と開示システムの構築に関する途上国の能力構築支援がコミットされている。本事業では、途上国において、現地日系企業のサプライチェーンでの気候関連情報開示と取組推進を通じて、サステナブルファイナンスが普及するための環境整備・理解醸成・人的資本構築を官民一体で推進する。同時に、排出削減に積極的に取り組む現地日系企業の海外ビジネスを支援し国際的な競争力を向上させ、JCMによる脱炭素技術導入を促進する。

### 2. 事業内容

現地日系企業を核とする途上国のサプライチェーンにおいて、以下の実証を実施する。実証に当たっては、国内における取組の知見・ノウハウ・成果について、途上国の実情に合わせて展開し、途上国関係者の人的資本構築も支援する。本支援の成果は取りまとめ、横展開を推進する。

#### 1. 現地日系企業のCO2排出量見える化等促進事業

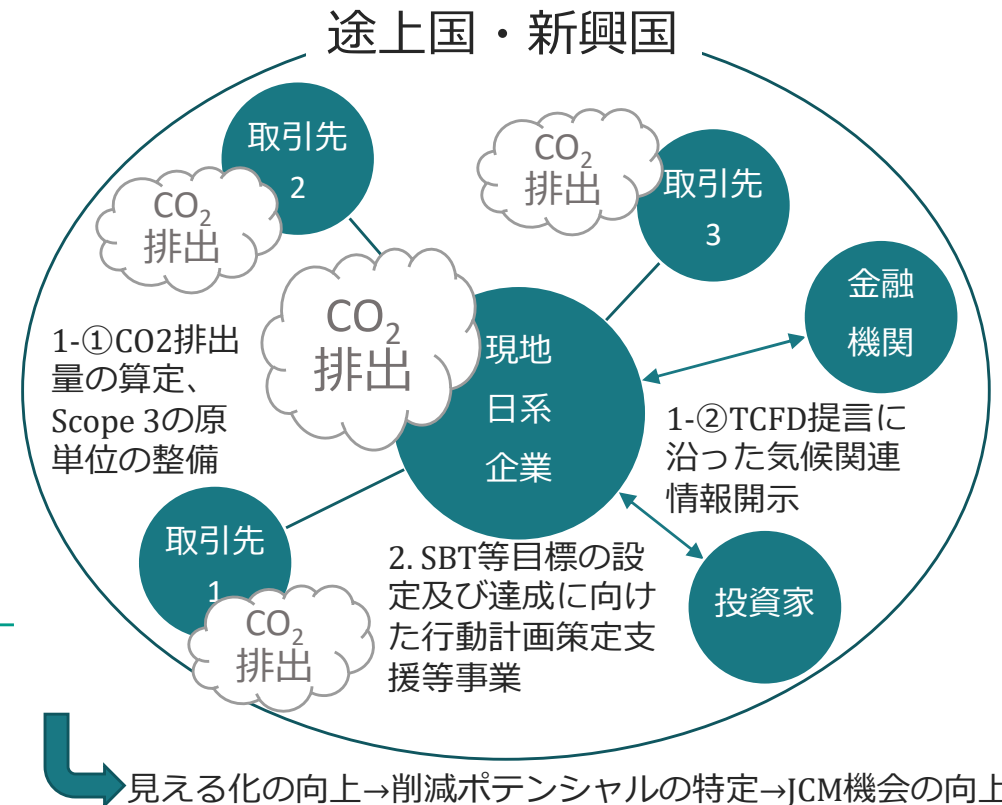
- ① サプライチェーン全体でのCO2排出量の算定、Scope3の原単位の整備
- ② 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に沿った金融機関・投資家への気候関連情報開示

#### 2. SBT等目標の設定及び達成に向けた行動計画策定支援等事業

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ





# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (3) 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業



JCMを含むパリ協定6条（市場メカニズム）に基づくグローバルな「質の高い炭素市場」の早期構築を主導します。

## 1. 事業目的

- 二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）への理解と実施促進の国際支援体制の強化に向け、COP27で日本主導により「パリ協定6条実施パートナーシップ」を立ち上げ、現在103の国・機関が参加（2023年7月時点）。多様な参加国・機関の幅広いニーズに応えるため、2023年G7札幌会合での各国による歓迎を受け実施機関として設立した「同パートナーシップセンター」を通じ、国際連携のもとで各国ニーズに応じた6条実施に必要な報告等の能力構築を更に推進。
- 我が国として、同センターの本格的な運用において、JCMの知見を活用しつつ6条実施に向けた能力構築支援及び国際連携を主導し、「質の高い炭素市場」の構築を通じたJCM等の排出削減プロジェクトの形成・2030年に向けたクレジットの創出を図る。

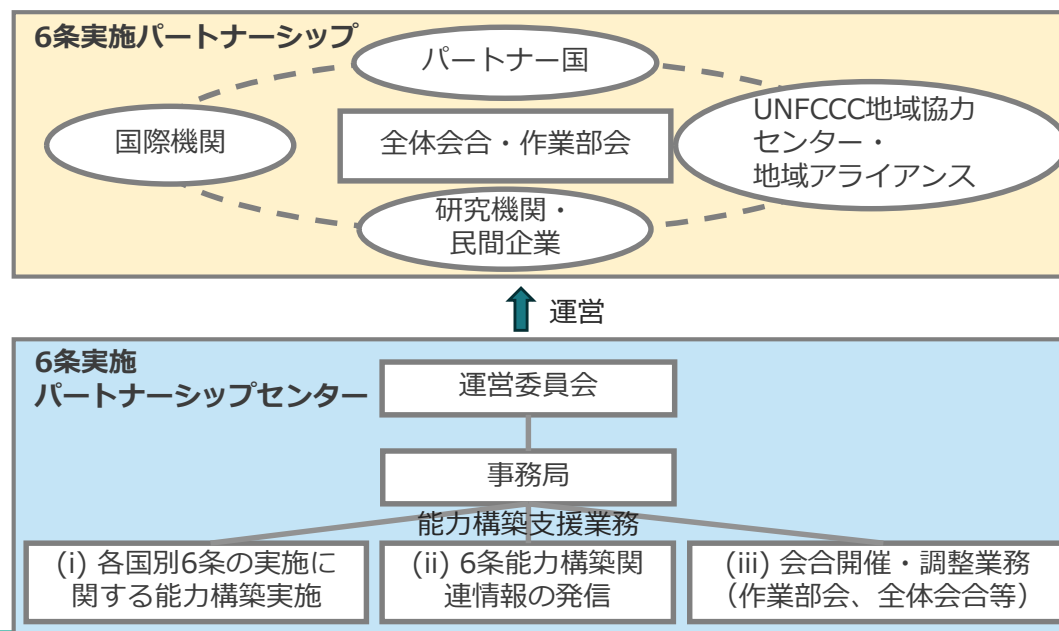
## 2. 事業内容

- 本事業では、2023年G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合を契機に日本が設立した「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」の本格運用にあたり、同センターが国連気候変動枠組条約事務局や世界銀行等と連携し実施する下記の6条実施の能力構築事業を支援する。
  - ◆ 承認、報告、記録等各国別の能力構築ツールの作成
  - ◆ 各国のニーズに応じた個別の能力構築支援
  - ◆ 能力構築支援に関する情報収集・発信
  - ◆ パートナーシップ事務局としての会合開催等運営業務、等
- これらの6条実施体制の整備を踏まえ、JCMをはじめとする排出削減プロジェクトの形成促進を図る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246

# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (4) 脱炭素都市間連携推進等事業



途上国・新興国の都市の脱炭素化を促進し、国内の「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げます。

## 1. 事業目的

脱炭素社会実現のためには、様々なセクターを統合し、地域の経済・特性に応じた計画立案・対策を実施可能な都市の取組促進が必要不可欠。G7札幌コミュニケには、G7として、国際的な都市間連携及び知識共有の促進等を通じ、地方政府と緊密に協働していく旨が明記された。途上国・新興国の脱炭素移行促進の一環として、国内で創出に取り組む「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げ、脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクトの創出につなげる。

## 2. 事業内容

### 脱炭素都市間連携事業

日本の自治体が脱炭素社会形成に関する技術、経験、ノウハウ等を活用して、民間企業等と連携し、脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行う。これを通じ、JCM資金支援事業を活用した公共施設・工業団地等における再エネ・省エネ設備等の導入に貢献する。これを通じ、日本の自治体が脱炭素化に向けたパートナー都市の野心向上と政策実行を後押しし、国際的な脱炭素ドミノの輪を広げていく。

### 脱炭素都市国際フォーラム

「日米グローバル地方ゼロカーボン促進イニシアティブ」（2021年11月立ち上げ）に基づく日米共催の脱炭素都市国際フォーラムの開催等を通じて、日本の都市の脱炭素先行地域等の先進事例、都市間連携の成果事例を共有し、都市間連携等を一層促進する

### G7・QUAD連携による脱炭素都市推進に係る協力

G7札幌会合（2023年4月）で設立した「地方の気候行動に関するG7ラウンドテーブル」、QUAD首脳会談（2022年5月）で設立した「地方の気候変動に関するQuadワークショップ」等を通して、同志国間の知見共有の強化を図るとともに、国際協力活動における協調支援を促進する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



脱炭素都市国際フォーラム2023



MoU締結式（中村愛媛県知事・ゴロンタロ州知事）



高効率ポンプ（ベトナム）



調光調色型高効率LED照明（タイ）



小水力発電（ベトナム）

お問合せ先： 環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246

## (5) ①資源循環分野の脱炭素化促進事業



循環経済への移行によって、途上国・新興国の資源循環分野の脱炭素化を促進します。

### 1. 事業目的

生産・廃棄段階のCO2排出を削減するためには、世界全体で循環経済移行を推進することが不可欠。資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国におけるJCMを通じたCO2排出削減を促進する。

### 2. 事業内容

#### ①PPPスキームの適正化に向けた各種ガイドンス整備（委託）

廃棄物発電事業の入札条件・ルールを適正化するため、アジア開発銀行（ADB）と作成する廃棄物発電のPPPツールキットを用いて、東南アジア各国の実情に応じたガイドンスを整備する。また、各国政府と協力し、作成したガイドンスをベースに実際の事業の入札に適用し、入札環境を改善する。

#### ②廃棄物インフラ案件の形成に向けた発注支援（委託）

PPPスキームを活用した廃棄物発電等事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注・契約に関する助言や、準備段階の実現可能性調査の支援等を実施する。

#### ③廃棄物管理・リサイクル事業の実現可能性調査支援（補助）

廃棄物管理インフラを海外展開する事業計画について、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査や事業性評価等の実現可能性調査を補助する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②委託事業 ③間接補助事業（補助率:大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ





# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち、 (5) ②コベネフィット型環境汚染対策推進事業



コベネフィット型環境対策技術の発掘・モデル事業の実施・普及を通じたJCMに基づく脱炭素社会の実現を支援。

## 1. 事業目的

- (1) JCMに基づく温室効果ガス削減事業の展開、気候変動の緩和
- (2) 我が国のコベネフィット※型環境対策技術の発掘・モデル事業の実施・普及

※環境汚染対策と温室効果ガス削減対策を同時に達成（IPCC第4次報告書、地球温暖化対策計画）

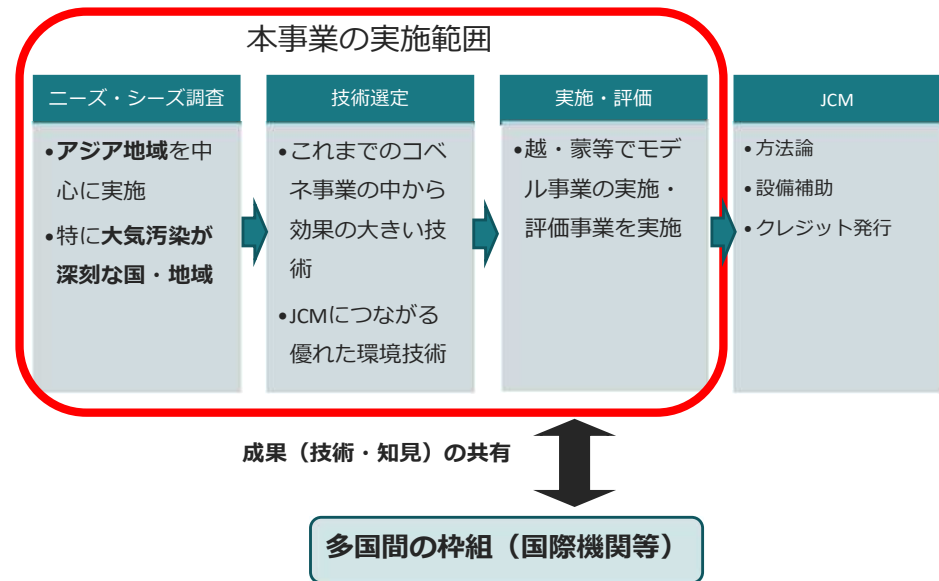
## 2. 事業内容

### コベネフィット型環境対策技術の発掘・モデル事業の実施・普及

環境汚染対策と気候変動対策を効果的に同時に達成するコベネフィット・アプローチにより大気汚染が深刻な課題となっている発展途上国及び新興国に対して、適用可能な技術を紹介し、導入および普及を通じて大気汚染改善を促進すると同時に、JCM案件形成へ移行させクレジットの創出に寄与する。

具体的には、ベトナム、モンゴルにおいて、これまでにコベネフィット事業で実施した現地での調査結果および実証事業の成果を基に、更にモデル事業の実施・評価・普及事業を展開すると同時に、JCM案件の形成を目指す。

## 4. 事業イメージ



## 3. 事業スキーム

- 事業形態                    委託事業
- 委託先                      民間事業者・団体等
- 実施期間                    平成26年度～令和8年度

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局環境管理課/国際協力推進チーム 電話：03-5521-8198



フルオロカーボン・イニシアティブの推進等により、CO2及びフロン等短寿命気候汚染物質の削減に貢献します。

## 1. 事業目的

冷凍空調機器の需要は世界的に増加傾向にある一方、途上国では自然冷媒への転換、使用時漏えい対策、廃棄時冷媒回収に未着手な場合が多く、高い温室効果を持つフロン排出抑制ポテンシャルが大きい。我が国主導の「フルオロカーボン・イニシアティブ (IFL)」の推進や省エネに強みを持つ高効率ノンフロン機器等の展開を通じて、フロンのライフサイクルマネジメントを普及し、CO2及びフロン等の短寿命気候汚染物質 (SLCPs) を国際的に削減することで、短期的な気候変動対策に貢献するとともにJCMプロジェクトの創出につなげる。

## 2. 事業内容

- ① アジア地域を中心とした主要国・地域の市場分析や技術水準の調査等により、CO2削減につながる我が国の高効率ノンフロン機器国際展開のための戦略を策定し、それを踏まえてフロンのライフサイクルマネジメントの取組を促すIFL関連ワークショップ等を開催することで、本邦企業の高効率機器・質の高いインフラ輸出やJCMプロジェクト創出につなげる。
- ② 短寿命で高い温室効果を有するSLCPsの削減対策の実施は1.5度目標達成に向け効果的。このため、フロンについては、80か国以上が加盟するCCAC\*のクーリングハブにおいて、CCACメンバー国らとの議論に貢献し、CCACが行う途上国等の制度整備の支援事業の形成にIFLの取組を効果的に打ち込み、CO2削減につながる高効率ノンフロン機器等の国際展開の基盤整備に取り組む。

\*SLCPs削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ  
(Climate and Clean Air Coalition to Reduce Short-Lived Climate Pollutants)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

✓ 我が国の技術・経験を活かした、  
高効率ノンフロン機器の導入拡大による  
エネルギー起源CO2削減



我が国の冷凍空調分野の高効率化・ノンフロン化技術、フロン回収技術

✓ IFL推進等、国際社会でのルールメイキング  
による本邦企業の国際展開支援



COP25で設立されたフルオロカーボン・イニシアティブ

お問合せ先： 環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246  
地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室 電話：03-5521-8329

# 環境国際協力・インフラ戦略推進費



【令和6年度予算（案） 463百万円（493百万円）】環境省

我が国のこれまでの経験と技術を活かし、途上国・新興国の環境改善とともに、環境インフラの海外展開を支援。

## 1. 事業目的

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)の実施のため、具体的な技術協力等を進めるとともに、二国間、日中韓、ASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献する。
- ② インフラシステム海外展開戦略2025に基づき、官民連携体制を構築するとともに、環境インフラ海外展開を促進する。

## 2. 事業内容

- 環境インフラの海外展開等の促進
  - ・環境インフラ海外展開プラットフォームを活用した官民連携
  - ・途上国・新興国に対する制度構築からファイナンスまでのパッケージ支援
  - ・環境インフラ技術セミナー・ビジネスマッチングイベントなど「ジャパン環境ウィーク」の開催
- 都市間連携によるSDGs実施支援
  - ・我が国の強みとなる技術を活かした途上国・新興国への支援の戦略検討
- 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びTEMMプロジェクトの推進
  - ・地域及び地球規模の環境問題に関する日中韓協力の強化
- 環境協力覚書に基づく二国間協力等の戦略的な推進
  - ・包括的な環境協力覚書の活動の実施、政策対話の開催
- 海洋プラスチックごみ削減のための途上国支援
  - ・海洋プラスチックごみナレッジ・センターの運営支援等、「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づくASEAN地域への協力

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業・拠出金
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

## 4. 活用事例

### 事例1：日本・インド環境ウィーク



令和5年1月にインド環境森林気候変動省と「日インド環境ウィーク」をインド・デリーで開催。環境政策対話、セミナー、対面及びバーチャル展示・ビジネスマッチングを一体的に実施。

### 事例2：第23回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM23）



令和4年12月にTEMM23を開催。各国の環境政策の進展を共有、第3次日中韓三カ国共同行動計画（2021～25）の進捗状況について意見交換し、三大臣により共同コミュニケに署名。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8248



# 国際メタン等排出削減拠出金



【令和5年度補正予算額 200百万円】



優れたメタン等の排出削減技術等の導入により、途上国のメタンの排出削減を支援します。

## 1. 事業目的

- ① メタン等の排出削減技術等の海外展開を促進することで、途上国において温室効果の高いメタン等の排出削減を支援するとともに、火災、崩落、水質汚染等の都市衛生環境を改善し、地域雇用の創出に貢献する。
- ② 二国間クレジット制度（JCM）を活用したメタン等の排出削減技術等の導入を促進する個別プロジェクト支援により、JCMクレジットの獲得を行うと同時に、我が国企業が有する優れた環境インフラの海外展開を促進。

## 2. 事業内容

日本政府は、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、JCMの目標として、2030年度までの累積で1億t CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を掲げている。「COP26後の6条実施方針」（令和3年11月環境省発表）では、国際機関と連携した案件形成・実施を進めることとしている。

メタンを始めとするCO2以外の温室効果ガス（HFC、N2O等）は高い温暖化係数を有するが、発生源が小規模分散型の傾向があり、技術導入に向けた資金支援が不可欠である。

「グローバル・メタン・プレッジ（GMP）」では、世界全体のメタン排出量を2030年までに2020年比30%削減する目標が掲げられ、賛同国の一員である日本としても、その貢献が求められている。今年4月に米、日を中心に立ち上げられた「メタン・ファイナンス・スプリント」では、COP28までに政府及び慈善団体から2億米ドル以上の資金を動員することを目指している。2023年4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは、途上国におけるメタン等の非CO2気候汚染物質の排出削減への支援強化に努めることが確認されている。

我が国発の技術である準好気性の埋立処分技術（福岡方式）は、地域の実情に応じて低コストで処分場からのメタン排出抑制を図ることが可能。

以上を踏まえて、ADB、UNIDOを通じて、メタン等の排出削減プロジェクトへの資金支援を実施し、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 アジア開発銀行信託基金、UNIDO
- 実施期間 令和5年度

## 4. 具体的なイメージ

拠出金を通じて、各国際機関からの情報を取りつつ、具体的な事業につなげていく。



モザンビークの最終処分場での大雨による崩落事故



ヤンゴンのごみ捨て場火災事故

出典：The Guardian <https://www.theguardian.com/global-development/2018/feb/26/explosion-fatal-rubbish-landslide-mozambique-hulene-dump>

出典：VACヤンゴン会計事務所 <https://vac-mm.com/column/623/>



<具体的事例>  
準好気性埋立構造（福岡方式）によるメタン排出削減



お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8248



## 気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

### 1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応を推進する。
- ③ 気候変動に脆弱な開発途上国において、能力強化や官民連携を通じて国際協力を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 民間企業における適応を促進する。
- ⑥ ロス&ダメージ対策に係る国際貢献方策等の検討により効果的・効率的な国際協力の推進を図る。
- ⑦ 1.5℃上昇の世界を見据え気候変動の影響評価と適応策の検討を進めることにより、効果的・効率的な適応策の推進を図る。
- ⑧ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

### 2. 事業内容

- 気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。
- 平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針、グリーンエネルギー戦略等にも盛り込まれている政府の重要課題である。
- 環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。
  - ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
  - ・気候変動適応地域づくり推進事業
  - ・パリ協定気候変動適応世界目標達成に向けた国際協力推進
  - ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業
  - ・民間企業による気候変動適応支援
  - ・ロス&ダメージ対策に係る国際貢献方策等のあり方検討事業
  - ・1.5℃上昇の世界を見据えた気候変動影響評価・適応策検討・発信業務
  - ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負委託先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 気候変動適応室 電話：03-5521-8242



# 循環経済移行促進事業



【令和6年度予算(案) 676百万円(641百万円)】

廃棄物行政のデジタル化、循環産業の国際展開や国際資源循環等の推進により、国内外の循環経済移行を促進します

## 1. 事業目的

- (1) プラスチック資源循環法に基づく計画申請や廃棄物処理法の監視等のデジタル化を通じ、国内における循環経済移行を促進。
- (2) 不適切な廃棄物処理が課題となっているASEAN等途上国において、当該国における適正な廃棄物管理の強化のための制度・技術・人材育成・プロジェクト形成等の協力により、我が国循環産業の国際展開・循環インフラ輸出を推進する。また、ASEAN等におけるE-waste等の適正処理・リサイクルの協力を通じ、国際金属資源循環を構築し、国際的な循環経済移行を促進する。

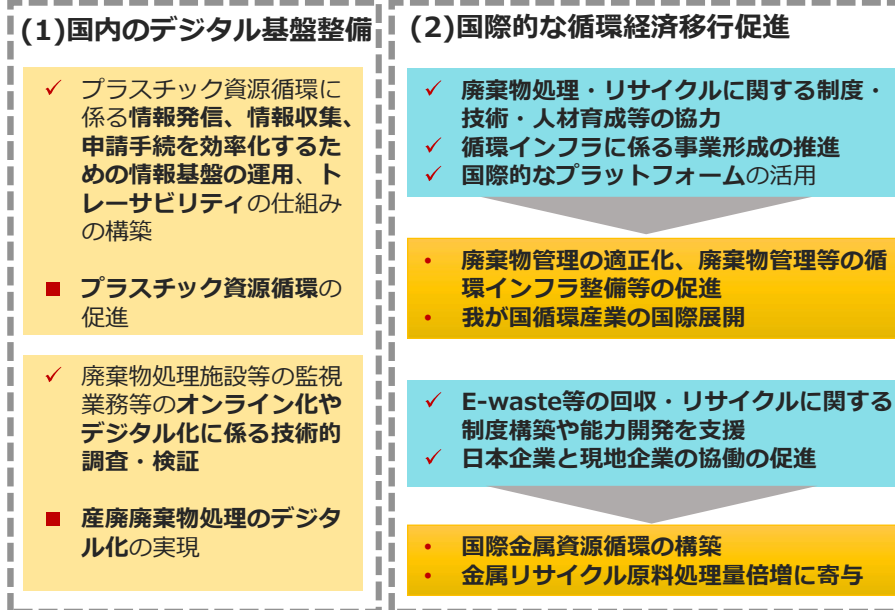
## 2. 事業内容

- (1) 廃棄物行政のデジタル化を通じた循環経済への移行促進事業
  - ①プラスチック資源循環の実現のため関係者による情報の発信、情報の収集及び申請手続を効率化するための情報基盤の運用、トレーサビリティの確保に関する新たな機能の追加を行う。
  - ②産廃行政のデジタル化への対応として、ITを活用した指導・監視の効率化の実現可能性を検証し、デジタル技術を用いた資源循環の効率向上について検討を促進する。
- (2) 循環産業国際展開及び国際資源循環構築等基盤整備事業
  - ASEAN等インド太平洋地域の途上国に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、制度・技術・人材育成等をパッケージで支援し、適切な廃棄物管理や循環インフラ整備につなげ、我が国循環産業の国際展開を推進する。
  - ASEAN等途上国において、重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池等を回収・処理し、国内の環境上・技術上優位性のある精錬施設等でリサイクルし、バリューチェーンで再利用する国際金属資源循環を構築するため、対象国においてE-waste等の回収・リサイクルに関する制度構築・能力開発及び日本企業との協働促進等を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成21年度～

## 4. 事業イメージ



 **国内外の循環経済移行**

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336、総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153、廃棄物規制課 電話：03-5501-3156



# 豊かさを実感できる海の再生事業



【令和6年度予算（案） 171百万円（171百万円）】



「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 改正瀬戸法で導入された生物多様性及び生物生産性の確保のための栄養塩類管理制度に基づき、海域毎の実情や地域のニーズに応じて、順応的管理プロセスにより、周辺環境の保全と調和した形できめ細やかな栄養塩類管理の実施を促進する
- ② 改正瀬戸法における自然海浜保全地区の指定対象の拡充、30by30に向けたOECMの活用やブルーカーボン（炭素固定機能）への期待の高まり、大阪万博等により、多面的機能を有する藻場・干潟の保全・再生のニーズが拡大していることを踏まえ、地域における藻場・干潟等の保全・再生と利活用の好循環の創出を目指す「令和の里海づくり」活動を後押しする
- ③ 藻場・干潟の保全・再生に向けて、その分布状況や炭素吸収量等に関する基礎的な情報を明らかにする

## 2. 事業内容

令和4年に改正法が施行された瀬戸内海環境保全特別措置法等を踏まえ、以下の事業を実施する。

### ①地域における豊かな海づくりの促進

- (1) 栄養塩類管理の課題が入り組んだ海域間の影響等の把握調査・検討
- (2) 栄養塩類管理の生物多様性・生物生産性確保に対する効果等の検証

### ②里海づくりを通じた地域資源等の保護・利活用方策の検討

- (1) 里海づくり活動等につながる府県の栄養塩類管理計画策定に対して補助
- (2) 持続可能な活動の構築に向けた藻場・干潟の保全再生等と地域資源利活用の好循環型モデル事業の実施

### ③閉鎖性海域における炭素吸収量等の調査等

- (1) 主要な閉鎖性海域を中心に藻場・干潟の分布状況を把握
- (2) ブルーカーボンの観点を踏まえた閉鎖性海域における炭素吸収量等の把握

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業（②(1)以外）、補助事業（②（1））
- 請負先 民間事業者・団体（②(1)以外）、府県（②(1)）
- 実施期間 平成22年度～

## 4. 事業イメージ

豊かさを実感できる海の再生事業 イメージ図



お問合せ先：環境省水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室 電話：03-5521-8317 / 自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343

# 生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費



【令和6年度予算（案） 488百万円（493百万円）】



生物多様性情報の収集・整備、提供・利活用促進等を通じ、生物多様性保全の取組を支える基盤整備を行います。

## 1. 事業目的

我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に係る効果的な取組に寄与するため、生物多様性国家戦略に基づき、各種施策に結びつく科学的な基盤情報や基礎的データの収集と整備、情報提供・利活用促進、普及啓発等を行い、もって、生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進につなげます。

## 2. 事業内容

- (1) 生物多様性センター維持運営、整備  
標本資料等の収集管理、情報提供・利活用促進、普及啓発等
- (2) 自然環境保全基礎調査  
全国的な観点から自然環境の現状と変化を空間的に把握し、基盤情報を整備する自然環境保全基礎調査を実施
- (3) 地球規模生物多様性モニタリング推進事業  
各生態系の調査サイトにおいて、生物多様性の現状と変化を定量的・質的に時系列で把握するモニタリング調査（モニタリングサイト1000）を実施
- (4) 地球規模生物多様性情報システム整備推進  
上記(1)～(3)で収集・整備した情報を、インターネットを介し国内外へ広く提供する「生物多様性情報システム（J-IBIS）」を構築・管理運営

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・請負事業
- 請負先、委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和48年度～

## 4. 事業イメージ

(1) 生物多様性センター維持運営



動植物標本等の収集・保管・活用、普及啓発等

(2) 自然環境保全基礎調査  
(3) モニタリング1000

全国の生物多様性調査、モニタリング



(4) 生物多様性情報システム



データ集約・提供

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性センター 電話：0555-72-6033

# 生物多様性保全等のための基盤的事業費



【令和6年度予算（案）97百万円（104百万円）】環境省

ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の変革を実現するため、多様な主体を巻き込んだ取組を推進します。

## 1. 事業目的

- 我が国の主張が国際的なルールメイキングの中に適切に反映されるよう、条約関連会合等において主導的な役割を果たす。
- 生物多様性国家戦略2023-2030の実施措置の強化や、地域の取組の技術的支援を実施する。
- 様々なステークホルダーと連携し、社会経済における生物多様性の主流化の促進に取り組む。

## 2. 事業内容

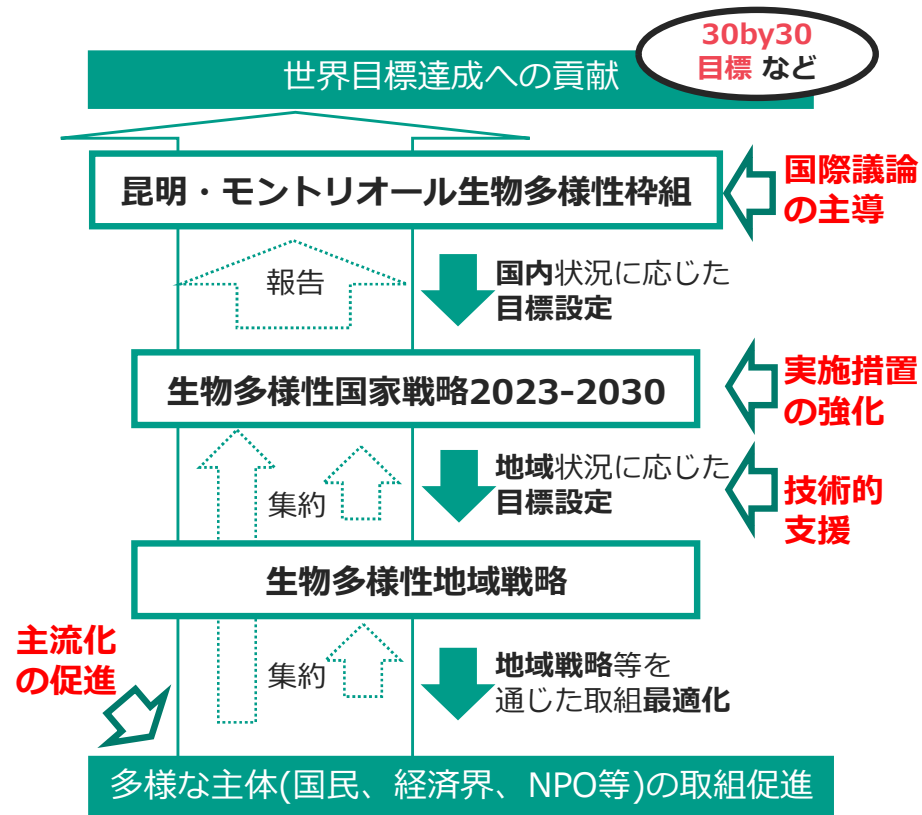
ネイチャーポジティブを実現するため、昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえ2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030に関する施策を推進する。

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組のうち、COP16に先送りされた国際的課題への対応
- 生物多様性国家戦略2023-2030の指標の継続検討及び評価の実施
- ネイチャーポジティブに資する自治体の目標・指標設定を技術的支援
- 自然を活用した解決策（NbS）の現場実装に向けた方法論の確立及びEco-DRRに係る計画策定や取組の技術的支援
- 生物多様性の主流化に向けた各主体の取組の推進及び連携・協働を促す産官学民のステークホルダーによるプラットフォームの運営及び生物多様性のための行動変容方策の検討

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等
- 実施期間 平成20年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8273  
 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 電話：03-5521-8150



# 地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業



【令和6年度予算（案） 200百万円（210百万円）】

## 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進します。

### 1. 事業目的

- IoTを活用した連続温泉モニタリングによるデータの集約、適切な管理・評価、公開の仕組みを構築し、地熱開発に係る地域・温泉事業者の不安解消を図るとともに、温泉熱ポテンシャルの把握等を行う。
- 地産地消型・地元裨益型の地熱利活用のあり方の検討等を行う。
- これらの取組により、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進し、2050年カーボンニュートラルを実現する。

### 2. 事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められる中で、安定的な再生可能エネルギーの導入に資する電源として地熱発電の推進は非常に重要である。このため、環境省では「地熱開発加速化プラン」に基づき、温泉モニタリングなどの科学データの収集・調査や円滑な地域調整を進めることを通じ、全国の地熱発電施設数の2030年までの倍増等を目指す目標を掲げている。

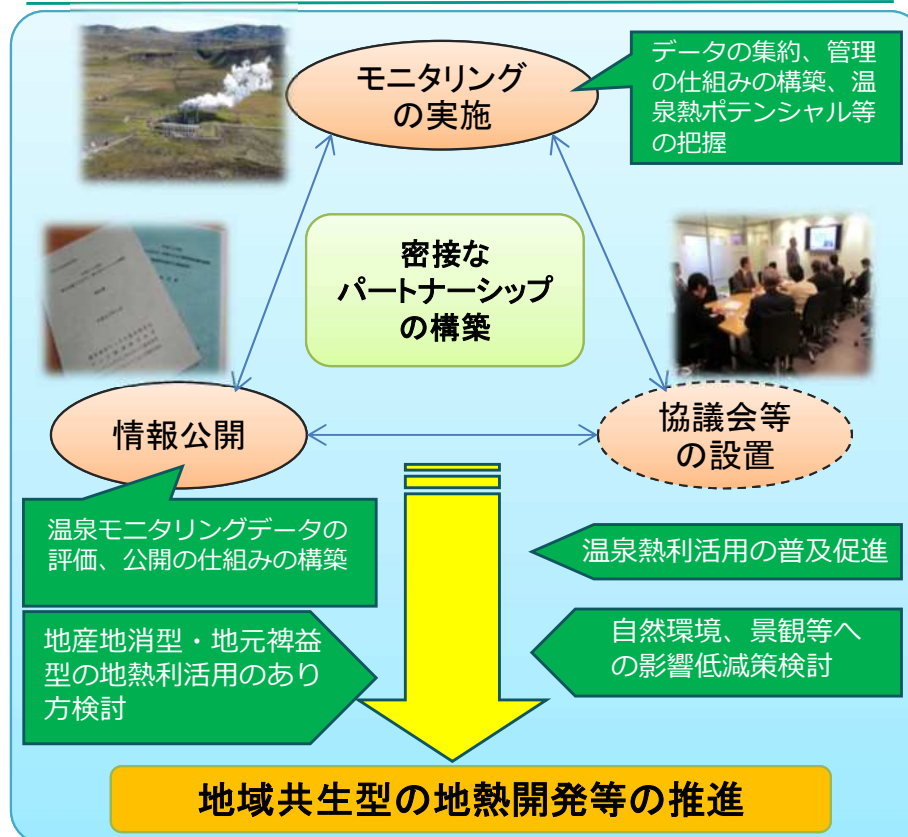
また、地熱利用のうち温泉を活用した熱供給や発電事業は、地域主体による地域の自然や社会と共存しやすい自立分散型エネルギーとして有望であり、地域の脱炭素化や経済活性化にも貢献する。

このため、本事業においては、IoTを活用した連続温泉モニタリングによるデータの集約、適切な管理・評価、公開の仕組みを構築して地熱開発に係る地域・温泉事業者の不安解消を図るとともに、温泉熱ポテンシャルの把握を行う。また、地産地消型・地元裨益型の地熱利活用のあり方の検討、温泉熱利活用の普及促進、周辺の自然環境及び景観への影響低減策の検討等を通じ、地域共生型の地熱開発や温泉熱利活用を推進する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和6年度

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 自然環境局 自然環境整備課 温泉地保護利用推進室:03-5521-8280、自然環境局 国立公園課:03-5521-8278

# 株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融資促進事業



【令和6年度予算(案) 71百万円(71百万円)】

## 株式会社脱炭素化支援機構と連携して、地域脱炭素投資を促進します。

### 1. 事業目的

- ①2050年カーボンニュートラル実現に貢献しつつ、環境配慮や地域共生にも取り組む地域脱炭素事業を創出するため、地域コンソーシアムの形成等を通じて地域脱炭素投融資を促進する。
- ②脱炭素投融資の評価・検証ガイドラインを改定し、株式会社脱炭素化支援機構の投融資案件を適切に評価・検証する。

### 2. 事業内容

#### (1) 地域コンソーシアム形成等を通じた地域脱炭素投融資の促進

株式会社脱炭素化支援機構の出資者である地域の金融機関を核として、国(地方環境事務所等)や経済団体等からなる地域コンソーシアム等を各地域において形成し、株式会社脱炭素化支援機構等の官民ファンドや政府系金融機関等との連携の下、脱炭素投融資に係る資金ニーズの調査、プロジェクトを組成するためのFSの支援等の実施を通じて、脱炭素投融資案件の形成を支援する。また、脱炭素投融資に繋がる事業構築支援等を行い新規案件の創出につなげる。さらに重要な配慮事項の一つである地域共生及び環境配慮の取組の事例調査、情報発信を行い、ノウハウの蓄積・気運の醸成を図ることで、優良な地域脱炭素投融資案件の形成を支援する。

#### (2) 地域脱炭素投融資案件の評価・検証事業

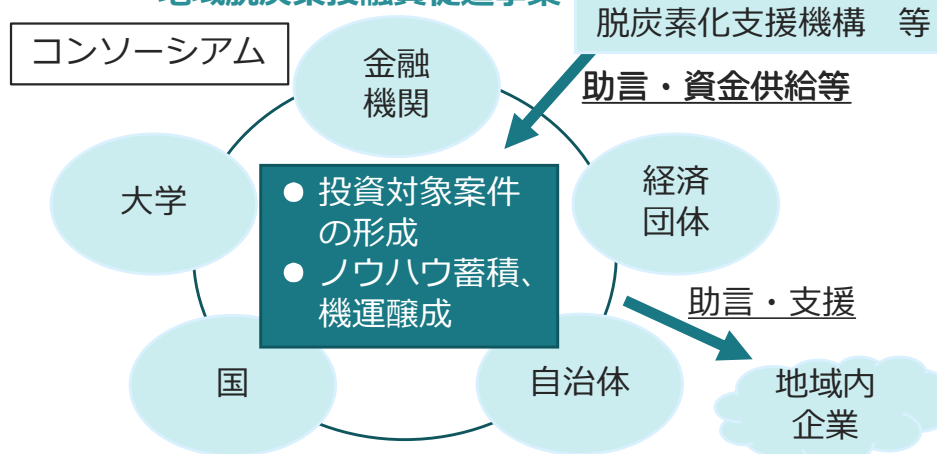
株式会社脱炭素化支援機構が行う投融資案件について、政策的及び収益性を確保するとともに、脱炭素化への貢献及び地域共生を確保するため、令和5年度に策定した「評価・検証ガイドライン」について、評価指標の追加及び最新の規定や基本方針を踏まえた改定等を行うとともに、同機構の投融資案件の評価検証を実施する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

### 4. 事業イメージ

#### (1) 地域コンソーシアム形成等を通じた地域脱炭素投融資促進事業



#### (2) 地域脱炭素投融資案件の評価・検証事業

投融資した後も各案件が適切な効果を発揮しているか等について、評価・検証を行う。

- 脱炭素効果
- 地方創生
- 環境配慮
- 収益性 等



お問合せ先： 環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

【令和6年度予算(案) 2,000百万円(2,000百万円)】

【令和5年度補正予算額

2,000百万円】環境省



## 災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく取組として、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

### 2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①(設備導入事業)再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。
- ②(詳細設計等事業)再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

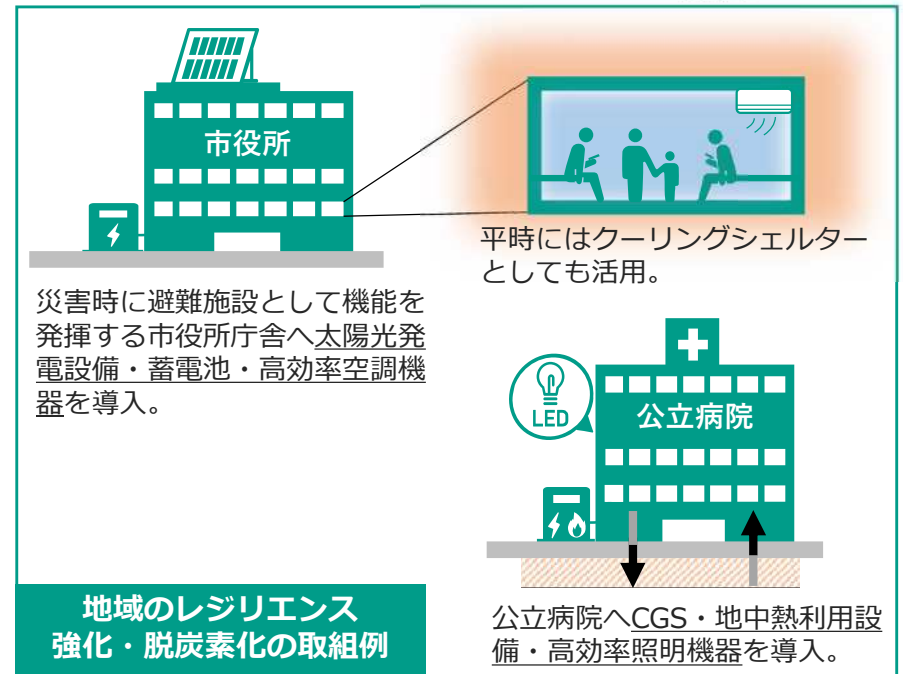
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市:1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS):1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島:2/3、②1/2(上限:500万円/件)
- 補助対象 地方公共団体(PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設

- ・ 再エネ設備
- ・ 蓄電池
- ・ CGS
- ・ 省CO2設備
- ・ 未利用エネルギー設備等







【令和6年度予算（案） 200百万円（250百万円）】

環境保全及び経済成長に資するカーボンプライシング（CP）の制度設計に必要な調査・分析を実施します。

## 1. 事業目的

「GX実現に向けた基本方針」（2023年2月閣議決定）及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（2023年5月成立）に基づき、排出量取引制度及び炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）について具体的な制度設計及び関連法令等の整備を進めていく必要があるところ、両制度を含むCPの政策効果について、諸外国の事例調査や様々なシナリオの分析・検討を行い、環境保全及び経済成長に資する制度設計に活用可能な形で取りまとめる。

## 2. 事業内容

「GX実現に向けた基本方針」及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、排出量取引制度及び化石燃料賦課金の制度設計及び関連法令等の具体的検討を進めていくため、下記を実施する。

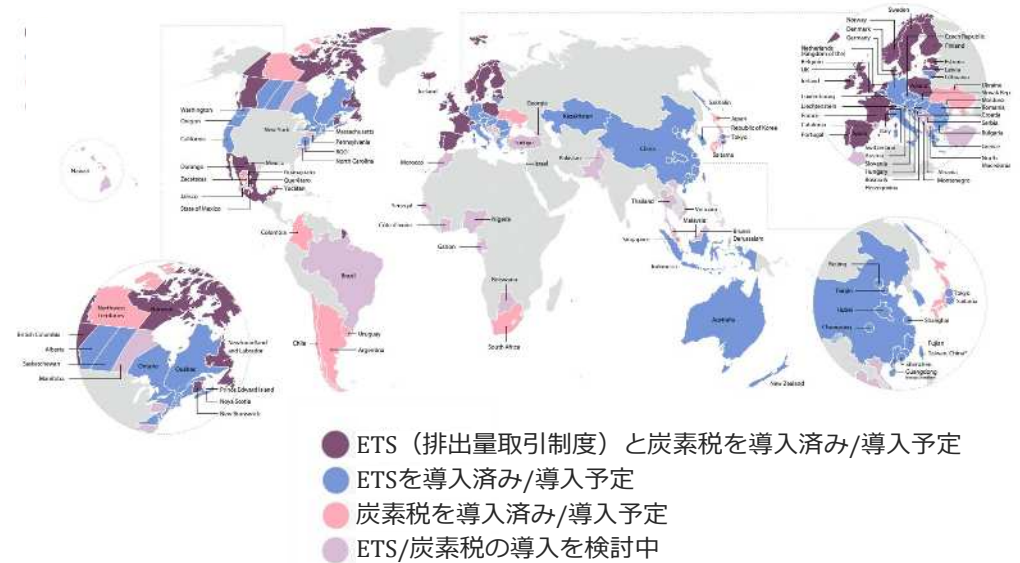
（1）今後、国内関連法令等の整備や、EUにおける炭素国境調整措置の導入等を踏まえた各国における関連政策の検討が深化することを見据えた諸外国の動向調査

（2）既存のCP及び今後導入される施策の環境や経済への影響分析等を行うとともに、その結果を制度設計や理解醸成に広く活用することを念頭に、CPによる経済や環境への効果等をわかりやすくまとめる。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2023」より環境省作成

# 温室効果ガス関連情報基盤整備事業



【令和6年度予算(案) 585百万円(554百万円)】

地球温暖化対策推進法を確実に運用するため、必要な調査を実施するとともに、関連制度等の運営を行います。

## 1. 事業目的

- ① 事業者が講ずべき排出削減等対策に関して、必要な指針(排出削減等指針)を公表する。
- ② 温室効果ガスの排出者が、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告するための基盤を整備・運用する。
- ③ J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進し、CO2排出削減と地域経済循環を促進する。
- ④ 京都議定書に基づくクレジットを、法令に従って運用・管理する。

## 2. 事業内容

### (1) 温室効果ガス排出削減等指針案策定調査事業

・地球温暖化対策推進法(温対法)に基づく指針の見直し・拡充に向けて、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクトを網羅的に調査・整理するとともに、指針及びその関連情報について活用方策の検討等を行う。

### (2) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業

・温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・制度」の確実な運用と、事業者の更なる自主的取組促進に向けて同制度における算定方法等の見直しを行う。

### (3) J-クレジット制度運営・促進事業

・J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進することで、CO2排出削減を行う事業・活動を促進。また、民間事業者等がクレジットを活用することで、クレジットを創出する地域への資金還流を促進する。

### (4) 国別登録簿運営経費

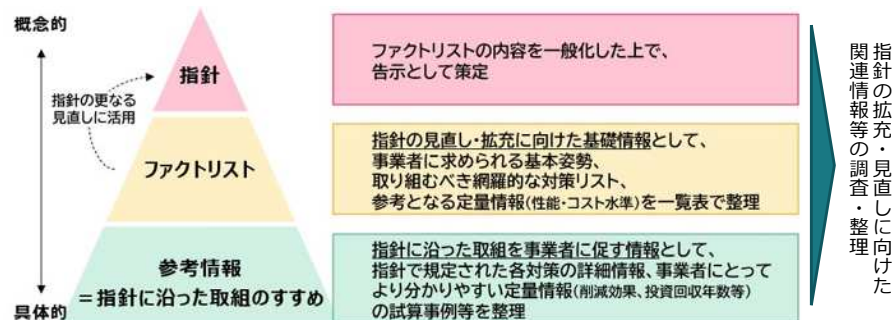
・継続的に京都メカニズムの活用を可能とするため、国連で技術仕様が定められた国別登録簿の運用保守を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～

## 4. 事業イメージ

### <温室効果ガス排出削減等指針案策定調査業務>



### <J-クレジット制度運営・促進事業>



お問合せ先: (1)地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341 (2)地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室 電話:03-5521-8249  
(3)大臣官房環境経済課市場メカニズム室 電話:03-5521-8324 (4)地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話:03-5521-8246



【令和6年度予算（案） 70百万円（70百万円）】

## グリーン購入及び環境配慮契約の実施を推進します。

### 1. 事業目的

- ① グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進する。
- ② 環境配慮契約法に基づき、国等が排出する温室効果ガス等の効果的な削減を図る。
- ③ 地方公共団体等へ、グリーン購入及び環境配慮契約の取組を普及促進する。

### 2. 事業内容

地球温暖化、廃棄物問題等の環境問題の解決には、国等が自ら率先して環境物品等の調達及び環境配慮契約を実施するとともに、これを呼び水として地方自治体や民間部門へ取組を広げることが重要である。

グリーン購入法及び環境配慮契約法の基本方針について、学識経験者等により構成される検討会を開催し、技術開発の動向や市場の状況等を踏まえてより効果的な見直しを行う。

地方公共団体等へのグリーン購入及び環境配慮契約の普及促進にかかる課題を整理するため、アンケート調査を実施して結果を分析する。また、取組事例等の公開や実務者への支援を行う。

さらに、我が国の優れた環境配慮製品及びグリーン購入制度を海外へ発信していくため、海外への技術支援や事例調査を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

### 4. 事業イメージ

- ① **国等におけるグリーン購入推進**  
・基本方針検討会等の開催、全国説明会開催、効果評価等
- ② **国等における環境配慮契約推進**  
・基本方針検討会等の開催、全国説明会開催、効果評価等
- ③ **地方公共団体等へのグリーン購入及び環境配慮契約の推進**  
・アンケート調査、取組事例データベース運用、実務者支援等
- ④ **環境配慮製品の国際展開促進**  
・ASEAN地域等でのグリーン購入制度等の導入支援、海外事例調査等



グリーン購入及び環境配慮契約の実施を推進



環境物品等への需要転換

更なる温室効果ガス等の削減





【令和6年度予算（案） 4,783百万円（6,579百万円）】

## 脱炭素社会構築につながる水素利活用を推進します。

### 1. 事業目的

- ① 脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業を支援することで、将来の水素社会の実現を推進する。
- ② モビリティへの水素活用を支援することで、運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大を推進する。

### 2. 事業内容

- (1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業
  - ①カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業…委託
  - ②既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業…委託
  - ③再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業…補助
  - ④事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業…補助
- (2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業
  - ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業…委託
  - ②地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業…補助

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・補助事業（補助率：1/2, 2/3）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和8年度

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： (1) 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室  
 (2) 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室

電話：0570-028-341  
 電話：03-5521-8301

# （１）脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業



地域の再エネ等資源を活用し水素の特性を活かした事業を支援します。

## 1. 事業目的

- 地域の再エネ、インフラ等を活用し、低コストな水素サプライチェーンの構築とさらなる低コスト化につながる事業の構築を支援することで、水素利活用の拡大を推進する。
- 水素の特性を活かし、防災価値やその他環境価値の顕在化により、再エネ等由来水素の利活用や本格導入を推進する。

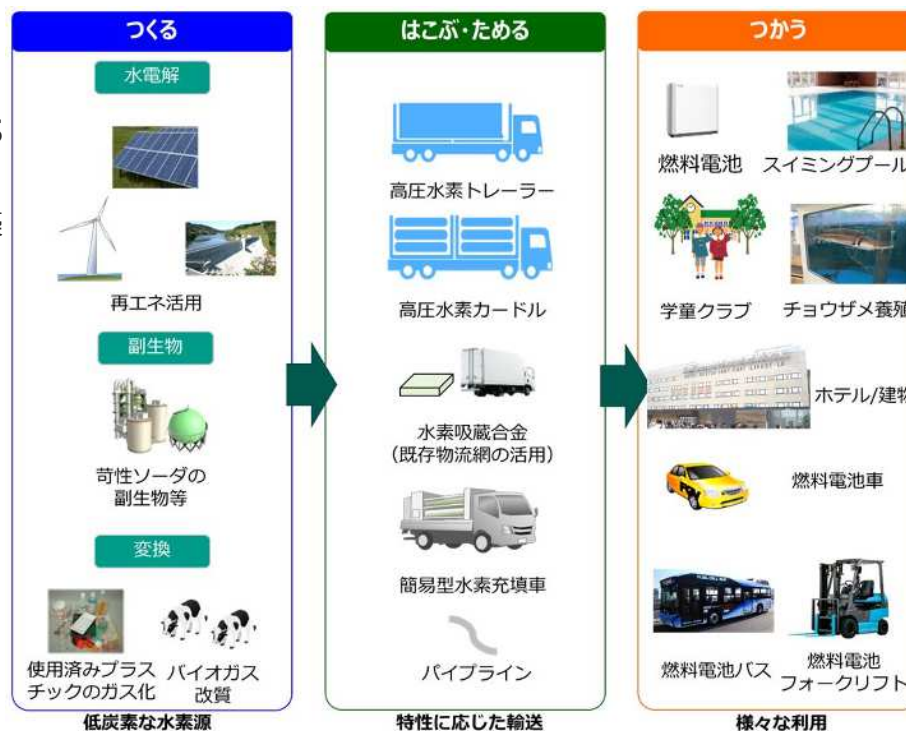
## 2. 事業内容

- ① カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業  
実証事業モデルについて、ビジネス要素や地域全体への面的な広がり観点から分析・検証を実施するとともに、その成果を用いて自治体伴走支援などを行う。
- ② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業  
地域の再エネ等や既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーン構築の支援につながるFS調査や実証事業を行う。
- ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業  
防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行う。
- ④ 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業  
これまでの水素サプライチェーン実証事業による設備を運用することにより、事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②委託事業、③④補助事業（補助率1/2、2/3）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 ①令和4～7年度、②令和2～7年度、③令和4～7年度、④令和4～6年度

## 4. 事業イメージ



## （２）水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業



運輸部門等の脱炭素化に向けた再エネ等由来水素の活用を推進します。

### 1. 事業目的

運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、車両や建設機械等における再エネ等由来の水素の活用を促進するために、①水素内燃機関を活用した重量車両等の開発・実証、②再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検等を支援する。

### 2. 事業内容

#### ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業

重量車両・建設機械・農業機械等の電動化が困難な車両等について、水素活用の選択肢を増やすため、水素内燃機関を活用した車両等の開発、実証を行う。

#### ②地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業

燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態
  - ① 委託事業
  - ② 補助事業（補助率:2/3、1/2）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間
  - ① 令和3年度～令和6年度
  - ② 令和3年度～令和8年度

### 4. 事業対象

#### 【水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業】



重量車両

建設機械

農業機械

$H_2$  + 内燃機関 → カーボンニュートラル

#### 【地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業】







【令和6年度予算（案） 650百万円（650百万円）】

## 潮流発電システムの実用化技術の確立や商用展開に向けた実証を行います。

### 1. 事業目的

再生可能エネルギーの中でも、天候に左右されずに発電量を予測できる潮流発電技術の特色を活かした具体的なビジネスモデルを構築するとともに、技術的な実用化を達成することで、潮流発電事業の商用化を目指す。

### 2. 事業内容

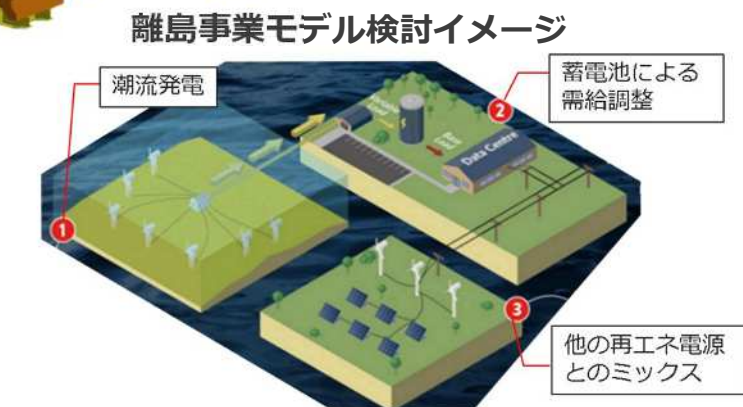
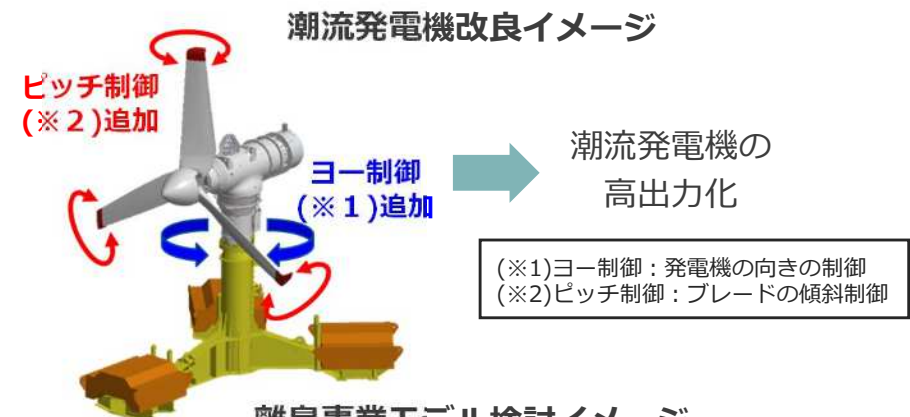
我が国は排他的経済水域面積世界第6位の海洋国であり、海洋再生可能エネルギーの大きなポテンシャルを有している。特に、潮流発電は一定した潮汐力により年間を通じて安定した発電が可能で、系統に与える影響が小さいなどの利点があり、海峡・瀬戸内海を中心として沿岸域に適地が存在する。長崎県五島市の実証事業にて、気象の影響を受けない発電実績が確認できており、今後は、長期運転や低コスト化に向けた課題をクリアして、普及に向けた道筋をつける必要がある。

本事業は、潮流発電機の高効率化による発電コストの削減、他の再生可能エネルギーとの組み合わせによる離島事業モデルの構築、潮流発電機を複数台設置したファーム化の経済性検討を行い、潮流発電システムの商用化に向けたビジネスモデルの構築を目指す。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和7年度

### 4. 事業イメージ



# 革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業



【令和6年度予算(案) 3,800百万円(3,800百万円)】

環境省が実用化・製品化に向け実証してきた省CO2のための部材や素材の社会実装に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

これまで環境省が開発を主導してきた、窒化ガリウム(GaN)やセルロースナノファイバー(CNF)といった省CO2性能の高い革新的な部材や素材は、AIやIoT等を活用したデジタル化の加速化や、地域資源の活用・循環を達成する上でもそれぞれ重要度が高まっている。このため、これら部材・素材を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションを支援し、2030年までに社会実装を図りCO2排出量を大幅に削減することで、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

## 2. 事業内容

これまで環境省が開発を主導してきた、省CO2性能の高い革新的な部材や素材のうち、GaNは半導体産業を含め、デジタル社会における一層の電化や遠隔化、効率化を達成し、省エネという意味でもその重要性は増している。また、昨今の国際的な半導体危機により製造体制の国内回帰・サプライチェーンの強化が急務。

CNFは、植物由来の次世代素材として、地域資源の活用・循環を図りつつ、製品の軽量化・高強度化や高断熱化による省CO2化が期待される。

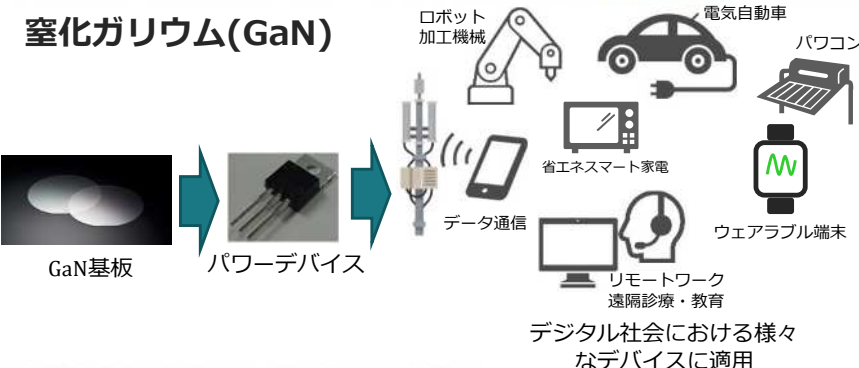
このため、本事業ではこれら革新的な省CO2性能の高い部材・素材を活用し、実際の製品等への導入を図る事業者に対し、製品の早期実用化に向けたイノベーションを支援する。これにより、社会実装・普及展開の加速化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を可能とし、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

## 3. 事業スキーム

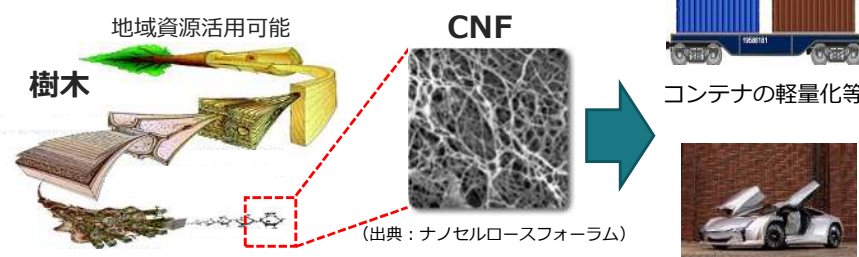
- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

大電流・高耐圧パワーデバイスを活用した省CO2製品



新素材を活用した省CO2製品  
セルロースナノファイバー (CNF)



(出典：M. Mitov in Soft Matter 2013, 13, 4176-4206  
the original artwork by Mark Harrington, Copyright  
University of Canterbury, 1996)

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業（文部科学省連携事業）



【令和6年度予算（案） 1,900百万円（1,900百万円）】

脱炭素社会における地域資源循環に必要な多元素触媒技術や、地域資源循環プロセス等に係る技術開発・実証を実施します。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、化石燃料依存から脱却し、地域資源（廃プラスチック、未利用の農業系バイオマス等）の活用・循環を可能とし、大幅なCO2削減やCE（サーキュラーエコノミー）を実現すべく、革新的で比較的安価な触媒技術等に係る技術開発・実証を支援し、社会実装の促進を目指す。

## 2. 事業内容

政府の技術戦略である量子技術イノベーション戦略等を踏まえて、量子物性に係る知見に基づいた材料創製インフォマティクスにより触媒探索を加速し、元素を幅広く利用した「多元素ナノ合金」等から構成される革新的な触媒や、電子やイオンなどを制御して触媒の潜在能力を最大限に引き出す非在来型触媒プロセス等を活用することで、触媒反応を高度化・省エネ化し、地域の資源循環に資する技術を確立する。

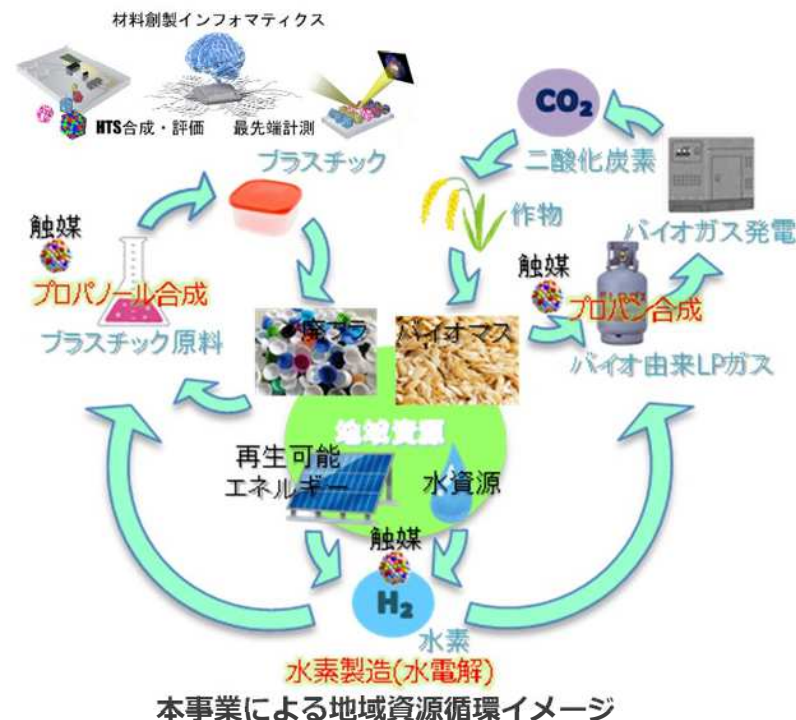
具体的には、稲わら等の農業系バイオマスを活用してプロパン等の有用なガスを製造し、農業や家庭で利用する循環系や、廃プラスチック等をガス化しプロパン等を介して再度プラスチック製品として利用する循環系等における触媒・プロセスに係る技術開発・実証試験等を実施する。これにより、地域における化石燃料に依存しない物質循環の構築を目指す。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体、大学・研究機関等
- 実施期間 令和4年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ

- ▶ 材料創製インフォマティクスを用いた革新触媒の開発
- ▶ 使用済み触媒を回収し金属資源としてリサイクル



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



# 森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費



【令和6年度予算（案） 73百万円（33百万円）】



森林等の排出・吸収量を継続的に把握し、ブルーカーボン等新たな吸収源の適切な評価を実施する。

## 1. 事業目的

- ① 2030年目標達成及び2050年カーボンニュートラル実現のため、パリ協定下での吸収源評価を適切に実施する。
- ② ブルーカーボン等の新たな吸収源について情報整理、評価・検証を強化する。

## 2. 事業内容

2030年目標達成及び2050年カーボンニュートラル実現のため、温室効果ガスインベントリにおける吸収量の継続的な評価は必要不可欠である。特にカーボンニュートラル実現にあたり、二酸化炭素の排出が避けられない分野も引き続き存在することから、**新たな吸収源の検討・評価の重要性は高まっている**。その中でも、**ブルーカーボンについては、ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミーとの統合的推進に関する先端的な取組であり、特筆して評価が必要**である。以上を踏まえ、これまでの吸収源分野におけるインベントリの作成・評価に加え、**今年度より新たにブルーカーボン等新たな吸収源の評価・推進に資する調査事業**を実施する。

<事業構成>

1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応
2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等
3. **新たな吸収源による吸収量評価・検証等調査**

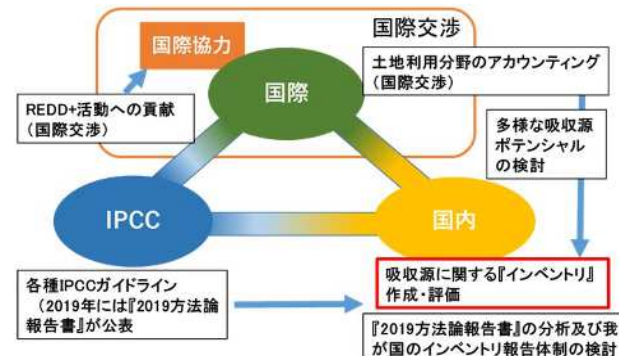
- (1) 関係省庁を巻き込んだ新たな吸収源対策に係る検討体制の確保
- (2) 民間事業者・地方自治体による先進的なブルーカーボン生態系の取組の評価・検証
- (3) 新たな吸収源吸収量の早期算定に向けた情報整理

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成11年度～

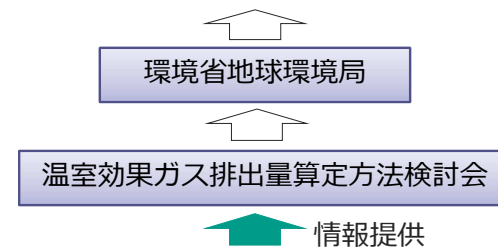
## 4. 事業イメージ

1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応



2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等

温室効果ガスインベントリ（毎年）、隔年透明性報告書（R5年以降、隔年）、国別報告書（4年ごと）をUNFCCCへの提出・審査対応



新たな吸収源対策の吸収量に関する情報整理及び評価

お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室 電話：03-5521-8244

# 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費



【令和6年度予算（案） 1,240百万円（1,240百万円）】環境省



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地球温暖化対策の取組の強化・目標の前進を図ります。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画やパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略に沿って、2050年カーボンニュートラルへの取組を加速しているところ。パリ協定及び国連気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）の作成・提出を行い、この情報を踏まえた中長期的温室効果ガス削減に向けた調査・検討を進め、我が国の地球温暖化対策の取組の強化・目標の達成を目指す。

## 2. 事業内容

### (1) 温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備

パリ協定及び国連気候変動枠組条約に基づき条約事務局に提出する温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）の作成及び精緻化を行う。加えて、2年に1回及び4年に1回提出が求められている隔年透明性報告書・国別報告書の作成し、提出後に実施される審査対応を行う。

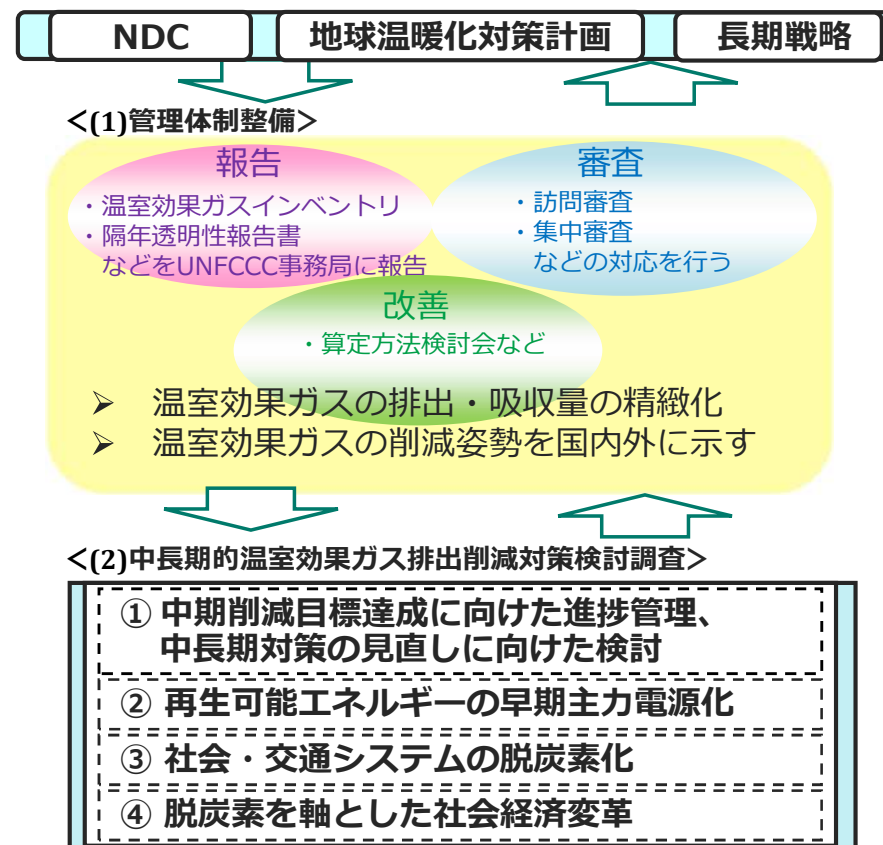
### (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査

温室効果ガス削減方策やNDC（国が決定する貢献）の検討や、地球温暖化対策計画の毎年の進捗点検及び情勢変化に応じた分析等を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 (1) 平成16年度～、(2) 平成29年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室 電話：03-5521-8244

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 電話：03-5521-8249 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8234

## (1) 温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費



精度の高いインベントリを作成し、国内対策推進の基礎情報を整備し、削減目標達成の確実性を高めます。

### 1. 事業目的

- ① 国連気候変動枠組条約に基づき毎年提出が求められる温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）の作成・提出。
- ② パリ協定により、「透明性」を強化する方針となり、その一環として条約事務局に提出する隔年透明性報告書（BTR）及び国別報告書（NC）の作成・提出。
- ③ 地球温暖化対策計画に明記された目標達成に向け、我が国全体で排出削減に取り組むための基盤となる資料の作成。

### 2. 事業内容

国内対策の基盤となる温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）は、国連気候変動枠組条約に基づき毎年提出が求められており、提出後適切に算定されているか審査を受けることとされている。また、カンクン合意により条約事務局に提出してきた隔年報告書（BR）は2022年のBR5の提出及び2023年実施予定の審査で終了する。今後はパリ協定に基づき条約事務局に提出する隔年透明性報告書（BTR）及びこれまでも提出してきた国別報告書（NC）において、国内の対策・施策の状況等を説明し、国際的評価・審査を受けることが求められている。

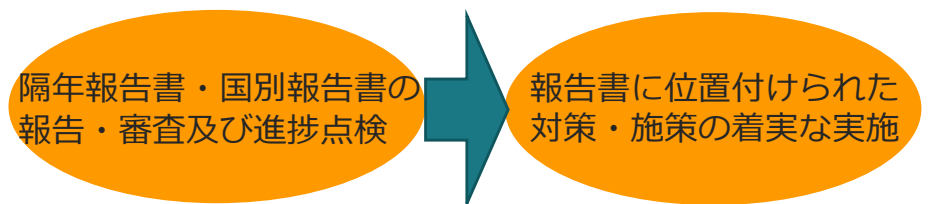
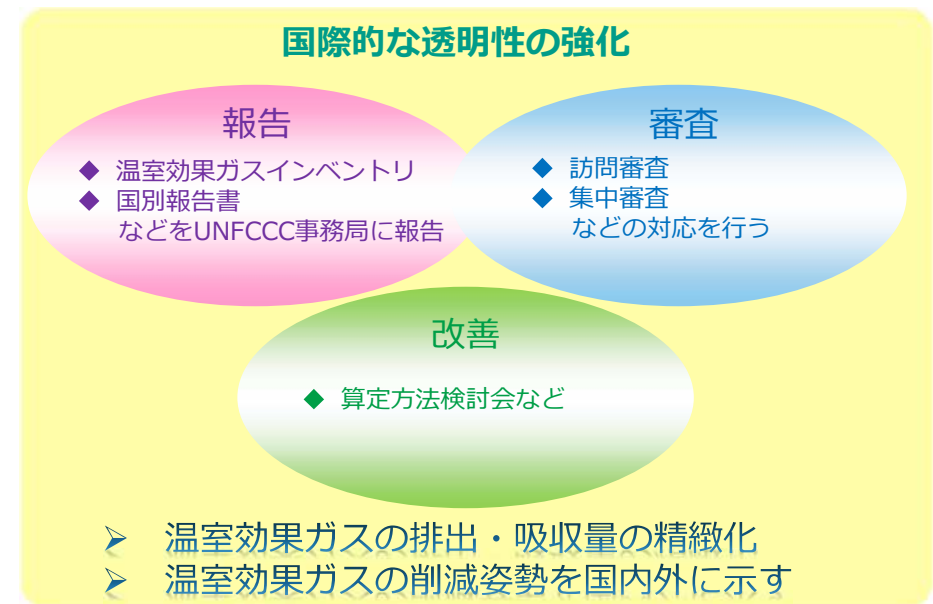
加えて、温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等は、可能な限り我が国の実態に即した排出・吸収量となるように精緻化する必要がある。

このため、国際ルールに基づき透明性を確保しつつ温室効果ガス排出・吸収量の算定等を実施し、条約及び協定を履行する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～終了予定なし

### 4. 事業イメージ





(2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地球温暖化対策の取組強化・目標の前進を図ります。

1. 事業目的

- ① 2050年カーボンニュートラルの実現及び中期削減目標達成のための温室効果ガス削減方策を検討する。
- ② パリ協定・COP21決定に基づいて、最大限の野心的な努力を反映したNDC（国が決定する貢献）を検討する。
- ③ 地球温暖化対策計画の毎年の進捗点検及び長期戦略の実践（情勢変化に応じた分析・連携・対話）を行う。

2. 事業内容

我が国は、新たな地球温暖化対策計画やパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略に沿って、2050年カーボンニュートラルへの取組を加速しているところ。特に、我が国の持続的成長に資する形で「脱炭素原則」が根付くよう社会経済変革に取り組む契機とすることが重要である。加えて、パリ協定の下では、各国の取組を強化するため、「グローバル・ストックテイク」が2023年に行われるとともに、定期的（次回は2025年）及び随時の新たなNDCを策定・提出する必要がある。

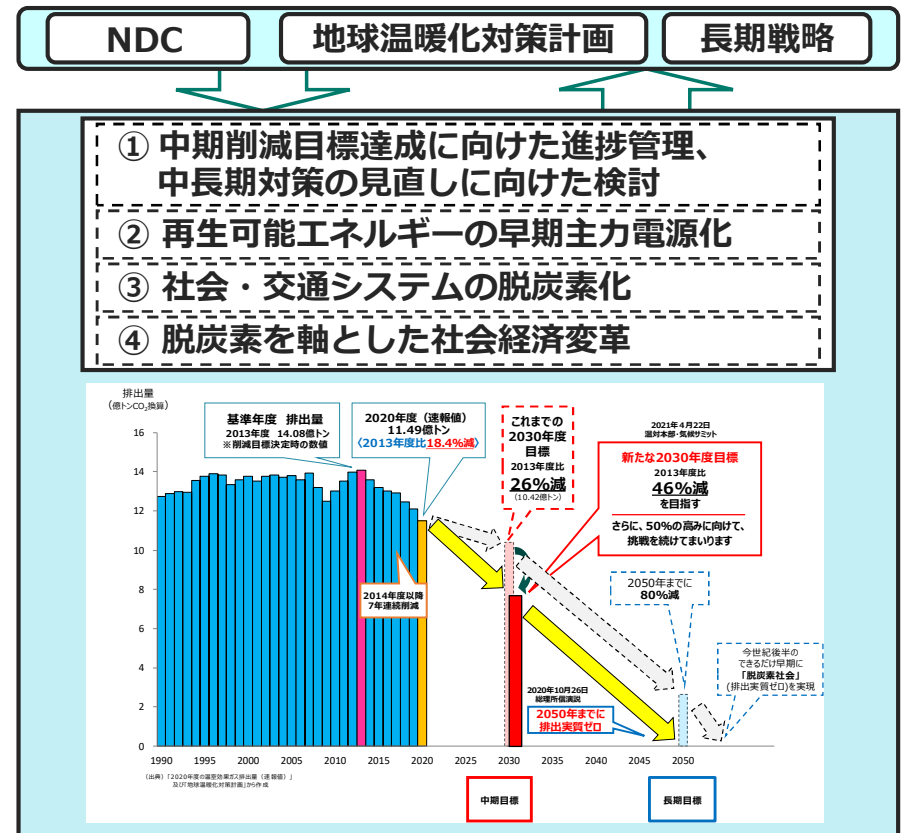
また、中長期削減目標の達成に向けては、地域共生型再エネの大量導入及び電力業界の地球温暖化対策の促進が必要不可欠である。

これら中長期の課題に総合的に対応するための対策・施策を幅広く検討するとともに、取組の進捗について評価を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室 電話: 03-5521-8244  
 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 電話: 03-5521-8249 環境省大臣官房地域政策課 電話: 03-5521-8234

・食品ロス削減、サステナブル・ファッション及びプラスチック等の資源循環の推進やリユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援

※「デコ活」をはじめとするライフスタイルの変革促進（食品ロス削減、サステナブル・ファッション等）を含む



【令和6年度予算（案） 884百万円※（720百万円）】環境省  
 【令和5年度補正予算額 570百万円の内数】

食品ロス削減、サステナブル・ファッション及びプラスチック等の資源循環の推進やリユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援を行います。

### 1. 事業目的

- ①各種リサイクル制度の特性を活かしつつ、「都市鉱山」等の我が国の未利用資源の有効活用の最大化と施策展開の効率化を図る。
- ②プラスチックの資源循環を総合的に推進する。
- ③食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援する。
- ④循環型ファッションや廃棄前段階において消費者が利用しやすくなるようなリユース等の取組の促進を図る。
- ⑤食品ロス削減、サステナブル・ファッション等の資源循環の推進を国民運動とし、普及啓発を実施する。

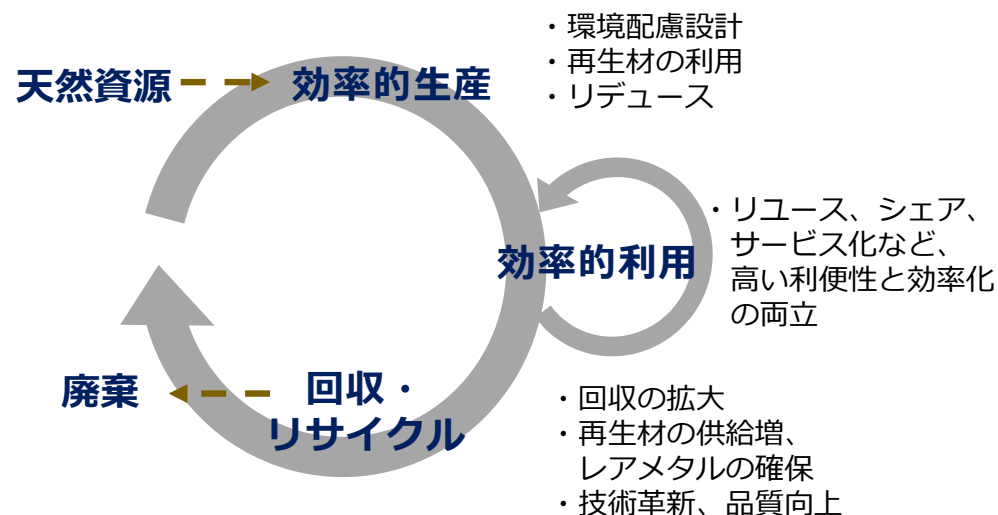
### 2. 事業内容

- ①リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業
  - ・各種リサイクル制度の特徴を生かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化
- ②プラスチック資源循環等推進事業
  - ・プラスチック資源循環法等の施策効果の調査検討
  - ・プラスチック資源循環に係る3Rの推進、普及啓発
  - ・容器包装リサイクル推進に係る調査検討
- ③食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費
  - ・地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化、消費者等の行動変容の促進
  - ・食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進
- ④使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業
  - ・リユース品の利用促進のための地方公共団体等によるモデル事業の実施
  - ・自治体及び事業者の連携方策を始めとしたリユース促進方策の検討
  - ・循環型ファッションの推進方策に関する調査
- ⑤「デコ活」をはじめとするライフスタイルの変革促進
  - ・食品ロス削減、サステナブル・ファッション等を国民運動として推進するための普及啓発

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

### 4. 事業イメージ



お問い合わせ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336  
 リサイクル推進室 電話：03-6205-4946、03-5501-3153

# リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業



「都市鉱山」をはじめ我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図ります。

## 1. 事業目的

各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電等）の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」をはじめとする我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

## 2. 事業内容

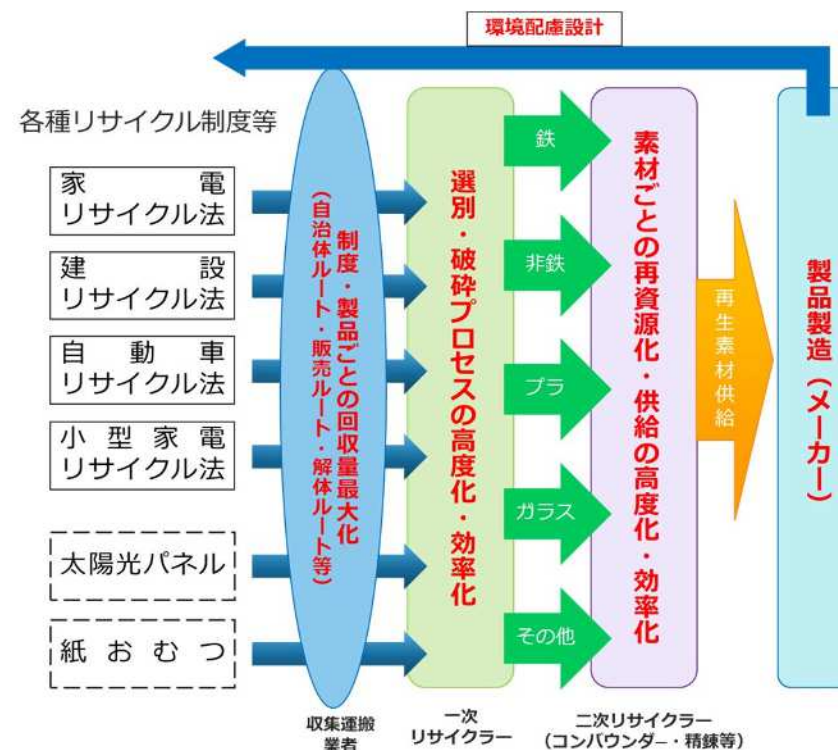
○各種リサイクル制度の特性を活かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- ・家電／小型家電等、自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓、違法な廃棄物回収業者対策
- ・建設・解体工事からの廃プラに係る実態調査等
- ・自動車リサイクルにおけるCN対応3Rの推進・質向上に向けた調査・検討
- ・太陽光発電設備等の大量廃棄に備えた、制度的対応を含計画的な対応のための調査・検討
- ・金属リサイクル原料の処理量倍増に向けた調査・検討
- ・紙おむつリサイクルの普及に向けた自治体への伴走支援、調査・検討

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和8年度（予定）

## 4. 事業イメージ





# プラスチック資源循環等推進事業費



## プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

### 1. 事業目的

- ・プラスチック資源循環法等の施行状況及び容器包装リサイクルに係る排出実態把握等の調査検討
- ・プラスチック資源循環の高度化に向けた支援及び課題分析
- ・自治体、事業者、消費者等の関係主体に向けたプラスチック資源循環に係る普及啓発

### 2. 事業内容

#### 1. プラスチック資源循環推進事業

- (1) プラスチック資源循環法等の施策効果の調査検討
  - ・プラスチック資源の一括回収実施自治体数等や事業者の判断基準に係る取組状況等、レジ袋有料化の動向等を調査し、課題分析・効果検証を行う。
  - ・プラスチック資源循環法に基づく各種認定計画の認定数拡大を図る。
- (2) プラスチック資源循環に係る3R推進事業
  - ・全国的にプラスチック資源の分別収集・再商品化を展開するため、自治体等の効果検証や課題解決に向けた実証事業の支援、事例分析を行い、定期的なセミナー開催等により好事例の水平展開を促進する。
- (3) プラスチック資源循環に係る普及啓発事業
  - ・関係主体の理解促進に資する企画検討・情報発信・普及啓発を行う。

#### 2. 容器包装リサイクル推進事業

- ・容器包装廃棄物排出実態等調査を継続的に実施し、課題分析を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～令和17年度（予定）

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153



# 循環型社会形成推進事業のうち、 使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業



不要となった使用済み製品や衣類の排出ルートが多様化に向け、自治体や事業者が連携した取組を支援します。

## 1. 事業目的

- ① ② 自治体を中心としたリユース等の排出ルートが多様化に向けた取組の支援や消費者・自治体向けのリユースの手引きの改定等を通じて、廃棄前の段階において消費者が利用しやすくなるようなリユース等の取組の促進を図る。
- ③ 特に廃棄されることが多い衣類については、循環型ファッションの推進方策を調査検討し、消費者に対して行動変容を促すための情報発信等の取組を行う。

## 2. 事業内容

### ①. 地方公共団体等によるモデル事業の実施

- ・住民の利便性向上のための排出ルートが多様化に向けた取組や、その周知を行う自治体を対象に、地元の事業者やNPO等と連携したモデル事業の実施を支援
- ・消費者が手軽に衣類を回収に出しやすい環境づくりに向けた取組を行う自治体や事業者、NPOを対象に、モデル事業の実施を支援

### ②. 自治体及び事業者の連携方策を始めとしたリユース促進方策の検討

- ・リユース市場規模について調査・分析・評価を実施
- ・リユース等の推進に向けた自治体及び事業者の連携方策等の検討
- ・消費者・自治体向けのリユースの手引きの改定
- ・適正なリユースに向け、違法な不用品回収業者対策のためのセミナーを開催

### ③. 循環型ファッションの推進方策に関する調査

- ・排出量の把握及び回収システムの構築検討
- ・衣類の高度な選別やリサイクルに関する技術開発等の事例収集
- ・サステナブル製品等の効果的なラベリングの具体的枠組み作り 等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336  
リサイクル推進室 電話：03-6205-4946



# 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)をはじめとするライフスタイルの変革促進

(「デコ活」推進事業(新規)、資源循環、海洋ごみ、環境教育等に係る普及啓発の推進)



## デコ活等の推進により、将来にわたる質の高い暮らしを実現します。

「デコ活」(新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の推進等を通じて、「新しい豊かな暮らし」と2030年度に2013年度比46%(特に家庭部門では66%)削減及び2050年カーボンニュートラルを同時に達成し、将来にわたる質の高い暮らしを実現することを目的とする。このために、

### 1. 事業目的

- ① 「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進、ナッジ×デジタルによるライフスタイル転換促進の実証等を実施する。
- ② 資源循環、海洋ごみ、環境教育等に係る普及啓発を実施する。

### 2. 事業内容

#### (1) デコ活推進にかかる社会実装型取組等支援

脱炭素のみならず資源循環(食品ロス削減、サステナブル・ファッション等)やネイチャーポジティブの実現を目的として、デコ活応援団(官民連携協議会)を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。また、デジタル技術により脱炭素に繋がる行動履歴を記録・見える化し、地域で循環するインセンティブを付与する等、日常生活の様々な場面での行動変容をBI-Techで後押しするための国民参加体験型のモデルを実証し、構築する。温対法第39条及び第38条に基づく全国地球温暖化防止活動推進センター(デコ活ジャパン)及び地域地球温暖化防止活動推進センター(デコ活ローカル)による事業については地域でのデコ活推進を後押しする。

#### (2) 資源循環、海洋ごみ、環境教育等に係る普及啓発の促進

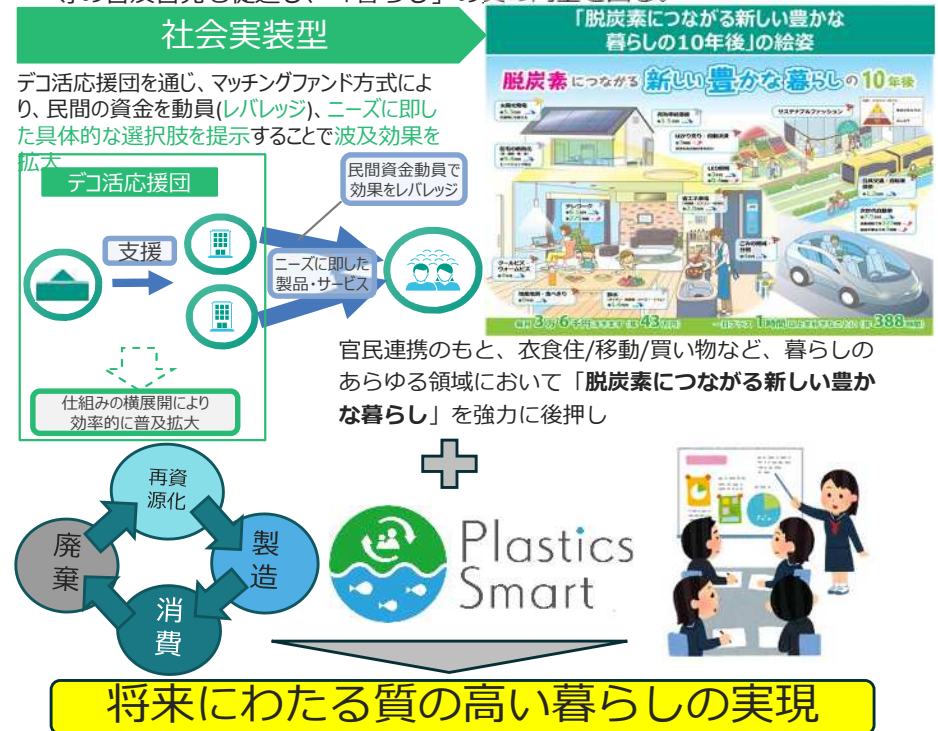
資源循環の関係主体への理解促進に資する企画検討・情報発信・普及啓発やプラスチックとの賢い付き合い方を推進する「プラスチック・スマート」のサイト運営、環境カウンセラーやコンテンツ等による環境教育等の推進に資する情報発信等、事業者、国民の間に環境の保全や地域資源の活用等についての関心と理解、積極的に活動を行う意欲を高め、行動変容を促すための環境保全活動の普及、啓発に関する企画等を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)委託事業・請負事業・間接補助事業(補助率:定額、7/10)  
(2)請負事業
- 委託先等 委託事業・請負事業:民間企業・団体  
補助事業:地方公共団体、民間企業・団体
- 実施期間 (1)令和6年度~(2)平成2年度~

### 4. 事業イメージ

自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組でデコ活を推進する。さらに、資源循環、海洋ごみ、環境教育等の普及啓発も促進し、「暮らし」の質の向上を図る。



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室(デコ活応援隊)

電話: 03-5521-8341

# リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務



【令和6年度予算(案) 46百万円(38百万円)】

## リチウムイオン電池等処理困難廃棄物が適正に処理できる体制を構築します。

### 1. 事業目的

リチウムイオン電池等に起因する廃棄物処理施設の火災等の防止に向けて、以下を実施する。

- ① より幅広い世代・ライフスタイルの市民に適切な分別・排出方法を周知徹底するための普及啓発の一層の強化
- ② 製造事業者等との連携による、より効果的・効率的な回収・処理体制の構築

### 2. 事業内容

リチウムイオン電池等に起因する廃棄物処理施設の火災等が各地で発生しているため、以下の事業を通じて自治体や関係者事業者等と連携した効果的な対応策を検討し、実施を強化して、火災防止の徹底を図る。

#### ①幅広い世代・ライフスタイルの市民に対する普及啓発強化

自治体や関係団体と連携した普及啓発をより一層強化するため、幅広い世代・ライフスタイルの市民を想定した啓発ツールの作成、CMやウェブサイトでの広告等様々な媒体での配信などを行う。

#### ②製造事業者等との連携による回収体制の構築に向けた検討

リチウムイオン電池使用製品の製造事業者や販売事業者等による回収・処分に係る調査や実証事業を実施し、技術的・制度的な課題を抽出して対応策を検討して取りまとめ、回収の効率化や取組の強化を図る。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和9年度(予定)

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-9273

# 大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討



【令和6年度予算（案） 330百万円（333百万円）】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

## 1. 事業目的

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

## 2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。令和2年7月豪雨等の課題を踏まえ、国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた平時からの備えを進めていきます。

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

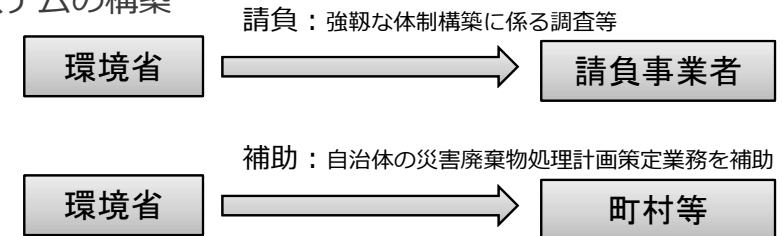
- (1)災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信
- (2)自治体の国土強靱化対策の加速化
- (3)地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (4)全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、補助金（定額600万円上限）
- 請負、補助対象 民間事業者・団体（請負）、町村等（補助金）
- 実施期間 平成25年度～

## 4. 事業イメージ

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室 電話：03-5521-8358



# PCB廃棄物の適正な処理の推進等



【令和6年度予算（案） 3,457百万円（4,055百万円）】

【令和5年度補正予算額 3,982百万円】

PCB廃棄物の適正処理推進に向けた各種取組みを行います。

## 1. 事業目的

地方自治体による調査の加速化、高濃度PCB廃棄物処理施設の補修・更新、事業終了後のPCB処理施設の速やかな原状回復等を行うことで、PCB廃棄物の適正な処理の推進や地元住民の安全・安心の確保に貢献する。

## 2. 事業内容

- ① 地方自治体による指導や行政代執行の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行う。
- ② 低濃度PCB廃棄物について、令和5年度の事前調査を踏まえた全国のPCB廃棄物及び使用製品の重点的な実態調査、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る。
- ③ JESCOの高濃度PCB処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を実施する事業等に対し補助を行う。
- ④ JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うために必要な資金を出資し、処理終了後のPCB除去および原状回復を速やかに実施する。
- ⑤ 高濃度PCB処理施設の立地自治体における安全対策や環境保全対策の環境整備事業等に対し補助を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／出資金
- 請負先 民間事業者／JESCO等
- 実施期間 平成13年度～令和12年度まで（予定）

## 4. 事業イメージ

<PCB廃棄物の例>



変圧器



コンデンサー



安定器

<高濃度PCB廃棄物処理施設（計5事業所）>



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道（室蘭）事業所

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室電話：03-6457-9096



## すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、教訓の伝達・継承を行います

### 1. 事業目的

- ① 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。
- ② すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。
- ③ 水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

### 2. 事業内容

#### 1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

#### 2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策、地域再生・融和（もやい直し）、地域振興・活性化を目指す多彩な活動を推進する。

#### 3. その他

以下の事業を引き続き実施する。

- (1) 公害医療研究事業
- (2) 水俣病検診機器整備事業
- (3) 水俣病国際貢献推進事業

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業、請負事業
- 対象 地方自治体（補助、委託）、民間団体（請負）
- 実施期間 昭和46年度～

### 4. 令和6年度に取り組む主な事業

#### 1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（法36条1項）

水俣病被害者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進

- ・リハビリテーション事業の推進
- ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）

#### 2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業（法36条1項）

水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進

- ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
- ・環境学習、情報発信等の推進（水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）

#### 3. 「環境首都水俣」創造事業（法35条）

地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進

- ・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
- ・水俣環境アカデミアの活動支援

# 石綿飛散防止総合対策費



【令和6年度予算（案）68百万円（68百万円）】

## 石綿の飛散防止対策に係る取組を推進します。

### 1. 事業目的

- ① 石綿による大気汚染の状況を把握し、国民に対し情報提供。
- ② 解体等工事における石綿飛散防止対策を充実することによる、国民の健康の保護及び生活環境の保全。
- ③ 大気汚染防止法改正を踏まえた事前調査の信頼性の確保等の更なる石綿飛散防止対策の適切な実施。

### 2. 事業内容

令和2年6月に改正した大気汚染防止法に基づき、建築物の解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策に係る取組を推進します。

#### (1) アスベスト濃度モニタリング事業

建築物の解体現場周辺、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染状況を把握する。また、石綿大気濃度測定に係る課題について検討する。

#### (2) 建築物の解体等における効果的な石綿飛散防止対策に係る検討・調査

令和2年の法改正による影響、解体等工事の実態等を調査し、事例収集及び課題抽出を行う。

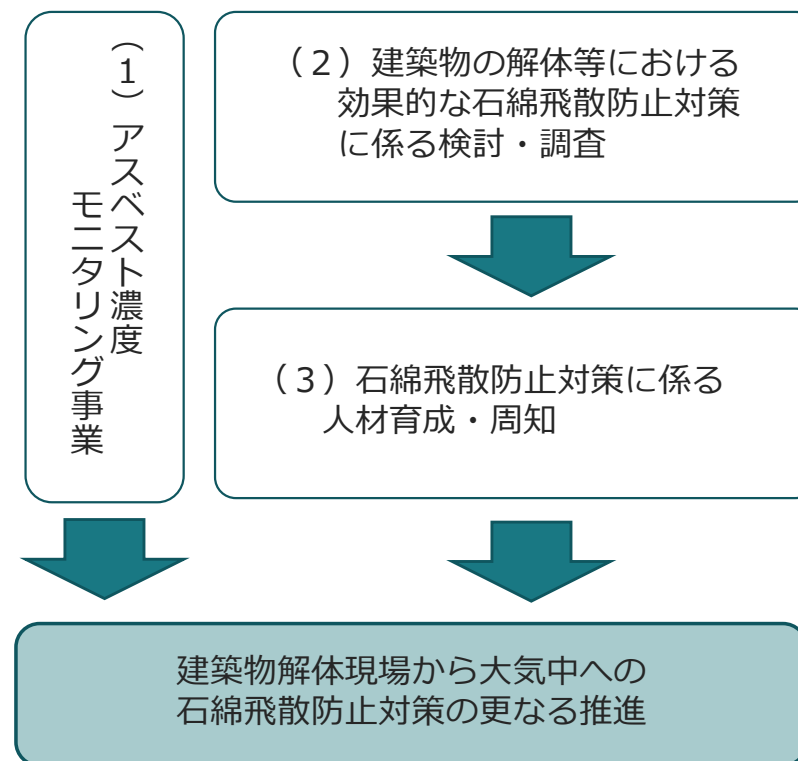
#### (3) 石綿飛散防止対策に係る人材育成・周知

地方公共団体職員向けの技術講習会を開催する。石綿飛散防止対策に係る幅広い周知を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 電話：03-5521-8293





## 石綿関連疾患に関し、診断方法向上にむけた調査研究、及び医療従事者の育成を行います。

### 1. 事業目的

- ① 医学的所見解析調査：石綿関連疾患を的確かつ迅速に診断し、石綿健康被害者の救済につなげる。
- ② 石綿肺の診断等に関する支援事業：軽症の石綿肺またはびまん性胸膜肥厚の者の重症化を早期診断する。
- ③ 石綿健康被害救済制度に係る医療従事者育成事業：石綿関連疾患の適切な診断と石綿健康被害救済制度への申請勧奨を行うことのできる医療従事者を育成する。

### 2. 事業内容

石綿健康被害救済制度（以下、制度という。）の施行状況について評価を行った中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の令和5年6月のとりまとめの中で、環境省に対し、制度を所掌する立場として、迅速かつ適切な石綿関連疾患の診断のための研究に取り組むべきであるとの指摘がされた。制度の対象である4疾患（※）は、依然として診断や他疾患との鑑別に苦慮する症例も多い。

令和6年度は、以下を実施することにより、更なる的確かつ迅速な診断を可能とする医学的知見を集積していく。

- ①医学的所見解析調査：制度の対象疾患に関し、診断法等の向上や判定基準の今後の検討等に資する調査を推進。
- ②石綿肺の診断等に関する支援事業：特に診断が困難な石綿肺において認定事例となり得る重症化の診断を実施。
- ③石綿健康被害救済制度に係る医療従事者育成事業：医療従事者の石綿関連疾患及び石綿健康被害救済制度への知見向上のための講習を行う。

（※4疾患とは、中皮腫、石綿起因性肺がん、著しい呼吸障害を伴う石綿肺、著しい呼吸障害尾伴うびまん性胸膜肥厚）

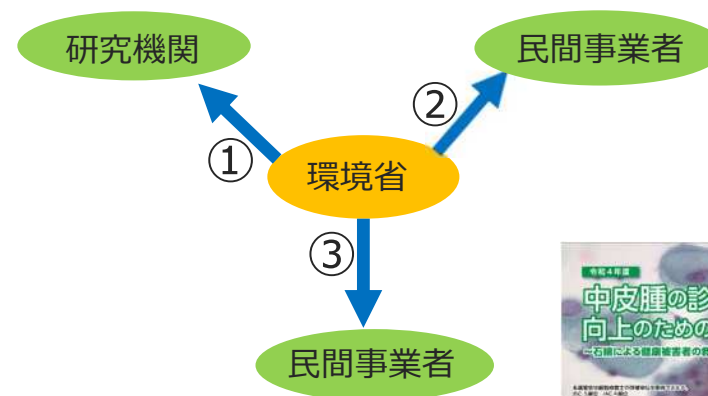
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 研究機関、民間事業者等
- 実施期間 平成19年度～

### 4. 事業イメージ

石綿関連疾患の診断や判定に資する研究を実施

軽症患者のフォローアップ



医療従事者を対象とした講習会を開催



# 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費



【令和6年度予算（案） 593百万円（549百万円）】

化審法の厳格な施行により、化学物質のリスク管理を推進し、環境リスクの低減を図ります。

## 1. 事業目的

- ① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、化学物質の製造・輸入・使用について必要な規制、リスク評価等を確実・適切に実施する。
- ② 化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクを低減する取組を強化するため、今後の化学物質管理の在り方等について、国際発信・国際整合を図りつつ検討する。

## 2. 事業内容

### 【審査・評価・管理業務】

- ・化審法に基づく新規化学物質の生態毒性等に係る審査の実施
- ・化審法に基づく化学物質のリスク評価等の実施、技術的な課題の検討・改善等
- ・環境影響の懸念が高い化学物質の調査等、規制要否の検討に必要な情報収集
- ・国際的に信頼性あるGLP（優良試験所基準）適合試験施設・円滑な運用を確保

### 【化学物質情報業務】

- ・化学物質に関する情報をウェブ上で情報発信する情報基盤システムを活用し、一般に広く利用されるよう円滑に運用

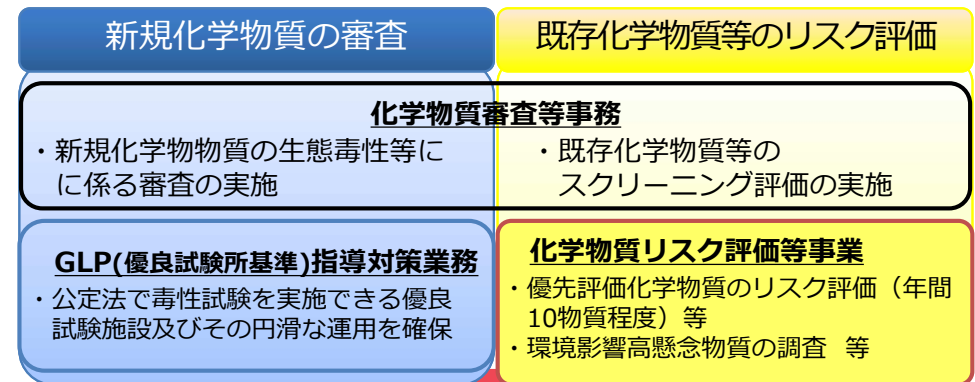
### 【ライフサイクル全体を通じた環境リスク低減、化学物質対策の国際連携の推進】

- ・化学物質のライフサイクル全体の管理制度の在り方、ESG金融、国際的な評価手法、今後の総PFAS対策等の検討
- ・OECD、日中韓等における化学物質の技術的事項に係る国際連携の推進

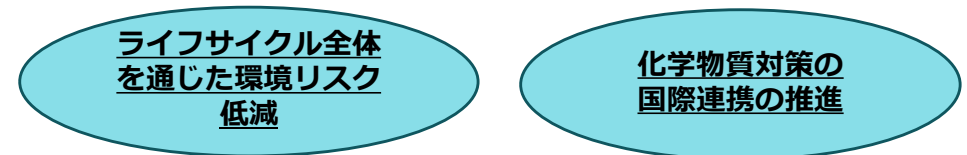
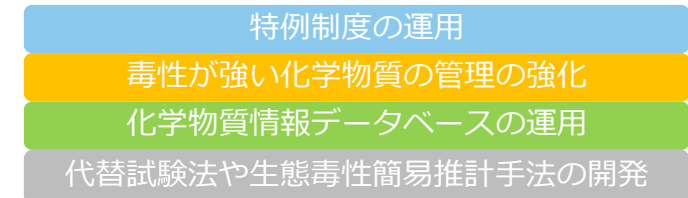
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/委託事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- 実施期間 平成16年度～

## 4. 事業イメージ



<化審法の円滑な運用>



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室 電話：03-5521-8253

# 化学物質国際対応政策強化事業費



【令和6年度予算（案） 79百万円（55百万円）】



地球規模での化学物質の適正管理に我が国の知見を反映させ、国際的動向に対応した国内施策を推進します。

## 1. 事業目的

- ・新たな化学物質管理の枠組み（Global Framework on Chemicals (GFC)）の決定事項を化学物質管理政策（国内実施計画の策定等）に適切に反映し、国内施策を推進する。
- ・GFCでの懸念課題・物質等に係る国際協調に関し、我が国の知見や意向を反映させるとともに、先進国間での協調、アジア太平洋地域における化学物質管理能力の向上にも貢献する。

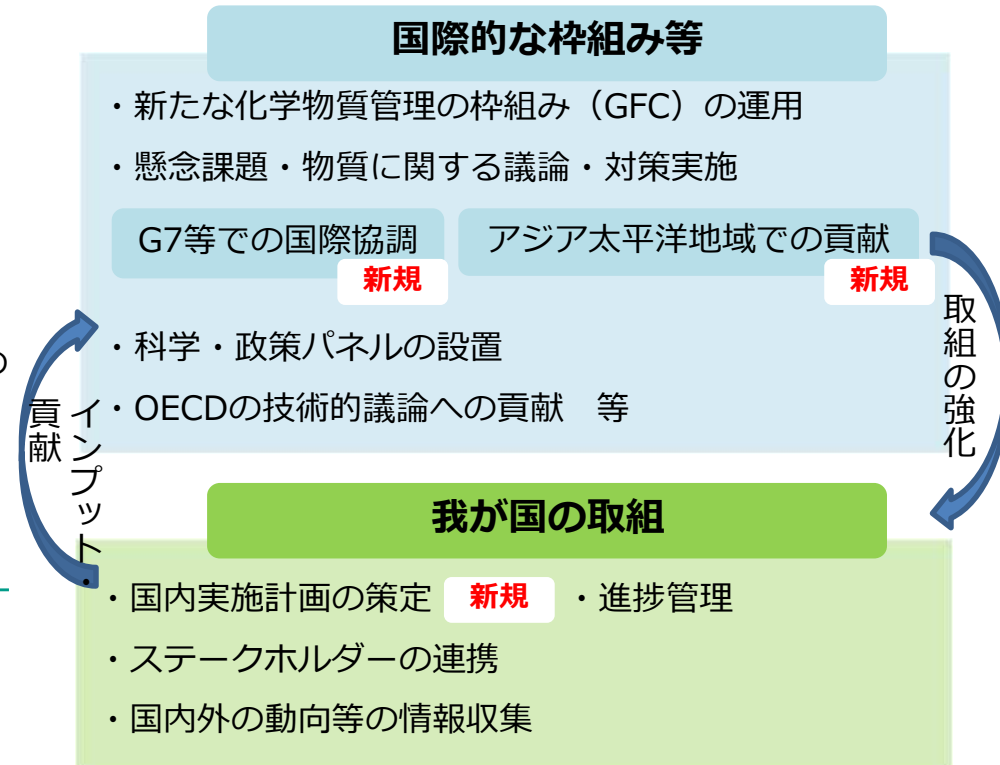
## 2. 事業内容

- ① 新たな化学物質管理の枠組み（GFC）及び懸念課題・物質への対応
  - ・ GFC国内実施計画策定に向けた検討、ステークホルダーとの連携
  - ・ GFCの進捗管理指標の検討への貢献
  - ・ GFC等での懸念課題・物質に関する議論への貢献
  - ・ G7の鉛に関する専門家会合等への対応
  - ・ アジア太平洋地域の化学物質管理能力向上のための調査支援等
- ② 化学物質適正管理等に関する科学・政策パネルに係る調査検討
- ③ OECDの化学品・バイオ技術委員会等への貢献（PFASの技術的議論の対応を含む）
- ④ GHS分類の着実な実施

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成3年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境安全課 電話：03-5521-8259



# PFAS対策推進費



環境省



【令和6年度予算（案）182百万円（70百万円）】

【令和5年度補正予算額 150百万円】

PFASによる健康影響を防止するため、PFASの科学的知見を充実させ、確かな科学的根拠に基づく対策を推進します。

## 1. 事業目的

PFASに対する総合戦略検討専門家会議における「PFASに関する今後の対応の方向性」のとりまとめを受け、約1万物質あるPFASによる環境からの健康影響を未然に防止するため、PFASの有害性に関する科学的知見の集積等を行い、水環境中のPFASの目標値等のあり方等を検討するなど、確かな科学的根拠に基づく対策を推進する。

## 2. 事業内容

### ①PFASの有害性評価：

有害性に関する既存の知見の収集整理を進めるとともに、知見が不足している物質について、神経発達、生殖、免疫系に対する影響、発がん性等に関する試験を実施し、それらの知見から有害性を評価する。

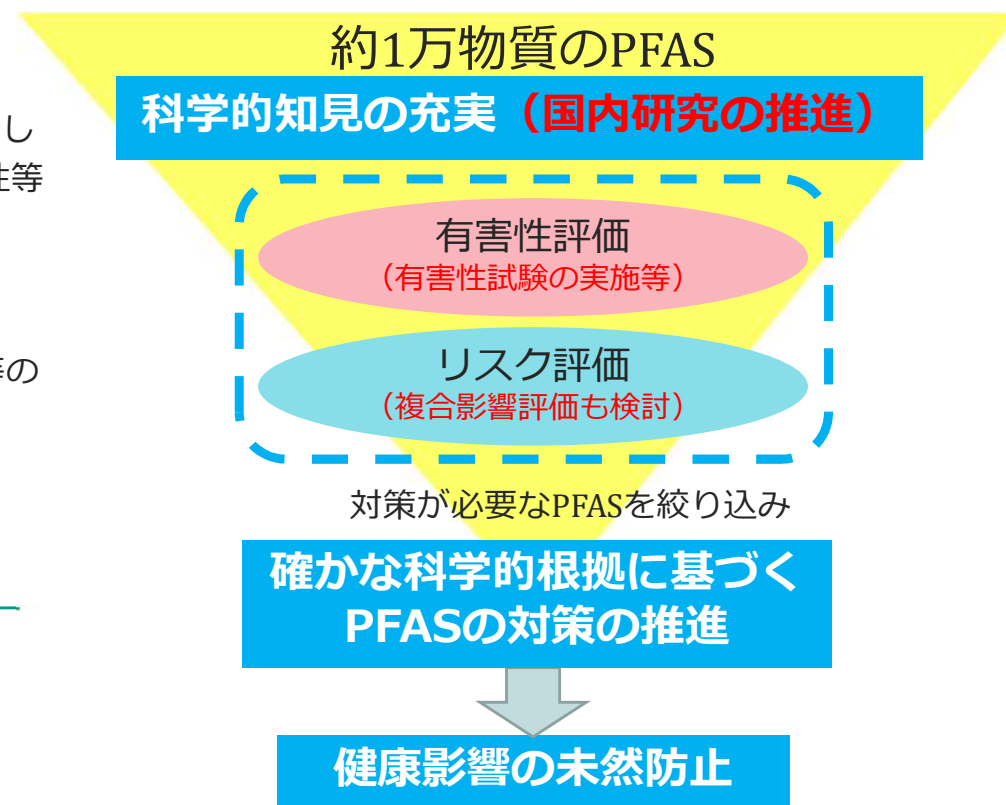
### ②PFAS対策の推進：

①を踏まえ、PFASのリスク評価を行い、水環境中のPFASの目標値等のあり方等を検討するなど、確かな科学的根拠に基づく対策を推進する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負・委託
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和8年度（第I期）

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省水・大気環境局環境管理課

電話：03-5521-8313



諸外国の動向なども参考に、PFASの性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理のあり方等を検討します。

## 1. 事業目的

- ① 欧州、米国等の諸外国におけるPFASの規制動向なども参考に、PFASのうち国内での製造・輸入量の多いものを中心に、性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理のあり方を検討する。
- ② スtockホルム条約において残留性有機汚染物質の候補物質となっている物質群について、条約の担保措置を実施するために必要な情報収集を強化する。

## 2. 事業内容

### 【国外調査による情報収集】

- ・ 欧州、米国等の諸外国におけるPFAS規制案について、規制方針の背景となる考え方や物質選定に当たったの考え方、運用の実態等について情報収集を行う。

### 【PFASの適正管理のあり方検討】

- ・ PFASのうち国内で製造・輸入量の多いもの等を中心に優先度付けを行い、その性状、用途等を把握した上で、排出抑制につながるような適正管理のあり方について検討する。

### 【第一種特定化学物質指定要件の見直し検討】

- ・ 残留性有機汚染物質に関するStockホルム条約において規制対象候補となっているが、同条約の国内担保措置である化審法第一種特定化学物質への指定要件を満たさないことが見込まれる物質が出現しているため、必要な情報収集を行った上で、指定要件の見直しを検討する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/委託事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- 実施期間 令和6年度～

## 4. 事業イメージ

- ・ PFASに対する総合戦略検討専門家会議が取りまとめた「今後の対応の方向性」を踏まえた喫緊の対応が必要
- ・ 現行化審法全面施行5年後の総点検・見直しが必要

### 国内外調査による情報収集

- ・ 欧州REACHや米国の規制案の規制方針の考え方、運用実態等を調査
- ・ 一特指定要件をStockホルム条約に合わせる場合に化審法監視化学物質に及ぼす影響を調査

総PFASの適正管理のあり方検討  
PFASの製造・使用の段階で取り得る施策を検討・具体化

第一種特定化学物質指定要件の見直し検討  
Stockホルム条約の国内担保を確保するため、一特指定要件の見直しを検討

# 水・土壌環境における有害物質等の対策検討調査費



【令和6年度予算（案） 68百万円（68百万円）】

水環境や土壌環境の汚染により人の健康影響のおそれがある物質等について環境基準等の設定・見直しを行います。

## 1. 事業目的

水環境や土壌環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質等について、環境中の存在状況の把握、国内外の科学的知見等の収集を行うとともに、分析手法の検討等を行い、環境基準等の設定・見直しを検討する。

## 2. 事業内容

水環境や土壌環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質については、環境中の検出状況や国際的な毒性評価等の知見の充実等を踏まえ、適切な科学的判断の基に、環境基準等の設定・見直しを行い、人の健康影響の未然防止に努める必要がある。本事業においては、最新の科学的知見等を収集し、これに基づく適切な環境基準等の策定・見直しに係る検討、各種分析法の検討等を行うものである。

主な事業内容については以下の通り。

- ・有害物質の環境中における検出状況・毒性情報等の調査
- ・有害物質の分析法の検討
- ・有害物質に係る環境基準の設定・見直しの検討
- ・環境中の薬剤耐性に関する知見の収集

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体 等
- 実施期間 令和5年度～

## 4. 事業イメージ

検出状況調査

毒性情報等の収集

分析法の検討



人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質等の  
環境基準等の設定・見直しの検討

人の健康影響の未然防止

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局環境管理課 電話：03-5521-8314



# 水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費



【令和6年度予算（案） 119百万円（新規）】

水道水質・衛生行政の移管を受けて、水源から蛇口まで一体的に管理し、水道に対する安全・安心を向上させます。

## 1. 事業目的

一般環境中の水の環境基準等の設定等を通じて培ってきた環境省の持つ科学的知見及び専門的な能力を最大限活用し、水道水源から蛇口までの水質を一体的にリスク管理し、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

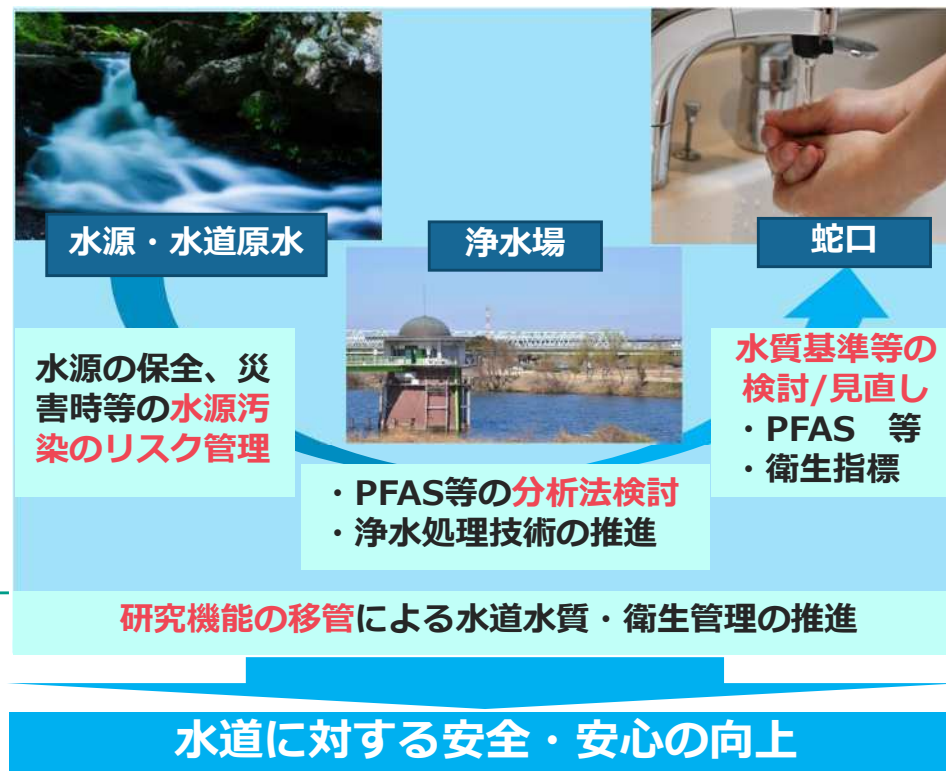
## 2. 事業内容

- ① 移管後においても水道水質基準等の策定（PFASの目標値含む）や、水道水の病原微生物等に対する衛生上の措置について検討するとともに、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院が担ってきた水道関係の研究・研修機能を適切に引き継ぎ、将来にわたり継続的に水道水質基準等の見直し等を実施する。【既存の業務】
- ② 災害・事故に伴う廃棄物処理場や化学工場等から水域への化学物質の漏洩による水道水源等の汚染や、水道原水や水道水で懸念があると考えられるPFAS等の化学物質、病原性微生物等の衛生指標について、事例・科学的知見の収集、各関係者への情報共有、リスク管理の在り方の検討等、水道水源から蛇口の水までの化学物質等の安全対策の強化について検討する。【新たに実施予定の業務】

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室 電話：03-5521-8316

# 指定管理鳥獣捕獲等事業費



【令和6年度予算(案) 200百万円(200百万円)】

【令和5年度補正予算額 2,300百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲等を支援します。

## 1. 事業目的

ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止等を目的としたイノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

## 2. 事業内容

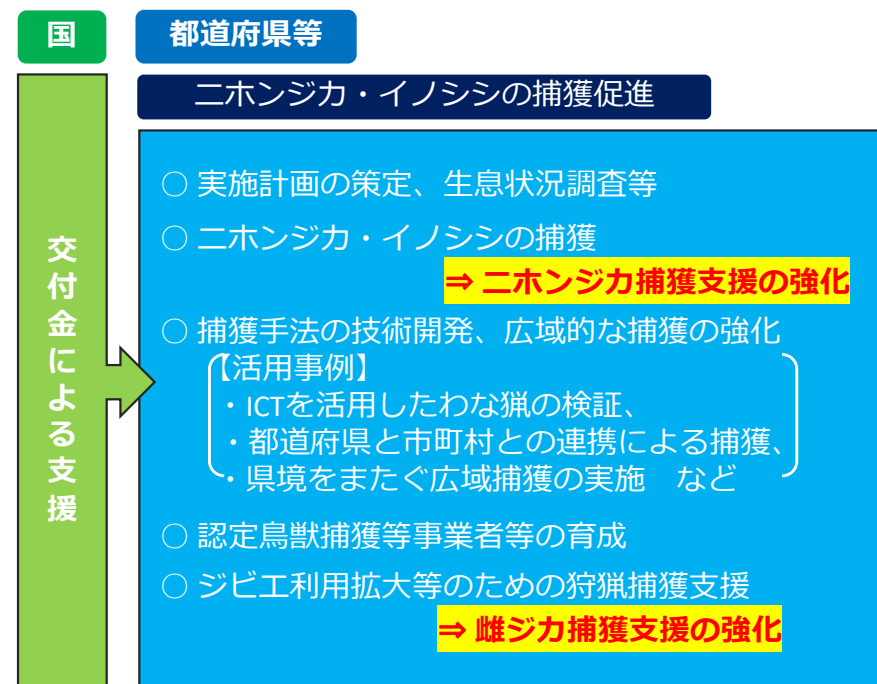
ニホンジカ・イノシシの半減目標(平成23年度比)の達成及び豚熱収束後のイノシシの個体数の増加を防ぐため、都道府県等が行う以下の取組について交付金により支援する(特に半減目標の達成が困難なニホンジカについて更なる捕獲体制強化が必要)。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等(ニホンジカ・イノシシ)
- ③効果的な捕獲の促進(捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲)
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成(捕獲技術向上のための研修会等)
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成(食肉衛生の講習会等)
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援(捕獲個体の搬入への支援・捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(補助率1/2、2/3、定額)
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和10年度(予定)

## 4. 事業イメージ



半減目標の達成



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

# 希少種保護対策費



【令和6年度予算（案） 700百万円（702百万円）】



環境省レッドリスト改定と国内希少野生動植物種の追加指定等を進め、多様な主体と連携した保護を推進します。優先度が特に高い希少種については保護増殖事業等を実施し、種の絶滅を回避し、健全な状態に改善します。

## 【本省予算】

### 1. 事業目的

- ① 絶滅のおそれの評価等を行い、特に対処が必要な種について法令による規制や保全策をとることで、種の絶滅を回避
- ② 保護増殖事業等の取組を進め、生息・生育状況を長期的に健全な状態まで改善

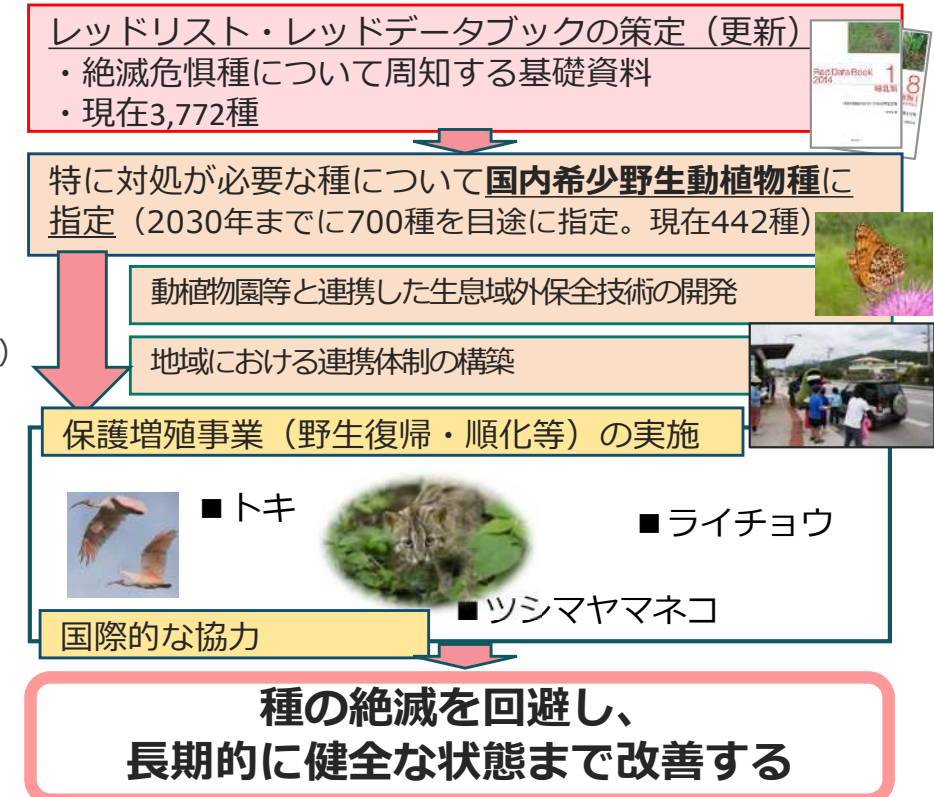
### 2. 事業内容

- ① 絶滅危惧種の選定及び国内希少野生動植物種の指定等
  - ・ 第5次レッドリスト（R6以降公表）策定に向けた調査・検討
  - ・ 国内希少野生動植物種の追加指定
  - ・ 動植物園等における生息域外保全の実施方針の検討、域外保全技術の開発 等
- ② 国内希少野生動植物種等の保全に対する地域体制の構築等
  - ・ 地域関係者との連携体制構築に向けた検討
- ③ 地方公共団体への委託による、地域の知見を生かした保護増殖事業の実施
  - ・ 生息状況調査、野生個体への給餌等種に応じた対策（トキ、ツシマヤマネコ等）
- ④ 野生復帰に向けた順化等事業の実施
  - ・ 野生復帰計画の策定、順化訓練、モニタリングの実施等
- ⑤ 日中共同トキ保護計画に基づくトキ保護推進協力事業
  - ・ 中国におけるトキ野生復帰に向けた調査協力、日中の技術交流等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 請負先 地方公共団体、民間事業者・団体、非営利団体
- 実施期間 平成5年度～

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室 電話：03-5521-8353



## 【地方予算】

### 1. 事業目的

- ① 国内希少野生動植物種のうち、特に優先度が高いものについて地域の実態に即した保護増殖事業を実施。
- ② 種の保存法に基づく生息地等保護区について、既指定10箇所の維持管理、新規指定のための調査を実施。
- ③ ①②の取組を通して、種の絶滅の回避、生息・生育状況の改善を図る。

### 2. 事業内容

#### ①各地域における保護増殖事業の実施

- ・積極的に保護増殖を図る必要があるとして保護増殖事業計画が策定された種について、計画に基づき生息状況の調査、生息環境の整備、生息を脅かす要因の排除（密猟、交通事故対策など）、飼育繁殖、野生復帰、普及啓発、これらに係る専門家等との検討会などの実施。
- ・対象種ごとに、生息数及び生息環境についての定量的目標設定など、保護増殖事業の完了に向けた検討。

#### ②生息地等保護区の維持管理、新規指定に向けた調査検討

- ・巡視、生息状況把握調査、維持保全作業、制札等の整備、違法捕獲等防止柵の設置等の維持管理の実施。
- ・生息状況把握調査、関係者との調整、図面作成等、新規指定の調査検討。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間団体等
- 実施期間 平成18年度～

### 4. 事業イメージ

※対象種は保護増殖事業計画が策定されている75種のうち、6種（トキと令和3年以降に計画が策定され具体的な事業を準備している5種）を除く69種

#### 保護増殖事業（69種※）

種ごとに地域実情に応じた事業実施

- <ほ乳類> ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコなど4種
- <鳥類> イヌワシ、ライチョウ、ヤンバルクイナなど14種
- <両生類> アベサンショウウオ1種
- <魚類> ミヤコタナゴ、アユモドキなど4種
- <昆虫類> ベッコウトンボ、オガサワラシジミなど10種
- <貝類> 小笠原陸産貝類20種
- <植物> キタダケソウ、レブンアツモリソウなど16種



ライチョウ



イタセンバラ

生息状況の調査、生息地の環境整備、外来種除去、野生復帰、飼育繁殖、密猟対策、普及啓発等

#### 生息地等保護区（7種10箇所）

国内希少野生動植物種のうち、生息・生育地を厳重に保全する必要がある場合に指定。

- ・ 開発行為の規制
- ・ 生息・生育環境の保全

■ 維持管理



巡視



制札等の整備

■ 新規指定の調査



関係者との調整

種の絶滅を回避し、  
長期的に健全な状態まで改善する



## 中間貯蔵施設の整備及び管理運営等を行います。

### 1. 事業目的

福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理する中間貯蔵施設の整備及び管理運営等を着実に実施することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資することを目的とする。

### 2. 事業内容

令和6年度においては、安全を第一に地域の理解を得ながら中間貯蔵施設事業を着実に実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用に関する実証事業等を実施する。

#### <主な内訳>

- ・ 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得等 19億円
- ・ 中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送等 920億円
- ・ 県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等 66億円
- ・ 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 3億円

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負、委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成23年度～

### 4. 事業イメージ

#### 中間貯蔵施設の整備

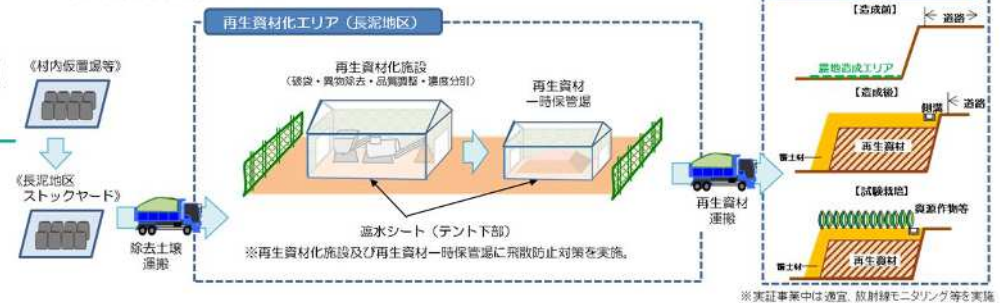


#### 輸送車両の走行状況



#### 再生利用の実証事業

(参考) 実証試験イメージ



※実証事業中は適宜、放射線モニタリング等を実施



## 面的除染完了後の事後処理を実施します。

### 1. 事業目的

除染により生じた除去土壌等の仮置場での適正な管理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化、除染後の適切なフォローアップ等、面的除染完了後の対応を着実に実施する。

### 2. 事業内容

(1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・原状回復等

14,044百万円 (16,292百万円)

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

(2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・原状回復等に対する

財政措置

937百万円 (637百万円)

〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

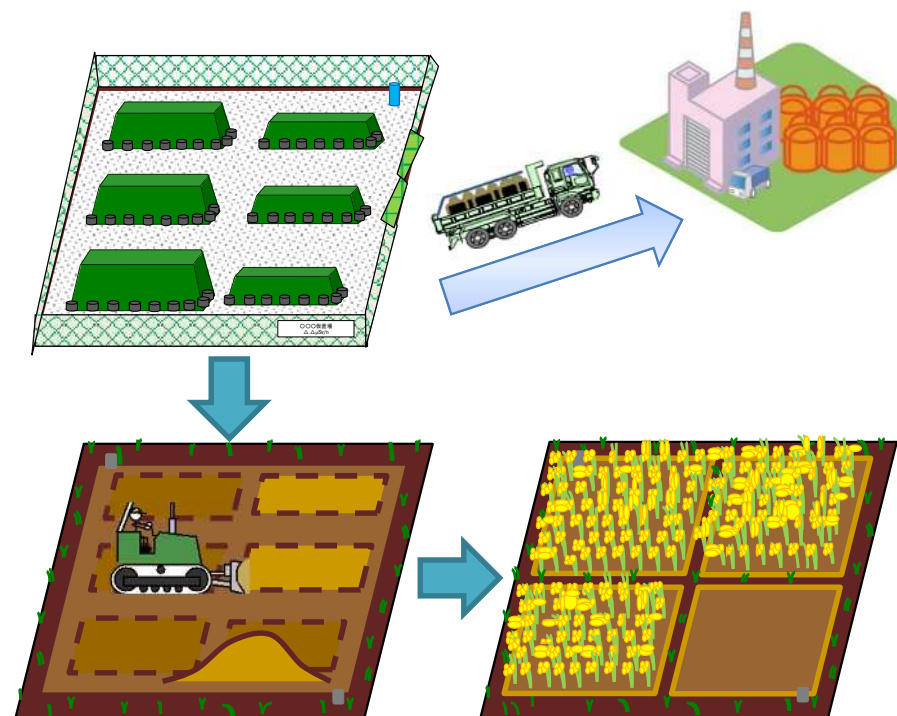
(参考)

令和5年3月末時点で、福島県内の仮置場の総数約1,370箇所のうち約1,340箇所余りが搬出完了。搬出後の仮置場の原状回復及び残りの仮置場の適正な管理を実施。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／直接補助事業（基金）
- 請負補助対象 民間事業者／地方自治体／福島県
- 実施期間 平成23年度～

### 4. 事業イメージ





# 特定復興再生拠点整備事業



【令和6年度予算（案） 37,017百万円（43,579百万円）】



特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

## 1. 事業目的

福島復興再生特別措置法に基づき、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における除染・家屋解体等を行う。

## 2. 事業内容

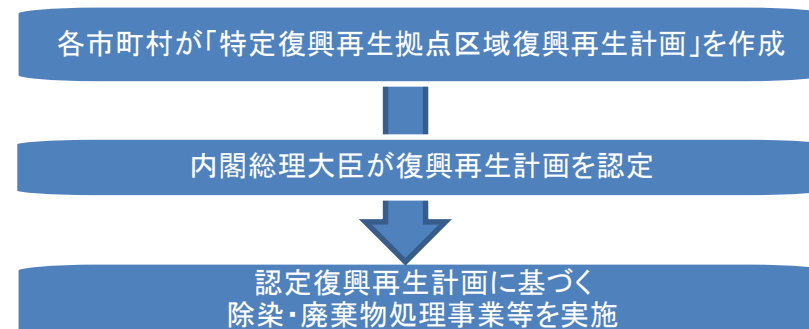
特定復興再生拠点区域【37,017百万円（43,579百万円）】

- (1) 除染事業 2,676百万円（8,466百万円）  
除染工事、モニタリング等のフォローアップ、仮置場維持管理、搬出完了後の原状回復等
- (2) 廃棄物処理事業 34,184百万円（34,950百万円）  
家屋等解体撤去、減容化、拠点廃棄物詰替・セメント固型化、仮置場維持管理等不燃物処理等
- (3) その他調査業務、旅費等 157百万円（163百万円）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

## 4. 事業イメージ



【特定復興再生拠点区域の例（双葉町：避難指示解除済み）】



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室、電話：03-5521-9267 特定廃棄物対策担当参事官室、電話：03-5521-9093

# 特定帰還居住区域整備事業



【令和6年度予算(案) 44,962百万円(新規)】



特定帰還居住区域の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

## 1. 事業目的

2023年6月に改正した福島復興再生特別措置法に基づき、特定帰還居住区域（避難指示の解除により住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定帰還居住区域内における除染・家屋解体等を行う。

## 2. 事業内容

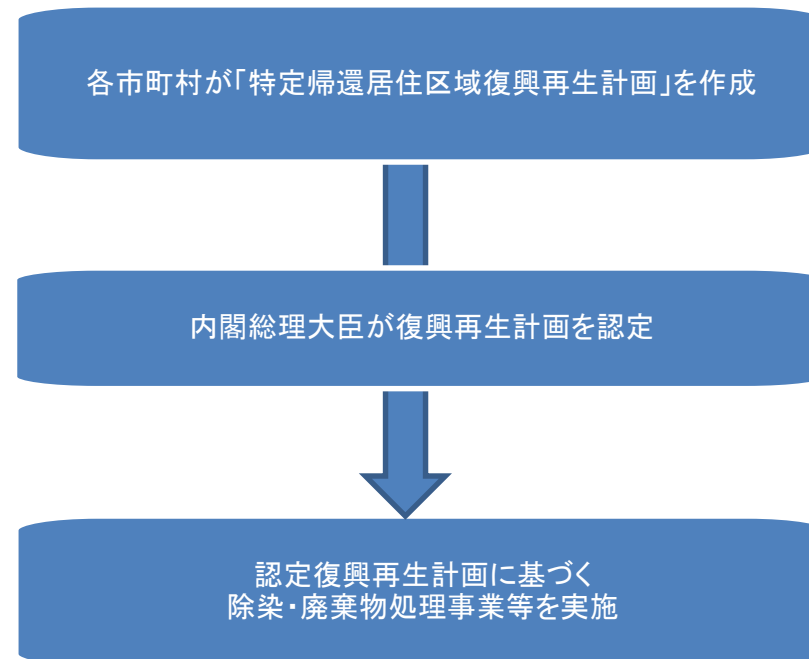
特定帰還居住区域【44,962百万円(新規)】

- (1) 除染事業 33,443百万円(新規)  
除染工事、事前調査・同意取得
- (2) 廃棄物処理事業 11,512百万円(新規)  
家屋等解体撤去、減容化、仮置場運営、不燃物処理等
- (3) その他調査業務、旅費等 7百万円(新規)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室、電話：03-5521-9267 特定廃棄物対策担当参事官室、電話：03-5521-9093

# 放射性物質汚染廃棄物処理事業等



【令和6年度予算（案） 40,736百万円（72,993百万円）】

環境省

## 放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

### 1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）等の処理を着実に推進する。

### 2. 事業内容

- 対策地域内廃棄物の処理 **39億円**  
対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理等を行う。
- 指定廃棄物の処理 **214億円**  
福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約するための長期管理施設の整備に向けた取組等を推進する。
- 特定廃棄物の埋立処分 **139億円**  
既存管理型処分場を活用し福島県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。
- 農林業系廃棄物の処理 **12億円**  
農林業系廃棄物処理に要する費用を補助する。
- 廃棄物処理施設モニタリング **3億円**  
特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、直接補助事業等
- 請負・委託先、補助対象 民間事業者、地方公共団体等
- 実施期間 平成23年度～

### 4. 汚染廃棄物対策地域の状況



浪江町  
仮設焼却施設



特定廃棄物埋立処分場



農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 特定廃棄物対策担当参事官室 電話：03-6457-9098



# 東日本大震災被災地における環境モニタリング調査



【令和6年度予算（案） 817百万円（ 824百万円）】



東日本大震災被災地における放射性物質等の環境モニタリング調査を実施します。

## 1. 事業目的

- ① 東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所から放出された放射性物質等に係るモニタリング及びALPS処理水の海洋放出に係る海域環境モニタリングを行う。
- ② モニタリング結果を発信し、国民の安心の確保に資する。

## 2. 事業内容

「総合モニタリング計画」及び「ALPS処理水の処分に関する基本方針」に基づき水環境に係る以下の調査を実施する。

○発電所事故に伴い放出された放射性物質等について①～③を実施。

- ①公共用水域放射性物質モニタリング調査
  - ・セシウム・ストロンチウムを測定
- ②地下水放射性物質モニタリング調査
  - ・セシウム・ストロンチウムを測定
- ③被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査
  - ・セシウム・ダイオキシン類等の有害物質を測定

○ALPS処理水に係るモニタリングとして④を実施。

- ④ALPS処理水放出に関連する放射性物質モニタリング調査
  - ・トリチウム等を測定

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成24年度(一部23年度補正)～

## 4. 事業イメージ

■調査範囲（地点図は別紙のとおり）・調査頻度

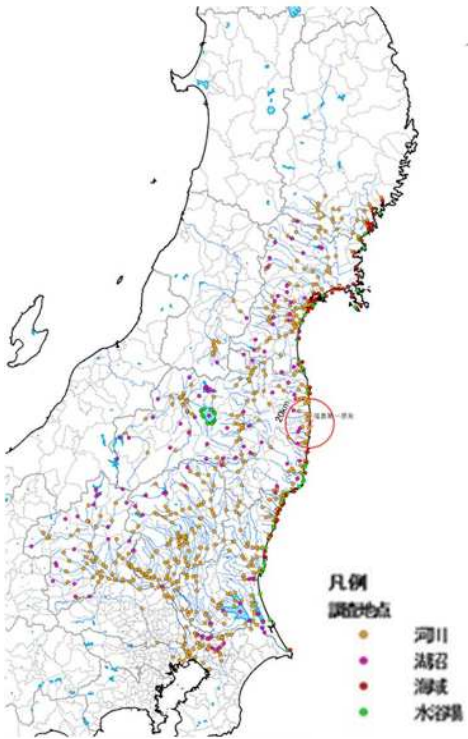
- ①公共用水域放射性物質モニタリング調査
  - ・対象試料：水質・底質、水生生物
  - ・調査範囲：福島県及び近隣8都県の河川、湖沼、沿岸
  - ・調査頻度：年2～10回
- ②地下水放射性物質モニタリング調査
  - ・対象試料：地下水
  - ・調査範囲：福島県及び近隣6県
  - ・調査頻度：年1～4回
- ③被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査
  - ・対象試料：底質
  - ・調査範囲：福島県、宮城県、岩手県沖
  - ・調査頻度：年1回
- ④ALPS処理水放出に関連する放射性物質モニタリング調査
  - ・対象試料：海水、水生生物
  - ・調査範囲：福島県、宮城県、茨城県沖
  - ・調査頻度：年4回ほか風評状況に応じて実施

お問合せ先： 環境省水・大気環境局海洋環境課 電話：03-5521-8306

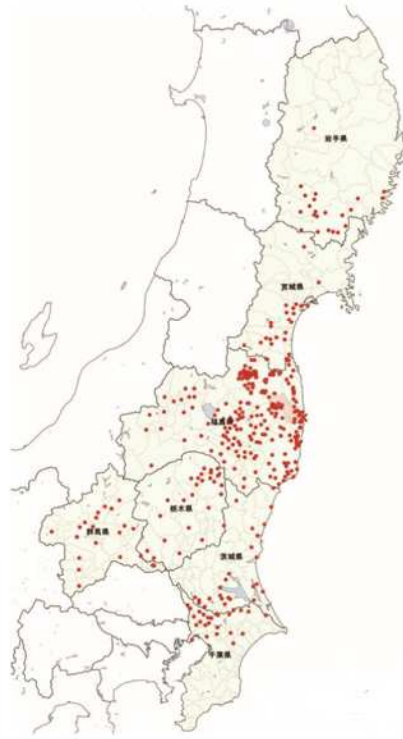
# 東日本大震災被災地における環境モニタリング調査

## モニタリング調査地点図

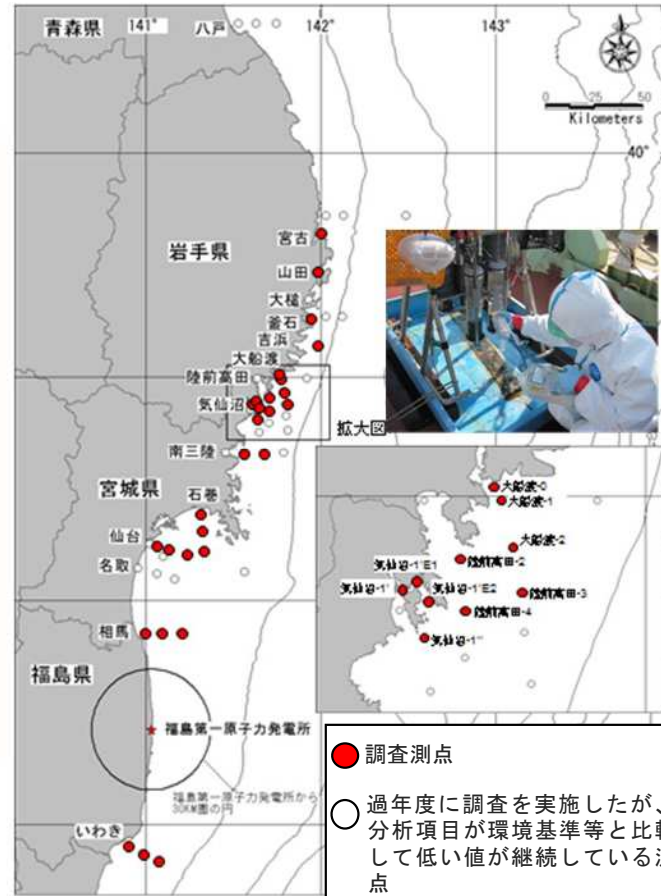
①公共用水域（河川、湖沼、沿岸）



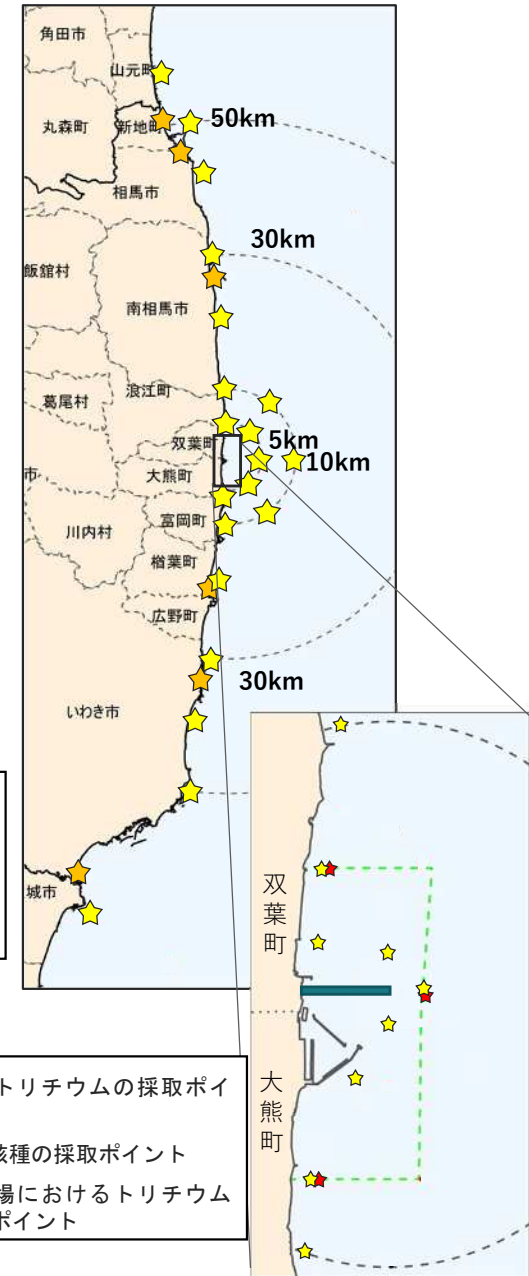
②地下水



③海洋



④ALPS処理水



# 放射線健康管理・健康不安対策事業費



【令和6年度予算（案）1,103百万円（1,153百万円）】



研究事業等を通じて、原子力災害被災者に適切な健康管理を講ずるとともに、健康不安の解消を図ります。

## 1. 事業目的

- ① 放射線の健康影響に係る知見の充実を図る。
- ② 研修会による自治体支援、車座集会によるリスクコミュニケーション等を通じ、帰還後の放射線不安解消を図る。
- ③ 甲状腺がんを含むサポート体制の充実及び甲状腺検査に係る検査者等の育成、検査実施機関への支援を行う。
- ④ 放射線健康影響に関する基礎資料の改訂等を行うとともに、風評加害を生まないための正確で効果的な情報発信を行う。

## 2. 事業内容

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえ、①放射線の健康影響に係る調査研究、②特定復興再生拠点区域での避難指示解除に伴う住民の帰還を念頭においたリスクコミュニケーション事業、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」に係る人材育成、④放射線の健康影響等に関する情報収集・対策等を推進しています。
- 令和6年度は上記4事業の着実な実施に加え、以下の点を強化します。
  - ぐるぐるプロジェクトでは行動経済学的手法を取り入れ、情報の受け手に合わせたサイエンスコミュニケーションやリスクコミュニケーションを強化することで、風評対策を行い、差別につながる風評加害を生まない取り組みを進めます。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業/請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

## 4. 事業イメージ

### 【調査研究(公募)】

- ① 放射線健康管理に資する線量評価に関する研究
- ② 事故に係る身体面・心理面の健康影響及びそのメカニズムに関する研究
- ③ 事故による放射線不安への対策に資する研究 等

### 【リスクコミュニケーション事業】

- ① 自治体職員等への研修等
- ② 住民セミナー等を通じた住民の不安対策
- ③ 相談員支援センターによる支援

### 【甲状腺検査の充実等】

- ① 甲状腺がんを含むサポート体制の充実
- ② 甲状腺検査に係る人材育成・検査実施機関への支援

### わかりやすい科学情報を国内外へ発信

#### 基礎資料の改訂と 情報発信



科学情報を  
わかりやす  
く発信

#### 学びの機会・ 発信の機会の提供



・ワークショップの開催等

住民等の  
健康確保  
不安解消

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 電話： 03-5521-9248



# 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業



環境省

【令和6年度予算(案) 500百万円(500百万円)】

福島での「脱炭素社会」の実現と福島「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

## 1. 事業目的

- 震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。しかし、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステムの導入等に関して、地方公共団体、民間事業者等への重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。

## 2. 事業内容

(1) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島での「脱炭素社会」の実現と福島「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定(又は策定予定)を要件とし、これらの実現に向けた「計画策定」と「自立・分散型エネルギーシステムの導入」に対する支援を行う。

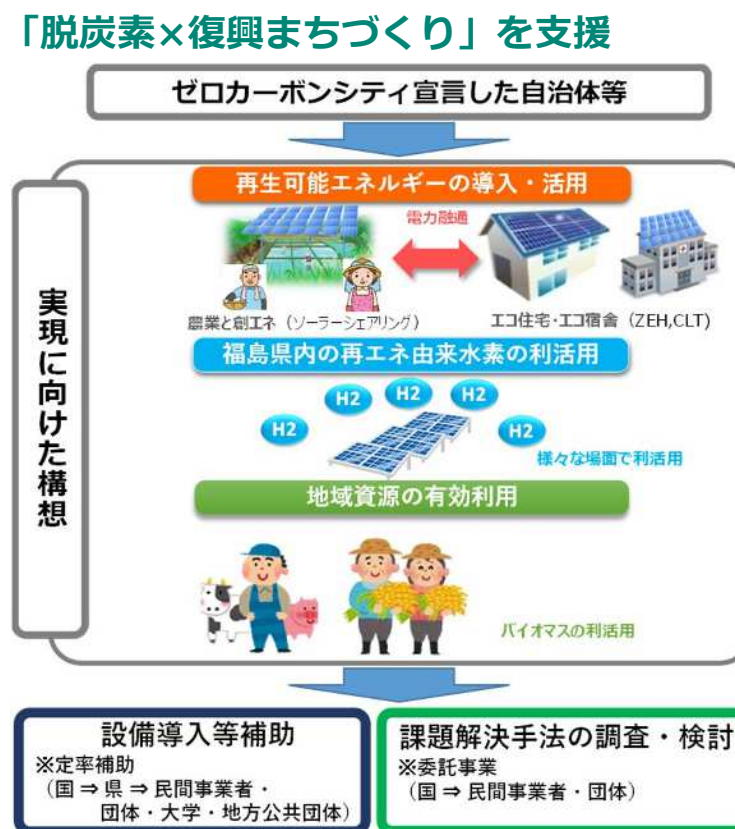
(2) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する調査・検討

福島県の2040年の再生可能エネルギー導入目標や2050年カーボンニュートラルの目標等を見据え、避難指示解除や復興まちづくりの取組が段階的に進められることなど被災地域の状況に応じた効果的・効率的な自立・分散型エネルギーシステムの導入手法の調査・検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 計画策定補助(2/3 上限1,000万円)、導入等補助(1/3、1/2、2/3、3/4)  
(2) 委託事業
- 委託先・補助対象 (1) 民間事業者・団体・大学・地方公共団体  
(2) 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 電話：03-3581-2788

